

アジア女性研究

第26号



2017年3月



公益財団法人

アジア女性交流・研究フォーラム

KITAKYUSHU FORUM ON ASIAN WOMEN

表紙

インドネシア西ジャワ州のデサ（村）で行われている高齢者向けボスヤンドゥ（地域に出向いて提供される保健サービス）で行われている血圧測定の様子。郡保健センターの医師や看護師と、カデルと呼ばれる婦人会のスタッフによって、毎月1回保健サービスが提供されている。（2016年12月9日撮影）

アジア女性研究第 26 号発刊によせて

(公財) アジア女性交流・研究フォーラム (Kitakyushu Forum on Asian Women:KFAW) では、日本及びアジア地域の発展に寄与することを目的に、アジア太平洋地域を中心とする世界各国のジェンダーや男女共同参画に関するさまざまな課題について調査・研究を行っています。

KFAW の研究部門の特色は、KFAW を取り巻く研究者のネットワークによって支えられていることです。この研究者ネットワークは、九州地域を中心としたジェンダー研究者によるネットワークで、定期的にフォーラム (KFAW) という広場に集まって研究会や情報交換を行っています。

本書『アジア女性研究第 26 号』には、このネットワークのメンバーの中から、3 人の研究者に、「台湾とシンガポールにおける性的マイノリティの人権と市民社会」に関する研究、「女性差別撤廃条約から見た 2015 年 12 月の婚姻法に関するわが国の最高裁判決」に関する研究の 2 編の論文と、「女性とヴェール」に関する最近の著作に関する書評の寄稿をお願いしました。いずれも、ジェンダー平等に関する新しいテーマです。読者の皆さんのご感想をお寄せいただければ幸いです。

また、今号では特に、昨年 7 月に開催した「第 1 回 WWAS 国際会議フォローアップ会議北九州タウンミーティング」において、高齢社会をよくする女性の会理事長の樋口恵子氏にお願いした基調講演「高齢化する社会と地域における女性の活躍」の内容をそのまま収録しています。WWAS 国際会議は、「高齢化する社会と働く女性 (Working Women in an Ageing Society) をテーマに福岡市で開催されたもので、タウンミーティングは、国際会議の成果を地域に敷衍するために行ったものです。KFAW では、タウンミーティング報告書を別途作成しましたが、樋口氏の講演は特に反響が多く寄せられたため、本書に再録することにしたものです。

アジア女性交流・研究フォーラムでは、名前のとおり、「交流」と「研究」を活動の 2 本の柱にしており、「交流」は「研究」をベースにした目的をもった交流を行うことを基本とし、「研究」は「交流」に資することを目的としています。本書が多くの皆様の交流に資することを願っています。

2017 年 3 月

公益財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム

アジア女性研究

第 26 号

2017 年 3 月

目 次

◆研究論文

- インドネシア西ジャワ州の村落における婦人会（PKK）活動の現状
..... 神崎 智子 1
- 台湾とシンガポールにみる性的マイノリティーの人権と市民社会
..... 田村 慶子 19
- 女性差別撤廃条約から見た最高裁判決—女性のみ再婚禁止期間及び夫婦同氏制と女性の人権—
..... 近江 美保 37

◆特別寄稿論文

- 韓国、日本及びフィリピンの男女平等度—ジェンダー格差指数からみた—考察—
..... 堀内 光子 51

◆講演録

- 第 1 回 WWAS 国際会議フォローアップ会議 北九州タウンミーティング基調講演
「高齢化する社会と地域における女性の活躍」
..... 樋口 恵子 67

◆書評

- なぜ彼女たちはヴェールを着用し始めたのか
..... 森田 豊子 83

- ◆ 2016 年度研究報告会・セミナー 89

インドネシア西ジャワ州の村落における婦人会（PKK）活動の現状

かんざき さとこ
神崎 智子*

1. はじめに——研究の趣旨

わが国において、女性団体は、これまで教育、保健、福祉などさまざまな活動を行い、地域社会の発展に貢献してきた。特に、北九州市において、1950年～60年代に展開された戸畑婦人会の公害反対運動は、七色の煙の工業都市・北九州が公害を克服し環境都市へと転換する契機となった活動で、北九州市の歴史を変えた偉業である⁽¹⁾。

現在も女性団体は、多くの自治体において、地域のまちづくりや男女共同参画の推進を担っており、地域社会づくりにおいて不可欠の社会資本であるが、近年、メンバーの高齢化、役員の硬直化、活動のマンネリ化や停滞といった課題を抱えている。その一因は、これら女性団体は行政主導で組織され、活動が奨励されてきたため、行政の力の入れ方次第で女性団体の活動が左右されるという声も聞かれる。

そこで、日本と同様の町内会制度があり、日本と類似の婦人会（PKK）があるインドネシアにおいて、PKKの活動状況を調査することにした。PKKは、「開発独裁」と言われたスハルト政権時に全国的に展開された主婦の団体の活動である。女性を開発政策に動員するために、政府の強力な指導によって展開されたもので、家族の健康と幸せのために家庭の主婦の役割が重要であるとして「家族福祉運動」と呼ばれ、女

性たちにさまざまな活動を奨励した。スハルト政権崩壊から20年近く経過し、民主化と地方分権化が進んだ社会で、PKKは変容しているのか、女性たちは地域づくりにどのように参画しているのか、PKKの組織や活動を調査した。

本稿は、2016年12月に西ジャワ州で行った調査を中心にまとめたものである。これまでPKKについては多くの研究がなされているが⁽²⁾、本稿は地域レベルにおけるPKK活動の最新の情報を提供するものである。

2. スハルト政権時のPKK活動

(1) PKKの歴史

PKKは、1957年にボゴールで開催された家政セミナーを契機につくられた家族福祉に関する教育プログラムを起源とする⁽³⁾。このプログラムは、育児や家計など家庭生活に関する教育を行うもので、1960年代、教育に欠け、社会的にも経済的にも低い地位に置かれたこの時代の女性たちを教育するために、地域の研修センターを中心に、教育省によって推進された（家族福祉教育＝Pendidikan Kesejahteraan Keluarga：PKK）。

そうした中、中部ジャワ州知事が、村落近代化計画に着手した際に、知事の妻が、栄養改善や衛生管理などの知識の普及等の

* アジア女性交流・研究フォーラム主席研究員

活動に村の女性たちを積極的に参加させ、これが村の近代化計画に大きな効果を発揮した。

この成功に注目した政府が、1972 年に、PKK を全国的な活動として採用した。その際に PKK は、「教育」から「運動」へと転換され⁽⁴⁾、略語 PKK はそのままに、名称を「家族福祉運動 (Pembinaan Kesejahteraan Keluarga)」と変え、所管も内務省に変更された。スハルト大統領が自ら内務大臣に対して、PKK 運動をインドネシア全土に広めるよう命じたとされる⁽⁵⁾。そして、1983 年からは、国の開発の指針である国策大綱 (GBHN) の中に PKK が明記されている⁽⁶⁾。

では、PKK とはどのようなものかを見ていくことにしたい。

(2) PKK の組織及び活動

スハルト政権時の PKK の特徴は、そのヒエラルヒカルな組織構造にある。インドネシアの地方行政機構は、州一県／市一郡一町／村という構造になっており、町村には、日本と同様に町内会が組織されている。この町内会制度は、第 2 次世界大戦中の日本の占領統治時期に組織された「トナリグミ」の名残である⁽⁷⁾。地域の末端に日本の自治会や町内会に当たる RT (エル・テー) があり、その上に、自治連合会に当たる RW (エル・ウエー) が形成されている⁽⁸⁾。

スハルト時代の国と地方の関係は、強固な中央集権体制の中で、縦のラインの従属関係にあった。PKK 組織も、内務大臣をトップに、州知事一県知事／市長一郡長一町村長と、縦のラインの育成チームがつくられた。そして、それぞれの妻が、それぞれのレベルの PKK の会長となり、公務員の妻の組織「ダルマ・ワニタ (Dharma Wanita)」を通して、役所内の夫の地位そ

のままの上下関係による公務員の妻たちを動員することによって推進チームが結成され、PKK 活動が推進された。

さらに、町内会においては、RW の PKK、RT の PKK が結成され、RW 長の妻が RW・PKK の会長、RT 長の妻が RT・PKK の会長となった。そしてさらに、1986 年からは、PKK 活動をグラスルーツまで浸透させるために、町内会をさらに 10～20 世帯ずつに分けた「ダサ・ウスマ (DasaWisma)」というグループが最末端につくられた⁽⁹⁾。「ダサ・ウスマ」とは「10 軒の家」という意味である。ダサ・ウスマは、構成世帯の中からリーダーを選び、リーダーは構成員の世帯の家族データ (構成員の名前、生年月日、職業など) の登録を行い、PKK への参加状況を記録した⁽¹⁰⁾。

このようにスハルト時代、PKK は、国レベルから最末端の町内会レベルまで、内務省を頂点としたピラミッド型に強固に組織化されたのであった。

PKK の活動は、①パンチャシラの理解と実践⁽¹¹⁾、②ゴトン・ロヨン (コミュニティの共同作業)、③栄養や食生活の改善、④清潔な衣服、⑤住居及び健全な家計管理、⑥教育及び技能習得、⑦健康、⑧協同組合の育成、⑨環境保護、⑩健全な家庭計画、の 10 のプログラムを基本とし、地域の実情に合わせて行うこととされた。この 10 の基本プログラムは、中部ジャワ州知事が 1978 年に内務大臣に提出した PKK 啓発ワークショップの報告書の中に書かれた 10 項目の分類で、現在までずっと使われているが⁽¹²⁾、具体的な中身は、内務省、農業省、教育省、保健省、情報省、社会省、労働省、協同組合省、小企業省、宗教省などが地方で展開した開発プログラムの受け皿的な活動である⁽¹³⁾。これらの省では、県

や郡の出先機関がPKKに対する技術的支援・助言グループを結成し、プログラム実施の指導を行った。PKKは、技術支援・助言グループからも活動を推進されたのである。10のプログラムは、次の4つにカテゴリー化され、4つのワーキング・グループ（Kelompok Kerja : Pokja（ポクジャ））によって推進された¹⁴⁾。

Pokja I・・・①及び②

Pokja II・・・⑥及び⑧

Pokja III・・・③、④及び⑤

Pokja IV・・・⑦、⑨及び⑩

3. スハルト政権崩壊後のPKK

1998年、スハルト大統領が退陣し、民主化と地方分権化の波が押し寄せると、PKKも時代に合わせた変容を迫られた。2000年10月31日～11月2日にPKK中央推進本部は臨時会合を開き、PKKの名称を、PKKの略語はそのままに、「家族福祉とエンパワーメント（Pemberdayaan dan Kesejahteraan Keluarga）」運動に変えることに決定、これを受けて、同年12月21日、当時の内務・地方自治大臣¹⁵⁾は、「家族福祉とエンパワーメント運動に関する大臣決定2000年第53号」を公布した¹⁶⁾。

この大臣決定は、従来のPKK運動のあり方を変更するものであったが、PKKの存続を政府として正式に決定したものであった。大臣決定には、優秀な人材の育成は家族福祉の水準によって決定されるものであり、家族福祉の向上のためには、PKK運動を推進する必要があると述べられた。

大臣決定では、国レベル、州レベル、県市レベル、郡レベル、町村レベルそれぞれにPKKを結成し、それぞれの長の妻をPKK長とするとされたものの¹⁷⁾、PKKの

運営は、それぞれの自治体に委ねられた。村より下のレベルのPKKについては置くことができることとされた¹⁸⁾。

活動については、PKKの目的は、豊かで文化的な自立した家族の実現に向けて、家族をエンパワーすることとされ¹⁹⁾、従来どおりの10の基本プログラムが示され、地域のニーズや活用できる資源に応じて活動を行うこととされた²⁰⁾。

なお、スハルト政権時にPKK活動の強力な推進母体であった公務員の妻の組織であるダルマ・ワニタは、1999年12月に「ダルマ・ワニタ連合（Dharma Wanita Persatuan）」と名前を変え、非政治的な立場を維持することを明確にし、活動の方針も、家庭における女性の役割に焦点を当てた活動から、人権の保護へと重点が置かれるようになった²¹⁾。

このように、急速な民主化と地方分権化の中で、PKK活動は、それぞれの自治体で自らの運営によって家族の福祉の向上を目指すことになったのである。

その後12年間、PKKは、2000年の大臣決定を根拠に活動が行われてきたが、2013年1月、内務省は、2000年大臣決定に変わる「家族福祉とエンパワーメント運動を通じた地域社会のエンパワーメントに関する規則」（内務大臣規則2013年第1号）を公布した。この規則で強調された点は、地域社会のエンパワーメントである。2000年大臣決定では、PKKの目的は「家族の福祉」を向上することであったが、2013年規則では、「家族の福祉」の向上とともに「地域の発展（エンパワーメント）」を目指すことがPKKの目的であるとされた。

このような状況の中で、町村レベルのPKKはどのような活動を行っているのかを調査した。調査を行ったのは、西ジャワ

州カラワン県東トゥルックジャンベ郡のスカルユ村である。

4. 西ジャワ州スカルユ村の PKK の概要

(1) スカルユ村の概況

西ジャワ州はジャカルタ首都特別市の東南に隣接する州で、北はジャワ海、南はインド洋に面している（州都はバンドン）。西ジャワ州には、ジャカルタから東に延びるジャカルタ・チカンベック高速道路に沿って多くの工業団地が立地している。その中のカラワン工業団地(Karawang International Industrial City : KIIC) が立地するデサ (村)²²⁾ の 1 つ、スカルユ村で調査を行った。

カラワン工業団地は、伊藤忠商事が開発を行った工業団地（第一期完成は 1995 年）で、ジャカルタ中心部からおよそ 55km、高速道路のインターチェンジに直結している。総開発面積はおよそ 1,400ha（既開発 1,200ha）。日本からは、トヨタ自動車、ダイハツ工業、ヤマハ、ユニチャームなど 110 社が進出している。

KIIC の一部 (273ha) がスカルユ村の村域にあり、村の面積 (524ha) の半分を工業団地が占めている。村域に立地する企業は、その面積に応じた拠出金を村に支払うことが義務づけられており、これが村の主な収入源である²³⁾。かつて、このあたりの村々には田畑や森林が広がっていたが、工

業団地のほかにも、1990 年代からデベロッパーによる開発が進み、分譲住宅地や大規模なモール、ホテルが建設されていった。現在、スカルユ村内の農地はわずか 15ha になっている。

スカルユ村の人口はおよそ 21,000 人であるが、先祖代々この村に住んでいる、いわゆる「地の人」は 4 割にとどまり、人口の 6 割近くは居住年数が 5 年未満の外来者である。また、村には、近年、工場の労働者などを目当てにした「コス (kos)」と呼ばれる下宿屋（1～2 階建ての小さな集合住宅。長屋）が、多数建設されており、コス居住者は住民登録を行っていないものが大部分である。村では、RT 長を通じて届け出を徹底するよう指導をしているが、コスの存在は、治安の面からも大きな問題となっている。

スカルユ村は、5 つの集落 (Dusun) に地区割りされており、Dusun 1 から Dusun 3 までがカンポン (昔からの集落) 地区、Dusun 4 と Dusun 5 はプルマハン (perumahan : 分譲住宅地) にある。外来者の大半はプルマハンの居住者である。

このように、急激に都市化が進み、外来者の人口が全人口の 6 割を占め、生活空間としても、「地の人」の居住地と外来者の居住地が分離している村で、PKK 活動はどのように行われているのだろうか。

表 1 スカルユ村の概要

Dusun (集落)	カンポン (昔からの農村部集落)			プルマハン (分譲住宅地)		合計
	Dusun 1	Dusun 2	Dusun 3	Dusun 4	Dusun 5	
RW 数	1	1	1	6	12	21
RT 数	6	3	3	39	60	111
世帯数	661	551	377	1,231	1,724	4,544
人口	2,680	2,470	1,634	6,957	7,074	20,815

(出所) スカルユ村中期計画等の資料をもとに筆者作成。

（2） PKK の概況

スカルユ村には、村単位の1つのPKKが組織されており、RW、RTレベルのPKKはない。ダサ・ウイスマも、RTに結成を働きかけているところである。

スカルユ村 PKK の組織は、会長、書記、会計各1人と、PKK のプログラムを遂行する4つのワーキング・グループ（上述の Pokja 1～Pokja 4）の長（4人）、「カデル（kader）²⁴⁾」と呼ばれる地域保健スタッフ（149人）で構成されている。

スカルユ村では、2014年の村長選挙に当時の村長の妻が立候補し、村長に選出された。前村長の任期中は、村長の妻であった現村長がPKKの会長をつとめていたが、村長就任に伴い、それまでPKKのナンバー2の職である書記をしていた女性が会長に就任している。

会長はPKKプログラムの実施責任を負うもので、プログラム実施の調整や実施状況の監視・指導を行っている。そのため、3か月に1回、全体会議を開き、活動の評価を行っている。また、県や郡レベルのPKK推進チームの会合に出席し、その情報を村のPKKのメンバーに伝える役目も負う。また、PKK活動の実施状況についての報告書を提出することも求められている。

PKKは、ボランティアの運動であり、みな無給であるが、村は、PKKを、村議会、コミュニティ・エンパワーメント機構、青年会と並ぶ村の活動の一部と位置づけており、スカルユ村の行政要覧の中にも、これらとともにPKKが村政府機関として掲載されている²⁵⁾。

では、どのような活動を行っているかをワーキング・グループ（Pokja）ごとに見ていくことにしたい。

（3） ワーキング・グループ（Pokja）1の活動

Pokja 1は、パンチャシラの理解と実践及びゴトン・ロヨンを行うグループである。

① パンチャシラの理解と実践

（ア） コーラン読誦会（プンガジアン）

プンガジアンへの参加やイスラム音楽の太鼓のコンテストの実施などである。プンガジアンは、デサレベルのプンガジアンが毎月1回村のモスクで行われるほか、地域に数十のプンガジアン・グループが結成され、週1回あるいは2週に1回の会合を開いている。

プンガジアンへの参加の工夫として行われているのが「アリサン」である。アリサンは、メンバーの間でお金を融通し合う頼母子講で²⁶⁾、インドネシアでは、地域や会社、学校など、いろいろなところで行われており、会費も高額のものから少額のものまでさまざまである。スカルユ村のプンガジアンのアリサンは、20,000ルピア（≒180円）が多いようである。アリサンはインドネシアの人々にとって、身近な社交の場でもあり、アリサンをツールにプンガジアンの参加促進を図っている。

（イ） 法識字活動

基本的人権、子どもの人権、家庭内暴力の防止などの法令に関する理解を深めるために、コーラン読誦会に合わせて、県庁や警察などから専門家を招いて研修を行ったり、女性や子どもに対する暴力行為や人身売買を撲滅するための「女性と子どものエンパワーメントのためのサービスセンター（P2TP2A）²⁷⁾」を開設したりしている。

この活動は、スハルト時代には見られなかった取り組みで、2000年以降、特に、2005年に、PKK本部が、ジェンダー平等

や、女性や子どもへの暴力の撤廃といった目標を掲げてからのものである。インドネシアでは、2004 年に家庭内暴力撲滅法が、2007 年には人身取引撲滅法が制定されており、これらの法令を理解するための活動がなされている。

(ウ) 子育て教育

民族の文化に適した行動やモラル、礼儀正しさを育成するために、子どもを持つ家庭に対して子育て教育を行っている。また、就学前教育を行うインフォーマルの教育「PAUD (Pendidikan Anak Usia Dini)」を開設している。PAUD は、幼児期の教育がその後の生活に与える影響が大きいため早い段階から教育を開始すべきであるという考え方にに基づき、2003 年の教育文化大臣令で定められたインフォーマル教育である²⁸⁾。スカルユ村では 12 カ所開設され、週 4 日、1 日 1～2 時間、数字やアルファベット、図工などを教えている。通常 PAUD は、幼稚園に行く前の教育として 2～3 歳児を対象とするが、スカルユ村では幼稚園と同じ 4～6 歳を対象としている。

(エ) 青少年の育成

青少年に麻薬の危険性や HIV / エイズの知識、生きていく能力やスキルをつけるよう親の意識を育てている。

(オ) 家族を強化するための特別グループの形成

家庭の能力強化を図るために、5 歳以下の乳幼児を持っている家庭のグループ (BKB)、青少年の子どもがいる家庭のグループ (BKR)、高齢者のいる家庭のグループ (BKL) をそれぞれ 1 グループずつ結成している。

BKB に対しては子育ての知識を提供、BKR に対しては上記 (エ) の教育を、BKL に対しては、高齢者向けのポスヤンドゥ (後述) への参加を促すとともに、高齢者向け体操を奨励している。

② ゴトン・ロヨン (コミュニティの共同作業)

ゴトン・ロヨンとは、相互扶助を意味するインドネシアの伝統的な言葉で、共同作業を通して社会的連帯感や相互尊重の気持ちを醸成することを目的としている。定期的に行っているのは、毎週金曜日に行われる「清潔な金曜日²⁹⁾」と呼ばれる町内の美化清掃活動である。

(4) ワーキング・グループ (Pokja) 2 の活動

教育及び技能習得と協同組合の育成を行うグループである。

① 教育及び技能習得

州の図書館から本を寄贈してもらい、村役場に住民用の図書コーナーをつくっている。また、薬草の栽培や加工の技術を指導している。この Pokja でも、乳幼児を持つ家庭のグループをつくり、子育て教育を行っている。

② 共同組合の育成

家庭の所得向上を図るために行っているのが協同組合の育成である。協同組合への参加の動機づけを行い、いくつかのグループができています。また、PKK が運営する協同組合の設立を進めており、10 人の設立準備委員会が結成されている。

また、食品加工技術の講習やごみの再生処理の指導も行っている。

(5) ワーキング・グループ (Pokja) 3 の活動

このグループは、衣食住に関連する運動を行っている。

① 食糧生産

PKK の菜園で、トマトやとうもろこし、白菜などの野菜を栽培している。また、各家庭の庭先に、ショウガやウコンなどを栽培する「家庭の薬草園」づくりを奨励しており、家庭内で消費するほか、加工して市場に出し、副収入とすることをめざしている。また、女性農業者グループを結成し、KIIC の協力で農業研修を行っている。

② 衣服

衣服を民族のモラルにかなったものにし国産品を愛するよう、意識啓発を行っている。また、コーヒーや洗剤の個包装パックを編んで製作するバッグづくりを指導している。

③ 住居

省エネや無駄遣いをなくすことによる家計の節約、リサイクルやリユース、ごみの減量化を行っている。また、健康的な住居づくりを推進している。

(6) ワーキング・グループ (Pokja) 4 の活動

健康、環境保全、健全な家庭計画に関する活動を行っている。具体的には、地域に保健サービスを提供する「ポスヤンドゥ」の運営のほか、Pokja 3 と協力して、庭先での薬草園づくりの奨励や、ごみの分別の指導を行っている。また、家族計画の推進や家族の日のイベントへの参加、貯蓄の習慣をつけるキャンペーンを行っている。

スカルユ村 PKK が特に力を入れている

活動が、ポスヤンドゥである。

ポスヤンドゥ (Posyandu) とは、Pos Layanan Terpadu (統合サービスポスト) の略で、定期的に保健サービスを提供する活動である。会場は、専用の建物のほか、地域の集会場や、個人の家も利用されている。妊婦や乳幼児の死亡率を低減するために体重測定や栄養指導などを行う活動として始まったもので、1985年に、正式に「ポスヤンドゥ」という国のプロジェクトとなった。保健サービスの活動そのものも、サービスを行う会場も、どちらも「ポスヤンドゥ」と呼ばれている。ポスヤンドゥの役割は、母子保健、家族計画、栄養指導、予防注射、下痢対策の5つを行うことで、スカルユ村には、21のポスヤンドゥが開設されている。

さらに、近年は、高齢者を対象にした「高齢者ポスヤンドゥ (Posyandu Lansia)」が行われている。高齢者ポスヤンドゥは、1つのデサに最低2カ所開設するように指導がなされており、スカルユ村でも2カ所の高齢者ポスヤンドゥが開設されている。

現地では、従来からの妊婦と幼児対象のポスヤンドゥ (Posyandu Balita) を「ポスヤンドゥ」、高齢者ポスヤンドゥを「ポスヤンドゥ・ランシア (Posyandu Lansia)」と呼んでいる。

では、節を改めて、筆者が2016年12月に視察した、スカルユ村のポスヤンドゥ活動を見ることにしたい。

5. スカルユ村のポスヤンドゥ

ここでは、分譲住宅地で行われているポスヤンドゥ、農村部集落で行われているポスヤンドゥ、高齢者ポスヤンドゥの3つの事例を紹介することにしたい。

スカルユ村のポスヤンドゥには、

「Sakura 1」、「Sakura 2」、「Sakura 3」とすべて「Sakura」という名前がついている。「Sakura」は「桜」である。なぜ「桜」なのかをいろいろな人にたずねたが、みな「昔から」と言い、明確な答えは聞けなかった⁹⁰。

では、分譲住宅地で行われているポスヤンドゥの1つ、「Sakura10」から見ていくことにしたい。

(1) 分譲住宅地 (プルマハン) のポスヤンドゥ「Sakura10」

Sakura10 は、住宅地の一角に建てられた RW のコミュニティセンターで行われており、入り口には、「SAKURA X」と書かれた看板が掲げられている。このセンターでは、ポスヤンドゥのほか、幼児教育やイスラム教育も行われている。ポスヤンドゥ長は RW 長の妻である。



ポスヤンドゥでの体重測定や栄養指導などは、カデルと呼ばれる研修を受けた PKK の女性たちが行うが、妊婦の診断や家族計画など専門的なサービスを行うために、郡の保健センター (Puskesmas) から助産師が来ている。奥の部屋には、妊婦が診察を受けるためのベッドが備え付けられている。ポスヤンドゥは、午前中に行われ、妊婦や子どもを連れた母親が三々五々やってくる。まず、名前を登録し、子どもの身長や体重をはかり、栄養状態などのチェッ

クをしてもらい、必要なアドバイスを受けたり、ビタミン剤などを処方してもらったりしている。この日は、7人のカデルが来ていた。



天秤ばかりで子どもの体重測定をするカデル

ポスヤンドゥに来る人は、みな、B5サイズのピンクの表紙の冊子を手に入れている。これは、インドネシアの母子手帳 (Buku Kesehatan Ibu dan Anak) で、90ページほどの全ページカラー刷りの冊子である。冊子には、妊娠中の食事や病気、注意しなければならないこと、出産後の生活、子どもの成長に合わせた育児の方法などが絵をふんだんに使って説明されている。また、子どもの体重をつけていくグラフ用紙も綴じ込まれてあり、子どもの発育の度合いが一目で分かるようになってい



母子手帳は日本が発祥で、母子手帳の普及が世界的に進められている⁹¹。インドネシア保健省も、ポスヤンドゥを通して普及

を進めており、80%の普及率を目指すと思われる⁹²。助産師の話では、母子手帳は前年の配布数をもとに、各地域に割り当ての冊子が届くが、スカルク村は、若い世代の流入が多いため、毎年すべての妊婦に母子手帳が行きわたらないという問題が起きている。コピーをとるにも経費がかかるため、割り当て分を配り終えると、もう配布は行わないということであった。

この地区は、ポスヤンドゥ活動に力を入れていることでも知られている。インドネシアでは自治体や企業の主催でポスヤンドゥ・コンテストが行われているが、2014年に、KIICに立地するアストラ・ダイハツ・モーター（以下「ダイハツ」という）の主催で行われたポスヤンドゥ・コンテストにおいて、Sakura10はカラワン地区の1位に選ばれている。また、同じくダイハツの支援で、今のポスヤンドゥから200メートルほど離れたところに、新しいポスヤンドゥを建設中であった。RWの事務所との併設で、エアコン付である。ダイハツのCSRと住民の寄付で建材を調達、建設作業は住民のゴトン・ロヨン（勤労奉仕）で行われていた。2017年には新しい建物に移ることになっている。

（2）農村部集落（カンボン）のポスヤンドゥ「Sakura 2」

Sakura 2のあるカンボンは、村の中心部から車で10分ほどのところにある集落で、Sakura 2は、車が通れる道から、さらに、バイクしか通れない細い道を1～2km入ったところにある。

集落の広場に、講堂のような平屋の建物とSakura 2の建物が建っている。Sakura 2の建物は、KIICが2012年12月にこのRTに寄付したもので、その旨が記され、西ジャワ州知事とKIIC取締役のサインが

彫られた黒石の銘板が、建物の前に建てられている。



ポスヤンドゥは、建物の外に、受付や測定をするスペースとしてテラス部分が広く取られており、建物の中には、妊婦の診察や赤ちゃんの身長をはかったりするベッドのある小さな部屋がある。母親たちは、受付をし、子どもの体重測定など一連の検査を受け終わると、子どもと一緒に講堂の建物の中に入ってすわっている。全員の検査が終わったところで、助産師が、母親たちを前に、健康に関する注意事項など短い話をする。そして、助産師の話が終わると、カデルが子どもたちに、「インドミルク」というココア味のブリックミルク（栄養補助食品）を配って解散となった。「インドミルク」はカンボン地区にあるポスヤンドゥだけにKIICから援助されているとのことである。



ここには、5人のカデルが来ていたのでそのうちの1人に話をきいた。

このカデルによると、カデルは村から任命されるが、この人は、以前からしばしばポスヤンドゥのときに来て手伝っていたので、カデルたちが村に推薦してカデルになったとのことである。ここでのカデルの仕事は、出席者の名前の記帳、子どもの体重・身長測定、その数値の書き込み、カウンセリング、助産師の補助の 5 つがあり、5 人のカデルが毎回役割を交代しながら行っているとのことであった。

(3) 高齢者ポスヤンドゥ

第 3 集落 (Dusun 3) で行われている高齢者ポスヤンドゥを視察した。このポスヤンドゥは、毎月 1 回、村長の自宅を会場に開かれている。村長の家では、幅 3 m ほどの細長いテラスの軒下に机や椅子が並べられており、カデルのほかに、郡の保健センターから、医師、看護師、助産師が来ていた。高齢者ポスヤンドゥには他の町でも医師が参加しているようである。RT 長も顔を出していた。上述の 2 つのポスヤンドゥには、RW 長が参加しており、町内会の役員はポスヤンドゥに顔を出しているようである。

スカルユ村の高齢者ポスヤンドゥが対象としているのは、50 歳以上の人である。インドネシア保健省のプログラムでは、45 歳～59 歳をプレ高齢者、60 歳～69 歳を高齢者、70 歳以上をハイリスク高齢者と定義し、高齢者ポスヤンドゥは 45 歳以上を対象とするとされているが、この村では 50 歳以上を対象としている。ちなみに、スカルユ村の 60 歳以上の人口は 1,617 人で、高齢化率は 7.8% である。

ポスヤンドゥの参加者は、受付で名前を登録した後、体重と血圧をはかる (表紙写真参照)。希望者には有料で、コレステロール (25,000 ルピア ≒ 220 円)、糖尿病 (20,000

ルピア ≒ 180 円)、痛風 (20,000 ルピア) の血液検査を行っている。指先に針を刺して少量の血液をとり、計器にかけるとすぐに数値が分かる簡便な検査で、結果によって、薬を処方してもらえ (薬は無料。検査代は血液を採取する使い捨て器具の代金である)。以前から郡のプスケスマスに行けば同じ料金でやってもらえていたが、高齢者ポスヤンドゥで検査ができるようになり、住民にとってはとても便利になったということである。



血液検査を行う看護師

検査が終わった人がある程度たまると、医師による健康に関する話がある。この日はコレステロールに関する話があった。コレステロールが高くなるとどのような病気になるのか、高コレステロールを予防するにはどのような食事やどのような生活習慣が大切かなどについて書かれたカラーコピーのペーパーを配って、説明があった。参加者の中には孫と思われる子どもがいてきており、医師は、「字が読めない人はお孫さんに読んでもらってください」と言っていた。

医師の話が終わるとプログラムの終了である。以前は、参加者に牛乳を配っていたが、予算がないので今は配っていない。

ポスヤンドゥは 8 時ごろから昼ごろまで開かれており、毎回 70～80 人が参加して



いるとのことであるが、圧倒的に女性が多く、男性は少ない。

6. スカルユ村 PKK に関する考察

以上、スカルユ村 PKK 活動の実態を見てきたが、ここで、スカルユ村の PKK が抱える問題を中心に、活動資金、住民との関係、行政との関係の3つの方向から考察することにしたい。

(1) 活動資金

PKK 活動が抱える最大の問題は資金不足である。PKK には村から年間 700 万ルピア（≒ 60,000 円）が組織運営資金として支給されるが、とても足りない。カデルのなり手は多いが、カデルが郡の研修に行く費用も十分に賄えないということである。

このような状況にあって、スカルユ村 PKK の事業を助けているのが、KIIC の支援である。この村では、村の行政予算の多くを KIIC に負っているだけでなく、PKK 活動もまた KIIC の企業の CSR (Corporate Social Responsibility) に頼っている。スカルユ村では特に、「ダイハツ」の CSR で行われているものが多く、村営の保健管理所はダイハツの CSR で建設されたものである。また、ポスヤンドゥの机などの什器や参加者に配布する栄養補助食品などもダ

イハツが提供しているとのことである。

ダイハツに確認したところ、ダイハツはスカルユ村だけでなく KIIC 近辺の村に CSR として援助を行っているということである。ダイハツの CSR は、教育、健康、環境、福祉の4つの分野で行われており、ポスヤンドゥに対する支援のほかにも、PAUD の施設改修、PAUD の指導者研修、本の寄贈、植樹、救急車の寄贈などを行っている。ダイハツは PKK に対する金銭的な援助を行うことはないようであるが、ダイハツの CSR はスカルユ村 PKK の活動に欠かせないものとなっている。この村では、プロポーザルを書けば援助を受けられる可能性があるという安心感は、女性たちのモチベーションにもつながっているように感じた。

なお、PKK の活動経費は事業実施のための経費であり、女性たちはすべて無給である。PKK は女性の労力と時間の無償の提供の上に成り立っている。

(2) PKK 活動と住民との関係

①分譲住宅地住民の PKK 離れ

スカルユ村では、カンポン居住者と分譲住宅地居住者の間に PKK に対する意識の違いが出始めている。スカルユ村 PKK は、会長、副会長が分譲住宅地在住、会計がカンポン在住であり、ワーキング・グループの長も、カンポン居住者と分譲住宅地居住者が混じっており、組織としてはカンポンと分譲住宅地の住人が協力して運営にあっている。

しかし PKK 事業つまりプログラムへの参加という面において、分譲住宅地住民の PKK 離れが出始めている。それは、分譲住宅地に住む人は会社勤めの人が多く、地域とのつながりよりも会社とのつながりの方が強いいため、PKK への関心が低くなっ

ているためである。村が力を入れているポスヤンドゥについても、分譲住宅地の世帯は、会社で健康診断や予防注射、医師の診断を受けられる人が多くなっており、妊婦検診も、ポスヤンドゥには来ずに個人の病院に行く人も多い。会社からの医療補助もあるため、高齢者ポスヤンドゥを開設しても、分譲住宅地からの参加者はほとんどいないようである。若い世代には、ポスヤンドゥに来て、カデルから指導を受けることを嫌う女性もいる。

開発によって生活の糧であった耕作地がなくなり、その日暮らしの人が多いカンボンの住民にとって、ポスヤンドゥはなくてはならない存在であるが、所得の高い分譲住宅地の住民にとってポスヤンドゥはそれほど重要ではなくなってきている。

急激な都市化の中、カンボンの住民と都市型住民のはざまに、PKK 運動の方向性を再検討するときが来るのはそれほど遠くはないように思われる。

②男性の PKK 活動への参加

都市型住民の増加による諸問題発生への兆しはあるものの、総じて住民は PKK の活動に協力的である。何より、RW や RT など、町内の男性役員の認識が高く、ポスヤンドゥにも男性の RW 長や RT 長が顔を出している。日本では、女性団体の活動に男性が出席するのは、セレモニーなどの来賓挨拶のわずかな時間のみという場合が多いが、スカルユ村のポスヤンドゥでは、特に役割があるわけでもなく会場の脇に男性がずっと座っているのが印象的であった。

また、インドネシアの 2013 年内務大臣規則では、各自治体の PKK の会長は、当該自治体の長の妻（県市レベルでは第 1 副会長も副知事・副市長の妻）とされ、女性が PKK のトップになることとされている

が、他の役員は、PKK 活動に対して意欲と能力を持つ者であれば男性も就任できることになっている。女性がトップをつとめる「女性団体」の中に男性が参画することが制度的に定められているのである。

(3) PKK と行政との関係

最後に、PKK と行政との関係について考察することにした。

内務大臣規則では PKK の会長はそれぞれの自治体の長の妻が就任するものとされており、制度上は依然として、PKK の活動は、夫の行政を妻が助けるという構図が維持されている。

また、上級自治体からの縦のラインのコントロールも依然として強いように思える。それは、1 つには、カデルなどの PKK 役員は村から辞令が出るが、会長の辞令は郡から出ていることに見られる。さらに、県の PKK は、県下の PKK（郡 PKK 及び村 PKK）に対して活動要領を示しており⁽³³⁾、県下の PKK 会長は、この活動要領に従って PKK 活動を推進することとなっている。PKK 活動は、村の実情に合わせて推進することとされているものの、PKK 会長は活動の実施報告をすることとなっており、県 PKK の管理下にあるといえる。

また、西ジャワ州では PKK コンテストが行われており、県が毎年いくつかの村の PKK を推薦してこれに参加させており、スカルユ村 PKK は 2015 年に県の推薦でコンテストに参加している。他の PKK と競わせることで活動は一層進むことになるという、ソフトかつ巧みな PKK 推進の手法がとられている。

以上のような側面はあるものの、スカルユ村 PKK は、村議会、コミュニティ・エンパワーメント機構、青年会と並んで、村行

政の一翼を担う機関として位置づけられている。特に、スカルク村では、村長が女性であるため、村長の親族でも行政関係者の妻でもない女性（夫は会社員）がPKK会長に就任しており、PKKは夫を助ける内助の功を行う妻の組織ではなく、村長から独立した組織という色あいが強い。女性が村長になるということは非常に意義のあることである。

7. おわりに

おわりに、スカルク村のPKK活動に学ぶ点を2つ指摘することにした。

それは、行政が女性団体を地域づくりのパートナーとして位置づけることと、女性団体の活動に男性が参加することである。

インドネシアにおいて、PKKは、国の規則で地域づくりの担い手とされているほか、スカルク村からも、村議会やコミュニティ・エンパワーメント機構と並んで、村行政を担う1つの機関として位置づけられている。また、PKK会長は村長の親族ではないこともあり、PKKは実体的にも村から独立した、地域づくりのパートナーとしての位置にある。つまり、スカルク村PKKは、行政によって地域社会づくりのパートナーとして位置づけられた、独立した民間の地域づくり団体である。

わが国の女性団体の中で同様の位置づけがなされているのは、食生活改善推進員協議会である。国は、食生活改善推進員の活動が積極的に展開されることが重要であるとして、健康づくり事業の実施に当たっては、食生活改善推進員の自主性を尊重しつつ積極的な活用を図るよう、自治体に通知を行っている⁽³⁴⁾。このような地域活動におけるオーソライズが、食生活改善推進員協議会の活発な活動の拠りどころとなって

いる。

地方創生に女性団体が果たす役割は大きい。雇用の場においては、女性の活躍推進が図られているが、地域活動の場においても、女性が輝く社会づくりが求められる。女性団体を、まちづくり団体の婦人部のように組織の一部としてとらえるのではなく、独立したまちづくりの担い手として位置づけることが必要であると考ええる。

2点目が女性団体の活動への男性の参加である。日本の場合、女性団体の活動に男性が参加するのは、セレモニーの場で来賓として挨拶を行う程度であり、女性団体の日常の活動は、女性だけの活動にとどまっているのが実情である。

インドネシアでは、女性がトップのPKKに男性が参加することも制度上定められている。わが国でも、女性団体の日ごろの活動に男性が参加することが求められる。また、女性団体サイドも、男性を「来賓」と考えるだけではなく「仲間」とみる視点も必要であろう。筆者が見てきた限り、男性が日ごろから女性団体の活動に参加している地域では、男性のジェンダー平等意識も高く、女性団体の活動も活発である。

地域づくりという視点で女性団体を見る場合、行政も、男性も、女性団体をまちづくりのパートナーとして見る必要があるだろう。

謝辞

本稿執筆にあたり、慶應義塾大学名誉教授倉沢愛子氏に、インドネシア調査における訪問先の調整、視察の同行、資料収集など、格別のご支援とご協力をいただきました。倉沢氏のご助力がなければこの調査はできませんでした。心からお礼申し上げます。また、内藤耕東海大学教授をリーダーとするチームが2016年8月に行ったスカ

ルユ村調査も参照させていただきました。
お礼申し上げます。

注

- (1) 詳細は、神崎智子 (2016) 「北九州の公害克服の歴史を動かした戸畑婦人会の活動」『アジア女性研究第 25 号』アジア女性交流・研究フォーラム。
- (2) 倉沢愛子 (1998) 「女性にとっての開発—インドネシアの家族福祉運動の場合」『岩波講座開発と文化 6 開発と政治』岩波書店、倉沢愛子 (2001) 『ジャカルタ路地裏フィールドノート』中央公論新社、齊藤綾美 (2009) 『インドネシアの地域保健活動と「開発の時代」—カンボンの女性に関するフィールドワーク—』御茶の水書房、セロ・スマルジャン、ケンノン・ブリージュール (2000) 『インドネシア農村社会の変容—スハルト村落開発政策の光と影』明石書店、吉原直樹 (2000) 『アジアの地域住民組織—町内会・街坊会・RT / RW—』御茶の水書房、吉原直樹編著 (2005) 『アジア・メガシティと地域コミュニティの動態—ジャカルタの RT / RW を中心にして—』御茶の水書房ほか。
- (3) インドネシア PKK 推進本部ホームページ “Sejarah Singkat PKK”
http://www.pemalangkab.go.id/pkk/?page_id=17 (2017 年 1 月 9 日アクセス)
- (4) 「プロジェクト」や「プログラム」ではなく「運動」という言葉を用いたのは、上からの押しつけという印象を避けたためとされる (倉沢 (1998: 106)、セロ・スマルジャンほか (2000: 100-101))。
- (5) 吉原 (2000: 201)。
- (6) スハルト政権時、国の最高権力機関である国民協議会 (MPR) によって、5 年ごとに国の開発指針である国策大綱 (GBHN) が決定され、さらに国策大綱の枠組みに基づいて具体的な開発 5 年計画 (REPELITA) が策定されてきた。1978 年から 1993 年までの国策大綱に掲げられた女性条項は次ページ表のとおりである (神崎智子 (1997) 「経済成長、人間開発、参加の 3 要素から見た社会開発の検証—インドネシアを例にして—」『アジア女性研究第 6 号』アジア女性交流・研究フォーラム、p63 の表を転載)。
- (7) 先行研究に、倉沢愛子 (1992) 『日本占領下のジャワ農村の変容』草思社、小林和夫 (2013) 「インドネシアにおける RT/RW 制度の嚆矢—ジャカルタにおける 1966 年の RT/RW 法制化」『東南アジア—歴史と文化』小林和夫 (2013) 「インドネシアにおける隣組・字常会の歴史的展開—ジャカルタにおける 1966 年の都市住民組織 RT・RW 法制化を中心に」『アジア経済』、吉原 (2000)、吉原 (2005) などがある。
- (8) RT は、Rukun Tetangga (ルクン・トゥタンガ) の略。上部団体の RW は、Rukun Warga (ルクン・ワルガ) の略。
- (9) 吉原 (2000: 203-205)。
- (10) 吉原 (2000: 119-203)。
- (11) パンチャシラ (Pancasila) は、インドネシアの建国 5 原則 (①唯一神への信仰 ②公正な人道主義 ③インドネシアの独立 ④合議制と代議制に基づく民主主義 ⑤国民に対する社会的公正)。
- (12) インドネシア PKK 推進本部ホームページ (同上) (2017 年 1 月 9 日アクセス)。
- (13) Kurniawati Hastuti Dewi (2015) “*Indonesian Women and Local Politics – Islam, Gender and Networks in Post-Suharto Indonesia*” p.5。
- (14) インドネシアでは、短縮形を使うことが多く、Kelompok Kerja の短縮形が Pokja である。Kelompok はグループ、Kerja は仕事を意味する。この 4 つワーキング・グループでの実施は、今も行われている。
- (15) 2000 年 8 月の第 2 次ワヒド内閣発足時に、閣僚ポストの大幅な削減が行われ、その際に、地方自治担当国務相府が内務省に統合され、

国策大綱（GBHN）における女性条項

GBHN 1978	GBHN 1983	GBHN 1988	GBHN 1993
<p>①開発において、男女は平等な権利、義務及び責任を有する。</p> <p>②開発における女性の役割と責務は、女性が家庭において子供の教育に果たす役割を減ずるものではない。</p> <p>③開発における女性の役割は、女性の知識や技術を向上させることにより促進される。</p>	<p>①開発において、男女は平等な権利、義務及び責任を有する。</p> <p>②開発における女性の役割は、家庭における女性の役割とともに高められる。</p> <p>③開発における女性の役割は、女性の知識や技術を向上させることにより促進される。</p> <p>④家庭における女性の役割は、PKK（家族福祉運動）を通して高められる。</p>	<p>①女性は、市民として人的資源として、すべての開発や活動において平等の権利、義務等を有する。 女性の特性と尊厳を認め、開発における女性の地位と参加を高めなければならない。</p> <p>②開発や家庭における女性の役割は、子供や青少年の成長、特に、健康、栄養、宗教や精神面の教育を含む教育、権利などの涵養を含む。</p> <p>③女性の就業機会を増やすために、女性の知識や技術を向上させる。また、女性が開発活動に参加しやすいような社会的文化的環境を醸成する。</p> <p>④家庭における女性の役割は、女性による草の根の社会活動であるPKK（家族福祉運動）を通して高められる。</p>	<p>①女性は、市民として人的資源として、すべての開発や活動において平等の権利、義務等を有する。 女性の特性と尊厳を認め、男性と対等のパートナーとしての女性の役割を高めながら、女性の社会的地位の向上を図り、開発への参加を促進しなければならない。</p> <p>②開発や家庭における女性の役割は、子供や青少年の成長、特に、健康、栄養、宗教や精神面の教育を含む教育、権利などの涵養、及び健康で豊かで幸福な家庭を築くための努力を含む。</p> <p>③科学やテクノロジーの分野における女性の能力を開発する。女性の地位的向上を支援する社会的文化的環境を醸成する。</p> <p>④家庭における女性の役割は、女性による草の根の社会活動であるPKK（家族福祉運動）を通して高められる。</p> <p>⑤政策決定の場への女性の参加を増やす。</p> <p>⑥女性が、地域や国際の場において変革を行う能力を高める。</p> <p>⑦家庭における女性の地位を高め、教育者としての両親の意識を高揚する。</p> <p>⑧社会的・経済的・人的資源の問題や環境問題を解決するために、地域開発における女性の役割を高める。</p> <p>⑨女性の技術、生産性、福祉、海外労働者を含む女性労働者の労働保護、キャリア開発、社会サービスを充実する。</p>

(出所) INDONESIAIAN COUNTRY REPORT Review of Implementation of the Nairobi Forward-Looking Strategies for the Advancement of Women 1985-1992 (インドネシア婦人の役割省) から作成

- 内務・地方自治大臣となった。その後、2001年8月のメガワティ内閣発足時に閣僚ポストが増やされ、その際に再び内務大臣となった(日本貿易振興会アジア経済研究所支援部(2001)『アジア動向年報2001年版』p408、同(2002)『アジア動向年報2002』p410)。
- (16) インドネシア PKK 推進本部 ホームページ (2017年1月9日アクセス)。
- (17) 長が女性の場合は、それぞれの自治体が決定することとされた(第9条第4項)。
- (18) 第7条第2項及び第3項。
- (19) 第2条。
- (20) 第4条。
- (21) Kurniawati Hastuti Dewi (2015) “*Indonesian Women and Local Politics – Islam, Gender and Networks in Post-Suharto Indonesia*” p.42。
- (22) 州、県／市、郡の下に位置づけられる町と同格の自治体であるが、郡と町は県／市の下部組織とされているのに対し、デサは、インドネシアの独立以前から、村自らの統治を行っていたことから、県／市の下部組織ではなく、固有の自治権をもつ行政単位として位置づけられている。デサに関しては、島上宗子(2012)「インドネシア分権化時代の村落改革—「村落自治」をめぐる理念と現実—」船津鶴代・永井史男編『変わりゆく東南アジアの地方自治』アジア経済研究所に詳しい。
- (23) 村の書記からの聞き取りによれば、1ha 当たり年間 100 万ルピアということであった。
- (24) カデルはポスヤンドゥの運営に携わるスタッフであるが、ポスヤンドゥ以外の活動も行うコミュニティのリーダー的存在である。
- (25) “*PROFILE DESA SUKALUYU TAHUN 2015*” 及び “*DESA SUKALUYU Rencana Pembangunan Jangka Menengah(RPJM) Desa*”
- (26) 吉原(2000:177-195)など。
- (27) Pusat Pelayanan Terpadu Pemberdayaan Perempuan dan Anak。
- (28) PAUD は、フォーマル教育である幼稚園就学前の2～3歳児を対象とするインフォーマル教育である。教育文化省の中に PAUD 局が設けられ、PAUD の開設が全国的に進められている(倉沢(2013:218-219)参照。スカルユ村では、小学校入学前教育として、正規教育の幼稚園が3か所、PAUD(非正規の小学校準備教育)が12カ所開設されている。
- (29) 金曜日の共同清掃「清潔な金曜日(jumat bersih:jumsih)」はスカルユ村のみならず他の多くの地域でも行われている。
- (30) スカルユ村では、ムハマッド生誕祭の行事の会場にもサクラの造花が飾られていた。
- (31) JICA(国際協力機構)が専門員によって普及につとめている(朝日新聞(2016年11月21日))ほか、母子手帳国際会議の開催などの普及、啓発活動を行っている(毎日新聞(2016年11月22日))。
- (32) Heather Biggar Tomlinson and Syifa Andina (2015) “*Parenting Education in Indonesia – Review and Recommendations to Strengthen Programs and Systems*” pp.59-60。
- (33) Pemberdayaan dan Kesejahteraan Keluarga Kabupaten Karawang “*Bimbingan Teknis Kapasitas Manajemen Tim Penggerak PKK Desa/Kecamatan Kabupaten Karawang Tahun 2016*”
- (34) 厚生省健康増進栄養課長通知(平成7年6月19日 健医健発第51号)、厚生省地域保健・健康増進栄養課長通知(平成10年6月22日 健医健発第53号)。

参考文献

- 倉沢愛子(1998)「女性にとっての開発—インドネシアの家族福祉運動の場合」川田 順造ほか(編)『岩波講座 開発と文化6 開発と政治』岩波書店。
- (2001)『ジャカルタ路地裏フィールドノート』中央公論新社。
- (2013)『消費するインドネシア』慶応

インドネシア西ジャワ州の村落における婦人会（PKK）活動の現状

- 義塾大学出版会。
- 齊藤綾美（2009）『インドネシアの地域保健活動と「開発の時代」—カンボンの女性に関するフィールドワーカー—』御茶の水書房。
- 島上宗子（2012）「インドネシア分権化時代の村落改革—「村落自治」をめぐる理想と現実—」船津鶴代・永井史男編『アジア研選書 No.28 変わりゆく東南アジアの地方自治』アジア経済研究所。
- セロ・スマルジャン、ケンノン・ブリージョール（2000）『インドネシア農村社会の変容—スハルト村落開発政策の光と影』明石書店。
- 日本貿易振興会アジア経済研究所支援部（2001）『アジア動向年報 2001 年版』
- （2002）『アジア動向年報 2002』
- 吉原直樹（2000）『アジアの地域住民組織—町内会・街坊会・RT／RW—』御茶の水書房。
- 吉原直樹編著（2005）『アジア・メガシティと地域コミュニティの動態—ジャカルタの RT／RW を中心にして—』御茶の水書房。
- Heather Biggar Tomlinson and Syifa Andina（2015）“*Parenting Education in Indonesia – Review and Recommendations to Strengthen Programs and Systems*”
- Kardinah Soepardjo Roestam（1985）*Family Welfare Movement in Indonesia(PKK)*
- （1989）*Family Welfare Movement(PKK) in Indonesia and its Achievement.*
- “PROFILE DESA SUKALUYU TAHUN 2015”
- “DESA SUKALUYU Rencana Pembangunan Jangka Menengah(RPJM) Desa”
- “LAPOLAN KETUA TIM PENGGERAK PKK DESA SUKALUYU”
- Pemberdayaan dan Kesejahteraan Keluarga Kabupaten Karawang“*Bimbingan Teknis Kapasitas Manajemen Tim Penggerak PKK Desa/ Kecamatan Kabupaten Karawang Tahun 2016*”
- 朝日新聞 2016 年 11 月 21 日 2 面「ひと 日本が発祥の母子手帳を世界に広げる JICA 専門員」
- 毎日新聞 2016 年 11 月 22 日 27 面「80 カ国・地域の母子手帳一堂に 国ごとに多様性「普及のモデルに」」
- インドネシア PKK センター『*Sejarah Singkat PKK*』（2017 年 1 月 9 日アクセス）
http://www.pemalangkab.go.id/pkk/?page_id=17
- JICA 図書館ポータルサイト『国別ジェンダー情報整備調査 インドネシア国 最終報告書』（2017 年 1 月 20 日アクセス）
http://open_jicareport.jica.go.jp/214/214/214_108_12015699.html
- 厚生労働省ホームページ『2015 年海外情勢報告(本文)』（2017 年 1 月 20 日アクセス）
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/16/>

台湾とシンガポールにみる性的マイノリティーの人権と市民社会

たむら けいこ
田村 慶子*

1. はじめに

2016年10月29日、台北市中心部で行われたプライドパレード（台湾同志遊行）には8万人を越える人々が集まった。プライドパレードとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（LGBT）と称される性的マイノリティーの存在を広く知ってもらい、かつその法的権利を求め、文化を称えるパレードのことで、毎年世界の様々な都市で開催されている。2003年に約500人が参加して始まった台湾のプライドパレードは、今やアジア最大規模となっていて、日本を含む近隣諸国からの参加者も多い。

このプライドパレードだけではなく、台湾では台北や台中、高雄などの直轄都市すべてで同性カップルのパートナーシップ制度（後述）が認められ、また台北には性的マイノリティーの大きなコミュニティがあり、世界的に名の知れたゲイバーやレズビアンバーがあり、同性愛の映画⁽¹⁾が数多く作られている。台湾は「アジアで最初に同性婚を合法化する国になる」（『聯合報』2016年7月5日）と言われるほど、性的マイノリティーに寛容な社会と法制度を持つ国である⁽²⁾。

一方、シンガポールでは男性どうしの性行為は違法で、違反者には実刑が科され、同性婚どころかパートナーシップ制度の議

論も未だほとんど行われていない。国際レズビアン・ゲイ協会（1978年に成立した国際組織で、現在1,100以上の組織が加盟している）が実施した、同性愛者の法制度に関する国際調査（ILGA 2014）によれば、2014年5月で同性愛を違法としているアジアの国家はマレーシアやブルネイ、バングラディシュ、パキスタンなど特定の宗教を国家宗教と定めている国がほとんどで、シンガポールのような世俗国家は少ない。

ただ、性的マイノリティーの権利拡大を求める運動はインターネットのサイトを中心に年々盛んになり、2007年には国会で同性どうしの性行為を禁じる刑法をめぐって活発な議論が繰り広げられた。映画などメディア関係者や芸術家には同性愛者が多いことも知られており、2016年6月に開催された性的マイノリティーの権利拡大を求める野外集会には2万8,000人以上の人々が集まった。シンガポールでは徐々に性的マイノリティーに寛容な政治・社会環境がうまれつつある。

本稿は、主に中国各地からの雑多な移民が創った台湾と、同じように主に中国南部さらに東南アジアと南アジアからの多様な移民の国であるシンガポールという2つの国家を取り上げ、性的マイノリティーに関する法制度と市民社会での議論を比較、考察する。

*北九州市立大学法学部教授、2016/17KFAW 客員研究員

2. 台湾

(1) 戒厳令下の性的マイノリティー

台湾の面積は 3 万 6,000 平方キロで、九州とほぼ同じである。人口は 2,300 万人 (2014 年) でその内訳は、原住民と呼ばれるポリネシア系の先住民族と、16 世紀以降に中国南部からやって来た福建や客家系の移民 (本省人、人口の 84%)、さらには 1945 年以降に台湾にやってきた中国各地からの移民 (外省人、人口の 10%) という多様な民族から成っている。

1945 年 8 月、日本は敗戦によって台湾統治を放棄した。50 年の長きにわたった日本の台湾植民地統治は終結したのである。台湾はカイロ宣言にしたがって中華民国に帰属することが決定された。1949 年に中国共産党との国共内戦に敗れて大陸中国を失った蒋介石 (Chiang Kai Shek) 率いる国民党政権は台湾に移転、同年 5 月に台湾全土に戒厳令を施行して容赦なく反対勢力を弾圧するなど、1970 年代中頃まで極めて強固な権威主義的統治が行われた。

蒋介石政権はまた、中国共産党政権の文化大革命に対抗して中華復興運動を提唱、「家庭」と「伝統」の擁護を強調し、儒教思想と家庭倫理を政策の重要な柱とした。大陸を奪い返すためには、統治政権としてのイデオロギーを台湾で強化しなければならなかったからである。蒋介石夫人の宗美麗 (Soong May Ling) は 1954 年の国際婦人デーで「女性は良妻賢母となり、国家と民族を守り、よい公民であることを目指すべき」(野村・成田 2010: 237-238) という演説を行っている。女性たちには理想的な母親役割を求め、その母親愛を国のための愛にまで拡大して、国防の一端を担わせようとしたのである。中華復興運動の下で、警察には「性的不道德者」を取り締まる権

限が与えられ、売春婦 (夫) や性的マイノリティーは厳しい取締りの対象となった。

さらに、1985 年に台湾人初の AIDS (後天性免疫不全症候群) 患者が確認されると、台湾でも HIV/AIDS と男性どうしの性行為の関連が信じられるようになった。台湾保健省は麻薬常習者と売春婦 (夫)、ゲイへの取締りをいっそう強化するとともに、「一夫一妻制の素晴らしさ」を主張した (Huang 2011: 77-78)。

ただ、台湾に渡ってきた国民党兵士の圧倒的多数は男性で、なかには本省人少年と性的関係を持つ者も多数いた。国民党高級軍人の父ら家族とともに台湾にわたった作家白先勇 (Bai Xian Yong) が書いた『孽子 (Niezi、不肖の子という意味)』(1983 年に台湾の遠景出版から刊行) には、1970 年代の台北の新公園を舞台に、国民党兵士を父、本省人を母に持つ少年たちの同性愛と孤独、葛藤が描かれている。『孽子』は現代中国語文学の金字塔として高く評価され、日本語を含めていくつかの言語にも翻訳されている。なお、新公園は実際に性的マイノリティーのたまり場として有名で、警察はたびたび大がかりな取締りを行い、逃げ遅れた性的マイノリティーは逮捕されていた。

また、台湾は 1954 年にアメリカと軍事同盟条約を締結、1960 年代にアメリカに軍事基地とベトナム戦争に従軍するアメリカ兵士の娯楽施設を提供すると、台北では数多くのゲイバーが繁栄した。ゲイバーには台湾のゲイやレズビアンも多く出入りしたが、警察の取締りの対象とはならなかったようである (Chao 2000: 379)。

このように戒厳令下の台湾では、性的マイノリティーは厳しい取締りの対象となったものの、国共内戦や東西冷戦の構図に台湾が組み込まれていく中で、その存在は暗

黙のうちに認められていたといえるかもしれない。

(2) 民主化と性的マイノリティー

1987年に戒厳令が解除されると、権威主義的な統治が緩み、政治運動に加えて労働運動や女性運動などさまざまな社会運動が盛んになり、多くの市民団体が次々と設立され、民主的で自由な思想が社会の隅々に浸透した。父権や夫権が優先された民法の改正と新たな法律策定に大きな役割を果たしたのは、女性団体や女性弁護士であった(陳 2013: 53-54)。特に戒厳令時代から「平等で調和の取れた社会」を目指して活動していた婦女新知雑誌社は、1987年に婦女新知基金会³⁾に改称して積極的に声を上げ、性暴力防止法やセクハラ犯罪防止法、後述する両性工作平等法の策定に重要な役割を果たした。

さらに、性的マイノリティーの権利擁護を掲げる団体も設立され、性的マイノリティーについての議論がようやく行われるようになった。担い手は、欧米の大学や大学院で学んで戒厳令解除とともに帰国した研究者や活動家である。Martin (Martin et. al. 2008: 12) は、「台湾の大学キャンパスは瞬く間に LGBT 運動や文化活動の活発な拠点となった」と述べている。

その代表はアメリカのペンシルバニア、ジョージア及びインディアナ大学院で学位を取得した何春蕤 (Ho Chuen Juei、現在は台湾国立中央大学文学部名誉教授) と、彼女が 1995 年に設立した国立中央大学性／別研究室である。性と別の間に入っているスラッシュ (／) は、性別は単純な男と女の 2 つの領域ではなく、様々なハイブリッドやトランスジェンダーという性的マイノリティーを想定した上で性別を理解すべきこと、また性の多元的差異を捉えるこ

とを意味している⁴⁾。性／別研究室はヨーロッパやアメリカのジェンダーやセクシュアリティ理論の台湾における創造的受容と台湾化を目指し、国際会議やワークショップ、著書や論文の出版からデモ行進への参加など、多様で積極的な活動を行っている。

また、婦女新知基金会は、台湾初のレズビアン団体「我們之間 (われわれの間)」結成を後押しした。「我們之間」は『女朋友 (ガールフレンド)』という雑誌を発行し、メンバーを増加させた (Chua 2000: 384)。なお、雑誌は現在は廃刊されている。

この「我們之間」という団体名称が、その後、性的マイノリティーの権利擁護を訴える活動家たちが掲げた旗印「同志 (tongzhi)」の起源になったといわれる (張 1996: 9)。同志運動は、1996 年に当時の台北市政府が『孽子』の舞台となった新公園とその周辺地区を「博愛特区」として家族のための憩い場にするという計画を発表すると、大きく盛り上がった。様々な団体や大学のクラブなどが「同志市民権」を掲げて公園の保存を要求するとともに、1996 年 1 月から 2 月にかけて同志アイドルコンテストやパーティを開催し、「同志市民権」運動は大きな注目を集めた。なお、新公園は改修されて、現在は二二八平和公園となっている。

戒厳令解除後に急激に進む民主化とこれら活動家の後押しによって、性的マイノリティーの権利を擁護する法律の制定も進んだ。2002 年に成立した両性工作平等法は、日本の男女雇用機会均等法に当たるが、企業が従業員に生理休暇や流産休暇、出産育児休暇を与えることや、一定数以上の従業員がいる企業には託児所の設置を義務付けるなど、日本よりも先進的である (金戸 2005: 44)。同法は 2008 年に修正され、これまでの「性別による差別の禁止」に加え

て、「多様な性別または性的指向に基づく差別を禁止する」規定が盛り込まれた。

学校教育の現場で性的マイノリティーが受けてきた差別解消に対しては、性別平等教育法（ジェンダー平等教育法）が 2004 年に成立した。この法は、2000 年 4 月に学校のトイレで死亡した 15 歳の少年の事件が発端となって成立した（*Taipei Times*, January 31, 2016）。「女っぽい動作をする」といじめられていた少年は、いじめを学校に訴えても取り上げてもらえなかった。休憩時間にトイレに行くとパンツを下げられるなど酷い目にあうため、少年は授業終了 10 分前にトイレに行くことを許可されていた。事件が起こった日、いつものように授業終了前にトイレに行った少年はそこで遺体となって発見された。死因は現在でもわかっていない。市民団体は少年の伝記や短編映画が作って彼を悼むなど、この事件は社会に大きなインパクトを与え、法の制定に至ったのである。なお、校長など学校関係者は実刑判決を受けた。

性別平等教育法には、①学校は生徒の性別、性的特質、性自認または性的指向による差別的な取り扱いをしてはならない、②小中学校はジェンダー平等教育をカリキュラムに取り入れる他に、学期ごとに性教育や性の多様性を含むジェンダー平等教育関連授業または活動を 4 時間実施しなければならない、と定められている⁽⁵⁾。学校教育の現場で性自認や性的指向による差別禁止を教え、性の多様性を学ぶことを義務付ける同法は、アジアにおいて画期的な法律である。

(3) 同性婚の合法化に向けて

① 陳水扁の「人権保障法」案

台湾で同性婚が初めて公に議論されたのは、戒厳令解除直前の 1986 年である。男

性どうしのカップルが婚姻届を拒否されたため、二人は立法院（国会）に請願を出した。立法院で議論はされたものの、立法院は「同性愛者は少数の変態者で、ただ情欲を満足させ、社会の善良な風俗に反している」（簡 2012:188）として請願を拒絶した。もっとも当時は同性婚への社会的関心はかなり低かったために、センセーショナルに報道されただけで、世論の注目を集めることはなかった。

1990 年代に性的マイノリティーの権利擁護運動が強まるにつれて、同性婚についての関心も高まり始めた。婚姻は二人の私的な絆が社会的にかつ公的に認められることであるため、異性愛者同様に同性愛者にとって大きな社会的意義を持つからである。1996 年に著名な台湾人作家が外国人の同性パートナーとアジアで初めての同性結婚式を挙げた。当日、式場外では同性愛に反対する人々による抗議運動も行われたが、式は芸能・文化関係者ら多数の出席者を迎えて華やかに取り行われた（許 2016: 1）。

同性婚が大きな議論となったのは、「人権立国」を掲げて 2000 年 3 月の国民による直接選挙で総統（大統領）に選出された民進党の陳水扁（Chen Shui Bian）が、2001 年に「人権保障法」案を提案してからである（簡 2012: 189）。この総統選挙は長期一党支配を続けた国民党からの初の政権交代であり、台湾の民主主義の成熟を世界に印象づけた。国民党や中国共産党の強権的な支配との差異を明確にしようとした陳水扁は、「人権保障法」案に同性婚や同性のカップルが養子（女）をもらう権利を明記した。ただ、民進党内でもまだ同性婚についての議論が熟していなかったことと、半世紀に及んだ国民党支配の影響が大きかったために陳の政権運営は行き詰ま

り、「人権保障法」案は結局放置されてしまった。

しかし、同性婚の合法化を総統自ら提案したことの影響は大きかった。2006年3月には民進党選出の国会議員が「同性婚姻法」案を立法院に提出、立法院で議論される前の委員会で国民党所属委員の反対に遭って取り下げられた（簡 2012：191）ものの、この法案提出を後押ししたのは陳の「人権保障法」案であったろう。2003年にはプライドパレードが始まり、参加者は毎年増加して2008年には1万8,000人となり、性的マイノリティーの人権擁護や同性婚を公に支持する人は急激に増加、大きな関心を集め始めた。

② 台湾伴侶權益推進連盟とパートナーシップ制度の普及

2009年に結成された台湾伴侶權益推進連盟（以下、連盟）は、計画性・一貫性のある堅固な組織の下で同性婚法制の起草運動が行われるようになったという意味において、性的マイノリティーの権利擁護運動を含む同性婚推進にとっての分水嶺とされる（簡 2012：195）。連盟理事長（代表）は弁護士の許秀雯（Hsu Hsiu Wen）で、自身はレズビアンで元は婦女新知基金会のメンバーだったが、独立して「妻」とともに連盟を設立した。連盟のメンバーの多くもレズビアンのフェミニストであり、長期にわたって台湾女性運動に携わってきた経験を有している⁽⁶⁾。

連盟は結成から3年間諸外国の立法条例の経験を調査し、2012年に多様な家族づくりに関する、i) 婚姻平等、ii) パートナーシップ制度、iii) 家族制度に関する以下の3つの民法修正草案を完成、公表した⁽⁷⁾。

i) 現民法の婚姻における性別要件を中立化し、性別、性指向、性自認を問わず、カッ

プルが規定の婚姻成立要件を満たせば、結婚を自由に選択することが出来、また、多様なセクシュアリティを持つカップルにも異性愛カップルと同様に特別養子縁組が許される。

ii) 独立した両当事者の平等かつ自律した親密関係を保障する。ただ、両者は事前にパートナーシップ契約により、互いの権利義務関係を定める必要がある。

iii) 二人または二人以上の血縁関係のない、かつ助け合いながら同居する人々を、「平等」な家族関係として登録できるようにする。

「私は台湾のあちこちで演説した。『私はレズビアン』と言って演説を始めると、夜市などではみな驚愕の表情を浮かべるが、最後までちゃんと話を聞いてくれる。演説後にハグされたことは何度もある」⁽⁸⁾と許理事長が述べるように、連盟は3つの法案について台湾各地でアドボカシー活動を行い、1年以内に15万人の署名と400以上の民間団体からの支持を取り付けた。ただ、婚姻平等法案は比較的わかりやすいために注目されたが、パートナーシップ制度と家族制度についての不安が多く寄せられたため、連盟は婚姻平等法案だけに立法委員の署名を集め、立法院の司法及び法制委員会で初の答弁を行うまでに前進させた。しかし、一定期間内に審議プロセスを終えることが出来ず審議未了に終わった。

連盟は立法院への働きかけと同時に、性的マイノリティーを「見える」存在にするために2014年5月、多様な職業に従事する300人の性的マイノリティーを集め、「自分はゲイ」「自分はレズビアン」などというプラカードを持って街を行進するというイベントを企画、大きな注目を集めた。さらに、性的マイノリティーの権利擁護を公言する蔡依林（Jolin Tsai）⁽⁹⁾など著名な歌

手や芸能人 10 人が出演するコンサートを実施したり、アメリカ連邦最高裁が婚姻を異性カップルに限定する法に違憲判決を出したことを記念する 3,000 人のデモ行進を行って婚姻平等法案支持を訴えるなど、多彩な活動を続けている。連盟の会員は約 70 人ほどであるが、活動を常時手伝ってくれるボランティアが 100 人、その他にイベント毎に手伝ってくれるボランティアが 400 から 500 人もいるという。

連盟を中心とする市民団体の活動やプライドパレードによって、同性婚を支持する世論は急速に増加した。連盟がまとめた各種世論調査¹⁰⁾によれば、同性婚を支持する人は過半数を超えた。中央研究院（台湾の最高学術研究機関でアカデミア・シニカと呼ばれる）が 2012 年 7 月から 10 月にかけて行った調査によれば、同性婚の合法化に賛成している人は 52.5%、反対は 30.1%であった。『聯合報』も 2012 年 9 月に調査を行い、賛成は 55% に達した。連盟が独自に行った調査では、賛成する人は 2003 年ではわずかに 23.64% であったが、2013 年には 52.76% まで急増していた。

このような世論を受けて、国民党に取って代わった各地の民進党市長と地方議員は、2015 年から台北や桃園などの市政府主催の合同結婚式に同性カップルの参加を認めるよう働きかけた。さらに台北や新竹、台中、台南、高雄という 6 つのすべての直轄都市といくつかの県では同性カップルをパートナーとして登録する制度が始まった。これらの都市と県の人口は台湾全体の約 79.8% にもなる（『聯合報』2016 年 7 月 31 日）。登録は単なる象徴的な意義ではなく、医療上の「関係者」として認められ、手術や治療に必要な同意書などへの署名が可能になるほか、家族ケア休暇や医療控除制度などを申請することもできる。2016

年 8 月で約 1000 組がパートナーシップを登録している¹¹⁾。

2016 年 8 月、35 歳のインターネット起業家が行政院（内閣）政務委員（無任所大臣に相当する）に任命された。彼は 11 年前に男性から女性になったトランスジェンダーで、トランスジェンダーが大臣になるというのはアジアでは初めてのことである。この任命は「彼女の起業家としての才能と経験を評価したもの」（政府）ではあるが、性的マイノリティーの存在の大きさを社会にアピールすることになると、各メディアは伝えている（『自由時報』2016 年 8 月 25 日）。

また、J.P モーガン社のように従業員の多様な性の在り方を認め、性的マイノリティーのスタッフにも家族手当や結婚手当を認める外資系企業が増加している。これら外資系企業はプライドパレードに資金援助するだけでなく、従業員の参加も奨励し、大きな関心を集めている（*Taipei Times*, February 29, 2016）。

（４） 反対勢力の拡大

しかしながら、このように同性婚の是非が大きな社会的関心事になるにつれて、反対勢力も活発に動き始めた。

1990 年代後半「未成年の保護のための性道徳の規制と強化」を訴えるキリスト教会や女性団体の訴えを受けた台北市政府は、「18 歳以下の青少年の健全な育成に問題がある」出版物を書店から押収し¹²⁾、警察はゲイやレズビアンに対する起訴を増加させた。また、国立中央大学性／別研究室のサイトが問題視され、何春蕤に辞任を求める裁判が起こされた（何は勝訴）¹³⁾。

『聯合報』が 2013 年に行った調査によれば、キリスト教徒の 75% が同性婚の合法化に反対、仏教徒と道教徒は僅差ではあ

るが半数以上が賛成であった（『聯合報』2016年7月5日）。キリスト教徒は台湾の総人口の5%ほどであるが、経済的に豊かで社会的地位が高い人が多く、また政府の両性平等教育委員会には性的マイノリティーの権利擁護に反対するキリスト教徒や大学関係者が入っているとされる（*Taipei Times*, June 6, 2016）。いくつかのキリスト教団体は学校内で反性的マイノリティーの様々な活動を行い、輔仁大学（1927年設立の著名なミッション系の私立大学。蔡依林は輔仁大学卒業生）では、学内で学生が性的マイノリティーを考えたり、支援したりするクラブを作ることを禁止した（*Ibid*）。2013年9月に結成された、キリスト教会を中心とする台湾宗教団体家族愛護大連盟は11月に同性婚反対の10万人大規模集会を総統府前で行った。

2016年1月、婚姻平等草案の支持を公言した蔡英文（Tsai Ing Wen）民進党主席が総統に選ばれた、蔡は有名な政治家の妻でも娘でもなく、自身の努力で「ガラスの天井」を破ってアジアで初めて行政の長となった女性である。民進党も初めて立法院で過半数の議席を獲得した。性的マイノリティー及びその支持者は、彼女の任期中に婚姻平等法が実現するのではないかという期待を高めた。

ただ、この立法院選挙にはいくつかのキリスト教団体が組織した「信仰と希望の連盟党（信仰和希望聯盟党、2015年9月結成）」が擁立した8人も出馬し、「伝統家族を守ろう」とよびかけて同性婚に反対し、全員が落選したが、1.7%の得票を得た。なお、この立法院選挙には連盟理事長の許秀雯も台湾緑の党と社会民主党（少数者の権利を擁護する政党として結成された党）連合候補として出馬したが、惜しくも落選した。

連盟の「LGBT 政治観測站（立法院議員のLGBT に対する立場一覧）」¹⁴によれば、立法院議員113人のうち同性婚の合法化を明確に支持している議員は28人しかおらず、民進党議員に限っても68人中19人しかいない。ほとんどの議員は検討中あるいは保留である。

蔡新総統は反対勢力と立法院議員の動向をみながら、婚姻平等法の実現に向けた難しい舵取りを強いられるのだろう。

3. シンガポール

(1) 刑法377条とブギス・ストリートの繁栄

東南アジアの交通の要衝に位置するシンガポールは、東京都23区より少し大きい面積しか持たない小さな都市国家である。人口は2014年で約387万人（国籍を有する市民と永住権保持者のみ）、内訳は華人74%、マレー系13%、インド系9%、その他4%であり、人口の大部分は19世紀後半から20世紀初頭にシンガポールにやってきた移民の子孫たちである。

当時シンガポールに渡ってきた移民の圧倒的多数は働き盛りの男性で、女性の数はきわめて少なかった。「1880年代の華人男性人口は6万人、華人女性は6,600人で、うち2,200人は売春婦であったと推定されている。男性用売春夫として海南島（中国南部の島：筆者注）からの少年の輸入がとて盛んであった」と歴史学者Turnbull（2009：101）は記している。男女の人口比がほぼ同じになるのは1930年代であり、植民地時代のシンガポールでは男性どうしの性行為は「普通のこと」だった。

もともと、イギリスは同性どうしの性行為を禁じる本国の刑法377条をシンガポールにも適用していた。刑法377条は「公共

の場で、また私的に男性・女性及び動物の自然秩序に反する性行為をした者に対して懲役や罰金を科す」もので、反自然（生殖目的ではない）セックス法とも呼ばれる。加えて、377 条 A 項は「公共または私的な場で、同意、斡旋を問わず、男性に対してわいせつな行為をした者に対して、最長 2 年間の懲役刑に処す」と規定していた。

シンガポールは 1965 年 8 月に隣国マレーシアから分離・独立し、単独の共和国となった。独立したばかりのシンガポール政府は、経済と安全保障をアメリカに依存することを選択した。アメリカとの経済関係を強化する一方で、1966 年 6 月南ベトナム駐留米軍が破損戦艦や航空機の修理・補修のためにシンガポール軍基地を使用することと、米兵への娯楽施設の提供を認めため、数多くの米兵がシンガポールで休暇を過ごすようになった。

米兵が最も頻繁に訪れたのがブギス・ストリート (Bugis Street) と呼ばれる都心中心部の繁華街で、英植民地時代と日本軍政時代には「花街」として多くの売春宿が軒を並べ、独立後もトランスジェンダーの売春婦 (夫) の多い「赤線地帯」として有名であった。この通りに米兵が集まるにつれてゲイサウナやゲイバーも多数営業した (Chan 2015 : 11-12)。シンガポール人のトランスジェンダーやゲイ、レズビアンも集まったものの、訪れる人のほとんどは米兵を含む外国人でシンガポール人一般にはほとんど無関係な場所であったため、警察による取り締まりはなく、377 条によって逮捕されるシンガポール人はいなかった (Tan 2012 : 128)。

なお、イギリスは 1967 年に刑法 377 条をすべて廃止した。

(2) 国家による統制と監視の強化

1980 年代になると、政府はセクシュアリティの統制や監視を強化しはじめた。その第一の要因は HIV / AIDS 流行への不安である。1985 年にシンガポール人初の AIDS 患者が報告されると、ブギス・ストリートの再開発が決定した。「赤線地帯」やゲイサウナやゲイバーは瞬間に姿を消し、いくつかがだけが警察の管理下で営業を続けることになった (Chan 2015 : 13)。

もっと重要な第二の要因は、政府による出産と「アジアの価値」や「家族の絆」の奨励である (田村 2004 : 128-129)。1980 年代になるとシンガポールは労働力不足が深刻になり、それまでの「子どもは二人まで」政策が「産めよ増やせよ」という多子政策に転換した。また、独立以来安定的な一党支配体制を続けてきた政府与党人民行動党の支持率が 80 年代に低下、政府はそれを自らの権威主義的な統治スタイルにあるのではなく、欧米的な価値観に影響された若者が国家の行く末を考慮せずに批判勢力の拡大を容認したためと見なした。そのため政府は忍耐や秩序、愛国心、親孝行を重んじる「アジアの価値」を国民が尊重することを奨励し、家族はその価値を伝える役割を果たすべきであると考えたのである。

さらに政府は「家族の絆」を義務付ける法律も施行した。1995 年の両親扶養法は、経済的自立が困難な親が子どもに経済的支援を求められることができるという、親孝行を義務付けた法である。また、子どもの健全な育成を怠った親を処罰することができる法も作られた。このように法まで施行して家族相互の関係を緊密にしようとした背景には、高齢化社会への対応と社会福祉予算の削減もあっただろう。

出産と「家族の絆」奨励のための様々な

政策、たとえば幼児や高齢者がいる家庭への外国人家事労働者雇用税の優遇、親と同居あるいは近隣居住する場合は公団購入に際して補助金など優遇を受けられるなどの対象は、法的に結婚をした異性間の夫婦とその子どもだけに限られた。同性どうして公団を購入する場合は、二人とも35歳以上でなければならず、また「友人どうし」として中古の物件を買うしかない。

政府は、子どもを産まない同性のカップルは「家族の絆」を共有しない社会の不安定要因とみなしたのである。性的マイノリティーは公務員には採用されないし、同性愛をテーマとする映画や演劇には（シンガポールで開催される国際映画祭で上映される場合を除いて）厳しい検閲と制限が科された。警察はゲイへのおとり捜査を頻繁に行い、逮捕された人々は氏名、年齢、職業、顔写真入りで大々的に報道された（Au 2009：400）。

あるレズビアンは「同性どうして手を繋いで歩くと、女性はレイプされ、男性は殴られた。逮捕されて写真が新聞に載ることもあった。私たちはただ黙って耐えるしかなかった」と1980年代を振り返っている（Ng 2006：69-71）。この時期の性的マイノリティーは息をひそめて生きていたといえよう。

（3）「寛容な社会へ」？

① ゴー第二代首相の「自由主義的統治スタイル」と「ナショナルパーティ」

1990年11月、初代首相のリー・クアンユー（Lee Kuan Yew）に代わって第二代首相にゴー・チョクトン（Goh Chok Tong）が就任した。ゴーは、リーの厳格な権威主義的統治スタイルに替わってソフトな自由主義的統治スタイルを掲げ、野党勢力の伸張も容認する姿勢を見せた。よう

やく自由に発言できる時代が到来したと感じた多くの国民は、ゴーの自由主義的統治スタイルを歓迎した。

ゴーの就任後に生まれた寛容で自由な雰囲気の下、ゲイ専用のサウナやダンスクラブがあちこちで復活し、ゲイが集まる公園や海岸、トイレが目立つようになった。1993年から少人数の性的マイノリティーが集まって情報交換をしていた「ピープル・ライク・アス（People Like Us）」の会合には80人から200人が集うようになった（Heng 2001：82-86）。性的マイノリティーを受け入れることを公言する教会や性的マイノリティー関連図書や雑誌だけを扱う私立図書館も出現した（Chua 2004：67, 100）。性的マイノリティーのコミュニティがようやくシンガポールでも出現したのである。

さらに、アメリカに長く滞在して帰国、政府公務員となったシンガポール人の発案で、2001年8月9日（独立記念日）の夜に1,500人のゲイが歌い、踊り、交流するという「ナショナルパーティ」が開催された。このパーティはその後2003年、2004年にも開催され、2004年は海外からの参加者2,500人を加えた6,000人のゲイが会場のホテルで一晩中歌い、踊り、「まるでシンガポールがアジアのゲイ首都であるような印象を与えた」（*Far Eastern Economic Review*, October 28, 2004）と報じられた。

また、ゴー首相は2003年に「彼らは生まれつきゲイで、私たちはストレート。でも彼らも私たちも同じである」（*Straits Times*, 以下 *ST*, July 4, 2003）として、政府公務員に同性愛者も採用すると述べ、性的マイノリティーから喝采を浴びた。

ゴー政権がこのように性的マイノリティーに寛容になったのは、まず、1970年代に欧米で始まった性的マイノリティー

の権利擁護運動が 1990 年代にはアジア各地にも広がり、世界的な潮流となりつつあったことである。特にアジアでは台湾のように民主化運動と連動して急速な広がりを見せた。ゴーン政権もこの時代の新しい潮流を読み取らざるをえなかった。

さらに、より重要なのは外国人専門職の受け入れ拡大である。進む少子高齢化の下で (1990 年の出生率は 1.83 人) 経済発展を継続するために、シンガポールは 2000 年代になると外国人移民の受け入れをあらゆるレベルで拡大した。「アイデアや能力を持つ幅広い人材受け入れのためには何でもする」(*Time*, July 7, 2003) と政府関係者は発言、「ナショナルパーティ」は「シンガポールは性的マイノリティーに寛容な、創造的で知的な都市」であることを外国人専門職にアピールするために開催されたと考えられる。

また、2000 年代初頭の経済は低迷しており、2004 年の「ナショナルパーティ」に参加した 2,500 人は 600 万シンガポールドル (1 シンガポールドルは約 72 円) を落としていったと推定され (*Far Eastern Economic Review*, October 28, 2004)、「ピンクマネー」は不況に苦しむ少なからずのシンガポール人を潤した。

もっとも、経済的な理由であったとしても、「アジアの価値」「家族の絆」を奨励する政府がこのように性的マイノリティーに寛容になったことに対して、キリスト教会を中心に反対の声が上がった。2004 年アングリカンやメソジスト、長老派など 150 の教会が加盟する全国シンガポール教会連盟 (National Council of Churches of Singapore) は、「政府は同性愛に関する現行の法律を維持すべきである。同性愛者のクラブや協会などの登録を認めるべきではない。同性愛者のライフスタイル

や行動を認めたり、推奨すべきではない」(Tan and Lee 2007: 196) という声明を出し、教会の入り口に「同性愛者は変われる (Homosexuals can Change)」という大きな垂れ幕を掲げる教会もあらわれた (*Ibid*: 188)。

性的マイノリティーの権利擁護の問題が社会を分裂させる危険があることを察した政府は、「ナショナルパーティ」を 2005 年から禁止、パーティはタイのプークットに開催場所を移した。「ピープル・ライク・アス」の団体登録申請は、1997 年に続いて 2004 年も却下された。

② 刑法 377 条をめぐる国会議論

2003 年 11 月、16 歳の少女とオーラルセックスをしたために逮捕され禁固刑を言い渡された青年 (警察官) が「同意の上でのオーラルセックスがなぜ犯罪なのか」と不満を表明して上告、裁判官は青年に 377 条の反自然セックス法違反ではなく、軽微なわいせつ罪のみを適用した。この判決を受けて 2006 年内務省は「刑法 377 条を見直す」と表明した (Chua 2014: 110-111)。イギリスに続いて、香港 (1991 年)、オーストラリア (1997 年) など旧イギリス植民地が次々と 377 条を廃止していたことも、内務省の決定を後押ししたのだろう。2006 年 11 月、377 条は改正されて A 項だけが残った。

しかしネット上には「なぜ 377 条 A 項を残すのか」という書き込みが溢れ、A 項も廃止するよう求めるフォーラムやキャンペーン、A 項の是非を問うネット上の投票が行なわれるなど (*Ibid*)、377 条 A 項の廃止も求める動きが一挙に高まった。

2007 年 10 月、377 条 A 項の廃止を求めた請願書が 8,120 人の署名を添えて国会に提出された (*ST*, October 12, 2007)。これは、

シンガポールで市民が法律改正を求めて請願を行った初めてのケースである。この国では法律改正を求める市民の請願書は、必ず国会議員が提出しなければならない。抑圧的な権威主義体制の下、市民が法律改正を望んだとしても、これまでは政府の弾圧が怖くて行動には移せなかった。多くの市民が自ら署名をし、請願書の提出を議員に依頼したということは、政府の性的マイノリティーに対する規制や監視が緩やかになりつつあり、シンガポール社会に性的マイノリティーの「居場所」ができたことを実感したためである。同時に、政府が奨励する「アジアの価値」「家族の絆」に批判的な人々が多いことも示している。

しかし、請願書の提出は性的マイノリティーの権利を認めない人々を刺激した。「多数派」と名乗るサイトが立ち上がり、377条A項を維持するよう求める署名を集めるとともに、首相に対して「将来の子どもと私たちの国家のために377条A項を維持することを求める。377条A項を社会の多数派が支持している。多くのシンガポール人は保守的であり、同性愛を社会規範として受け入れてはいない」という声明文⁶⁵⁾を送った。

2007年10月22日と23日の国会では珍しく白熱した議論が行われた。請願書を提出した議員（2人の任命議員⁶⁶⁾は「377条A項は差別的であり、憲法違反である。これを廃止するのは単にゲイの権利のためではない。寛容や理解という、わが国を支える支柱となる考え方を支持するためである」(ST, October 23, 2007)と説明し、与党人民行動党議員3人も支持の演説を行った。しかし、多くの与党議員や他の任命議員は「377条A項は、多くのシンガポール人の道徳と社会的価値を反映している」と廃止に反対した。

議論が一段落したところで、リー・シェンロン (Lee Hsien Long、2004年に就任した第三代首相) は「シンガポールは基本的に保守的な社会で、多くの人々は未だに同性愛に嫌悪感を持っている。経済や教育のような分野では、政府は世界の動向を見据えながら先進的な試みをする。しかし、モラルについては、我々は人々の動向を見きわめながら最終判断を行う」と、当面は377条A項を維持することを述べた。ただ、同時に、「同性愛者も社会を構成する責任ある尊敬すべき一員である。今後は、同意の下あるいは私的な場所で行われる彼らの行為に対して377条A項を適用しない。ただ、彼らが欧米のようにゲイの権利を目指して活動することは認めない」(ST, October 24, 2007)と、A項は残しながらも実際には起訴しないと明言することで、廃止をめぐる議論を終着させた。

③ 「AWARE サガ」とピンクドット

377条A項は残ることになったものの、「モラルについては、人々の動向を見きわめながら最終判断を行う」という首相の言葉は、一部の反対勢力の活動を先鋭化させ、推進勢力の活動もいっそう活発にさせた。

2009年3月、女性の権利擁護などの活動を行っている著名なNGO「行動と研究のための女性協会 (Association of Women for Action and Research) の年次大会と理事会選挙に、チャーチ・オブ・セイビヤー (Church of Savior) という新興のキリスト教会が大量の信者を送り込んで教会信者を理事長と理事に選出、女性協会を実質的に乗っ取るという事件が起こった (Chong 2011: 1-6)。女性協会が教育省から委託されて行っている公立中学校での性教育が「同性愛を擁護している」というのが、乗っ取りの理由であった⁶⁷⁾。

この事件は、その後に女性協会の旧指導部が大会を欠席した会員 160 人の署名を基に臨時大会開催を要請し、開かれた大会で新指導部に反対して加入した 2,000 人の新会員（この事件の前の女性協会の会員数は 300 人）とともに旧指導部を再度選出しながら決着したが、その一部始終は新聞やテレビで「AWARE（女性協会の英語略称）サガ」と名付けられて連日大きく報道された（Loh 2011: 98-103）。

事件は決着したものの、教育省は翌年から女性協会に性教育を委託するのを止め、新しく委託した団体には「同性愛は間違った行為であると生徒に伝える」ことを義務付けた（Chua 2014: 124）。その意味では、「AWARE サガ」はキリスト教会側の勝利で終わったといえるかもしれない。

しかし、「AWARE サガ」はシンガポールにおける性的マイノリティー権利擁護運動に新たな一步を刻むピンクドット（Pink Dot）をうんだ。これは、女性協会を乗っ取ろうとした一部のキリスト教徒に怒りを覚えたゲイ男性が、抗議集会ではなく「愛する自由（Freedom to Love）」を掲げて多くの人が自由に集まることを提案した野外イベントとして始まった（Chua 2014: 125）。イベント会場となったのは、都心にある公園のスピーカーズ・コーナーで、ここはシンガポールで唯一届出だけで野外集会が認められている。第一回に集った人々は 2,500 人、ピンクのシャツを着る、ピンクのバックや傘、風船を持って、親子や兄弟姉妹、恋人どうしなどの多様な性のあり方を称えた。なお、ピンクはシンガポールの国旗の色（赤と白）を混ぜた色であり、シンガポールに住む多様な人々の共生を意味する。

ピンクドットには 2013 年に 2 万人、2015 年には 2 万 8,000 人が集まり、会場の

公園は人で溢れかえった。2016 年のイベントでは「イベントがこれだけ大きくなったのは、性的マイノリティーが受け入れられていることを示す」と主催者は述べ、さらに「もう人数を増やす段階は終わった、参加者はより積極的な関わりを持ってほしい」として、5,000 人の参加者にボードを配布して自由にメッセージを書いてももらったり、会場に法律相談やカウンセリングのコーナーを設ける（*ST*, June 6, 2016）など、性的マイノリティーへの社会の関心をさらに高める新たな試みを行った。

また台湾のプライドパレード同様に、JP モーガンやグーグルなどいくつかの外資系企業がこのイベント支援をはじめ、2015 年には 15 社が、2016 年にはさらにマイクロソフトなど 4 社が加わり、全部で 18 もの企業がピンクドットを支援した（*Today*, June 4, 2016）。これら大手企業の支援によって、無料の法律相談やカウンセリングなどが可能になったのである。

ピンクドットが大きな注目を集めると、2014 年ムスリム団体がピンクに対抗して「白を着る運動（Wear White Movement）」を結成した。100 以上のキリスト教会が共同で立ち上げた「ラブシンガポール・ネットワーク」はムスリム団体と合同で、2015 年のピンクドットのイベントと同じ日に 8,000 人を集めたピンクドット反対の大集会を開催した（*ST*, June 16, 2015）。ただ、ムスリム団体は翌年にモスクでの教育プログラムを強化する方針を打ち出したため、運動の主導権はキリスト教会が取るようになった。2016 年にはピンクドットのイベントの翌日に、「異性どうしの結婚による『自然な家族』が多数を占める保守的なシンガポール人の社会規範である」を掲げた 3,000 人の集会を行う（*Today*, June 4, 2016）とともに、オンライン上で活発な意

見表明を開始した。一方、2004年に声明を出した全国シンガポール教会連盟は「同性愛やその行為は認めないが、性自認や性的指向に苦悩している人を非難したりしない」(Ibid)として、静観した。

(4) 政府の対応

このようなピンクドットと反ピンクドットの運動の拡大に対して、政府は両方を押さえ込む方針を打ち出した。社会の分裂を回避するためである。

2016年6月内務省は「外国人企業や団体と外国人が内政干渉とりわけLGBT問題のような論争を呼ぶイベントに資金供与、支援、影響を与えるようなことをすれば、政府は何らかの対応をする。これはピンクドットのような賛成派の活動だけでなく、反対派のイベントにも適用される」という警告を出し(ST, June 8, 2016)、ピンクドットを支援する外資系企業を牽制した。ただ、「支援企業や主催者に対して、政府は何の行動も起こさない」と付け加えた。これに対し、グーグルなどの支援企業は「わたしたちは2011年からピンクドットのスポンサー企業であることを誇りにしている」という声明を発表(Today, June 9, 2016)して支援を続けることを明確にした。

しかし、2016年10月内務省は「今後、スピーカーズ・コーナーで行われるイベントを支援あるいは従業員の参加を奨励する外資系企業は、政府の許可が必要となる。外国人あるいは外資系企業がビデオメッセージなどの方法で参加する場合も、政府の許可が必要となる」(ST, October 21, 2016)という新たな規制を発表した。これに対して、ニューヨークに本部を置く人権団体ヒューマンライト・ウォッチ(Human Right Watch)は「これは集会の自由を妨害するもので、かつLGBTへの偏見を助

長するだろう。シンガポールに進出している外資系企業は、この国の国際的なビジネスハブとしての適性を再考すべきである」⁸⁸と厳しく非難した。ピンクドット主催者は「失望したが、わたしたちは政府の決定を尊重し理解する。今後は、多様で寛容なシンガポールを創るというわたしたちの願望を理解するもっと多くのシンガポール企業が、ピンクドット2017に向けて協力してくれることを望む」という声明を出した⁸⁹。

シンガポールの経済発展は外資系企業が牽引しているといっても過言ではない。政府は今後の外資系企業の対応を見ながら、経済発展を妨げることをないように規制を緩和したり、強化したりすると思われる。

4. 終わりに

「アジアで最初に同性婚を合法化する国になる」と言われるほど性的マイノリティーの権利擁護が進みつつある台湾、未だに男性どうしの性行為を違法とするシンガポール、なぜこのように大きな差異が生まれたのか。

台湾の場合は、1987年戒厳令が解除されると権威主義的な統治が緩んで自由な空間が瞬く間に拡大したことが第一の要因であろう。これまで息をひそめて生きてきた性的マイノリティーも自らの権利擁護のために立ち上がり、欧米の大学でジェンダー論やセクシュアリティ論を学んで帰国した研究者が理論的に支援した。第二に、両性平等工作法や性別平等教育法によって、雇用でも教育現場でもジェンダー平等や性の多様なあり方を当たり前と考える若者が増えたこと、また、第三に、台湾が国際的に孤立しているからこそ、民主化は台湾の存在を世界にアピールするために重要であっ

たため、政権も「人権立国」を掲げるなど運動を後押しした。性的マイノリティーの権利擁護を進める国際的潮流も、それらの動きの背景にあったろう。

現在、直轄都市すべてといくつかの県では同性カップルがパートナーとして登録することができ、同性婚を合法化しようとする団体も活発な活動を展開している。さらに、2016年10月立法院(国会)の司法及び法制委員会に「民法改正案」が立法院議員38名の署名によって提出された。婚姻する二人を男女から双方に改める、結婚年齢を双方ともに18歳とする(これまでは男性17歳、女性15歳)、これまで異性カップルに認められていた法的保障を同性カップルにも認める、というのが改正案の内容であり、これによって、異性どうし、同性どうし、さらにはいかなる関係のカップルであっても婚姻制度を利用できるようになる²⁰⁾。

これは、連盟が主張してきた「婚姻の平等」が再度提出されたことを意味し、前回よりも審議の時間は十分ある。しかし、立法議員の過半数は未だに「婚姻の平等」に賛成していないことに加え、委員会で本格審議が始まった11月17日、信仰と希望の連盟党はキリスト教徒を中心に約1万人を動員して立法院を取り囲んで反対のデモ行進を行う(『聯合晩報』2016年11月17日)など反対派の動きは活発である。

反対派の多くは、パートナーシップ制度は受け入れるとしているものの、同性パートナーを異性どうしの夫婦よりも下と位置づけ、遺産相続権なども制限すべきとしている(『聯合報』2016年6月1日)。このため、推進派はあくまで民法改正を主張している。連盟の許理事長は「パートナーシップ制度では、同性愛者は異性愛者と異なるという前提であり、真の平等とはいえない」

と述べている²¹⁾。

2016年10月のプライドパレード当日に改めて同性婚支持を表明(AP, November 10, 2016)した蔡新総統の下で、許理事長をはじめとする推進派は、2017年春頃の法案成立をめざしている。法案は公聴会を経て、2017年1月16日から立法院での本格審議が始まった。推進派も反対派も、審議の行方を固唾を呑んで見守っている。

一方のシンガポールでは、人民行動党の権威主義的な長期一党支配は揺らいでいない。ただ、1990年代以降に生まれた寛容で自由な雰囲気の下、「ナショナルパーティ」開催や同性愛者の公務員への採用も認められ、同性どうしの性的行為を禁止した刑法377条も改正された。台湾の「人権立国」同様に、性的マイノリティーの権利擁護運動が国際的な潮流となっていたことも政府の決定を後押しした。

ただ、男性どうしの性行為を禁じる377条A項が残されていることをめぐって、近年「文化戦争」(Johannis 2016: 7)と名付けられたモラルをめぐる戦いが激しさを増している。多様な性のあり方を祝福するピンクドットのイベントに参加する人は増え続ける一方、反対勢力の活動も盛んになっている。「AWAREサガ」と呼ばれる女性協会乗っ取り事件はキリスト教会が、反ピンクドットの集会はキリスト教会とムスリム団体が主導した。台湾のキリスト教徒は人口の5%に満たず、イスラム教徒はほとんどいない。一方、政府統計(Singapore Census of Population)によれば、2010年でシンガポールのキリスト教徒は人口の11%、イスラム教徒は15%で、この20年にキリスト教徒は5.6%増加している。キリスト教徒とイスラム教徒の多くは性的マイノリティーを受け入れず、政府は「文化戦争」が激化して社会を分裂させるのを恐

れ、賛成派と反対派の両方を押さえ込もうとしているため、「文化戦争」の出口はまだ見えていない。

注

- (1) 同性愛を描いた数多くの映画のなかでも、1993年の『喜宴 (Wedding Banquet)』や、2004年の『十七歳の天空 (Formula 17)』は世界的に有名な映画である。
- (2) 日本政府は国連に加盟していない台湾を国家承認してない。ただ、台湾は領土と政府を持ち、20カ国ほどが国家承認しているので、政治学的には「国家」の要件を満たしているともいえる。台湾の国際的地位を論じるのが本稿のテーマではないので、ここでは「国」を使う。
- (3) 婦女新知基金會「成立緣起」ホームページ <http://www.awakening.org.tw/chhtml/about.asp?id=1&atype=1> (2016年10月13日アクセス)。
- (4) 國立中央大學性／別研究室「中央大學性／別研究室簡介」ホームページ <http://sex.ncu.edu.tw/history/index.html> (2016年8月14日アクセス)、及び性／別研究室研究員である丁及非 (Ding Nai Fei) 中央大学文学部教授からの筆者聞き取り (國立中央大學性／別研究室にて2016年8月25日)。
- (5) 婦女新知基金會「性別教育戮戮不樂! ? —— 性別平等教育法五週年總體檢」ホームページ http://www.awakening.org.tw/chhtml/topics_dtl.asp?id=70&qtagword (2016年10月14日アクセス)。
- (6) 許秀雯理事長からの筆者聞き取り (台湾伴侶權益推進連盟事務所にて2016年8月26日)、及び (許、2016)。
- (7) 3つの草案と進捗状況については、台湾伴侶權益推進連盟「多元成家／草案簡介」ホームページ <https://tapcpr.org/freedom-to-marry/draft-intro> (2016年10月21日アクセス)。
- (8) 許秀雯理事長からの筆者聞き取り (台湾伴侶權益推進連盟事務所にて2016年8月26日)。
- (9) 台湾を代表するポップシンガー、トップアイドルで、台湾のみならず中華圏では絶大な人気を誇る。彼女は性的マイノリティーの権利擁護を積極的に訴える活動でも有名で、レズビアンカップルの悲話を歌ったミュージック・ビデオ「不一樣又怎樣 (私たちはみな違って いるが、でも同じ)」(2014年)は、大ヒットした。なお、このミュージック・ビデオはシンガポールでは発売禁止である。
- (10) 台湾伴侶權益推進連盟のホームページ「關鍵的十年，關鍵的1/4 同性婚姻民調結果發佈記者會」<https://tapcpr.org/hot-news/press-release/2013/08/06/01> (2016年10月24日アクセス)。
- (11) 注(8)に同じ。
- (12) 2003年に台湾唯一の同性愛専門書店である晶品書店 (台北市) に警察が押し入り、ゲイの裸身画像を含む多くの出版物が押収された。店主は「表現の自由」を主張して裁判で争い、判決は「ワイセツと判断される」出版物にはビニールをかけることを命じた (何2013: 163)。
- (13) 國立中央大學性／別研究室「動物戀網頁事件」ホームページ http://sex.ncu.edu.tw/animal_love/index.html (2016年10月13日アクセス)。
- (14) 「LGBT 政治觀測站」ホームページ <http://voteforlgbtrights.tw/legislator.php> (2016年10月25日アクセス)。
- (15) Channel News Asia “Group sets up site urging Singapore to keep gay sex ban” October 19, 2007. https://global-factiva-com.proxy.lib.sg/ha/default.aspx#!?&_suid=147149798480602815143083027669 (2016年8月19日アクセス)。
- (16) 任命議員とは、優秀な人材を社会各層から広く確保するために国会が6名を超えない程度

で議員を直接指名する制度で、1990 年に開始された。これは与党人民行動党が国民の意見を広く取りいれていることをアピールし、一党支配をカモフラージュすることを狙った制度と言われている。ただ、今回は与党にも野党にも属さない任命議員ゆえに請願書を提出しやすかったと考えられる。

- (17) 女性協会が「性と健康」というテーマで 2007 年から実施した性教育は 3 時間のプログラムで、同性愛については「同性愛においても異性愛同様にカップルは意味ある関係を結ぶことができる」という短い説明が 5 分ほど行われるだけである。
- (18) Human Right Watch ホームページ “Singapore bans foreign funding of gay pride rally, October 21, 2016”
<http://www.ndtv.com/world-news/Singapore-bans-foreign-funding-of-gay-pride-rally-1477386> (2016 年 10 月 24 日アクセス)。
- (19) 同上アドレス。
- (20) Letibee life ホームページ「台湾の同性婚合法化への討論はどこまで進んでいるのか (2016 年 11 月 4 日)」<http://life.letibee.com/taiwan-marriage-equality/> (2016 年 11 月 16 日参照)
- (21) 注(11)に同じ。パートナーシップ登録をした同性カップルが 1000 組しかいないのも、この理由によると考えられる。

参考文献

- Au, Alex Waipang (2009) Soft Exterior, Hard Core, Policies towards Gays. In Welsh, Bridget (et al.) *Impressions of the Goh Chok Tong Years in Singapore*. Singapore: NUS Press: 399-408.
- Chan, Kenneth (2015) *Yonfan's Bugis Street* (妖街皇后). Hong Kong University Press.
- Chao, Antonia (2000) Global Metaphors and Local Strategies in the Construction of Taiwan's Lesbian Identities. *Culture, Health & Sexuality*, Vol.2, No.4: 377-390.
- Chong, Terence (2011) Introduction. In Chong (ed.) *The AWARE Saga: Civil Society and Public Morality in Singapore*. Singapore: NUS Press.
- Chua, Lynette J. (2014) *Mobilizing Gay Singapore: Rights and Resistance in an Authoritarian State*. Singapore: NUS Press.
- Huang, Hans Tao-Ming (2011) *Queer Politics and Sexual Modernity in Taiwan*. Hong Kong: Hong Kong University Press.
- International Lesbian Gay Bisexual Trans and Intersex Association (2014) *State-Sponsored Homophobia: A World Survey of Laws: Criminalisation, Protection and Recognition of Same-sex Love*. 9th Edition. International Lesbian Gay Bisexual Trans and Intersex Association.
- Johannis bin Abdul Aziz et.al (2016) *SG50 and Beyond: Protecting the Public Space in the New Era of Singaporean Pluralism*. IPS Working Paper No.25. Singapore: Institute of Policy Studies.
- Loh, Chee Kong (2011) The Role of the Media: Investigative Journalism in Singapore. In Chong (ed.) *The AWARE Saga: Civil Society and Public Morality in Singapore*. Singapore: NUS Press.
- Martin, Fran, et.al (2008) *Asia Pacific Queer: Rethinking Genders and Sexualities*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press.
- Ng, Yi-Sheng (2006) *SD21: Singapore Queers in the 21st Century*. Singapore: An Oogachaga Support Group Publication.
- Tan, Kenneth Paul and Gary Lee Jack Jin (2007) Imaging the Gay Community in Singapore. *Critical Asian Studies*, Vol.39, No.2: 179-204.
- Turnbull, Mary C. (2009) *A History of Modern Singapore 1819-2005*. Singapore: NUS Press.
- AP (米国).

Far Eastern Economic Review. (香港).

Taipei Times (Taiwan).

The Straits Times (Singapore).

Time (米国).

Today (Singapore).

張小紅 (1996) 「同志情人・非常欲望：台湾同志運動的流行文化出撃」『中外文學』第 25 卷 1 号、6-25。

簡至潔 (2012) 「從『同性婚姻』到『多元家庭』－朝向親密關係民主化的立法運動」『台灣人權學刊』第 1 卷第 3 期、187-201。

『聯合報』『聯合晚報』(台湾)。

『自由時報』(台湾)。

金戸幸子 (2005) 「ジェンダーの視点からの「国家」再編—台湾における「両性工作平等法」成立の背景と要因に関する考察を事例として」『アジア女性研究』第 14 号、44-53。

田村慶子・織田由紀子編 (2004) 『東南アジアの社会変動とジェンダー』明石書店。

野村鮎子・成田静香編 (2010) 『台湾女性研究の挑戦』人文書院。

白先勇 (2006) 陳正靨訳『菓子』国書刊行会。

何春蕤 (2013) 館かおる・平野恵子編、大橋史恵・張瑋容訳『性／別 錯乱：台湾における性政治』御茶の水書房。

許秀雯 (2016) 「台湾における『多様な家族づくり運動』」国際シンポジウム「アジアにおける同性婚に対する法的対応」(福岡大学法科大学院主催、2016 年 3 月 7 日) に退出された論文。

陳惠聲 (2013) 羽田朝子訳「台湾におけるジェンダー平等法の制定と発展」『ジェンダーと法』第 10 号、53-65。

婦女新知基金會「成立緣起」ホームページ
<http://www.awakening.org.tw/chhtml/about.asp?id=1&atype=1> (2016 年 10 月 13 日アクセス)

婦女新知基金會「性別教育戳戳不樂!? ——性別平等教育法五週年總體檢」ホームページ
<http://www.awakening.org.tw/chhtml/>

topics_dtl.asp?id=70&qtagword (2016 年 10 月 14 日アクセス)

國立中央大學性／別研究室「中央大學性／別研究室介簡」ホームページ

<http://sex.ncu.edu.tw/history/index.html> (2016 年 8 月 14 日アクセス)

國立中央大學性／別研究室「動物戀網頁事件」ホームページ

http://sex.ncu.edu.tw/animal_love/index.html (2016 年 10 月 13 日アクセス)

台湾伴侶權益推進連盟「多元成家／草案簡介」ホームページ

<https://tapcpr.org/freedom-to-marry/draft-intro> (2016 年 10 月 21 日アクセス)

台湾伴侶權益推進連盟「LGBT 政治觀測站」ホームページ

<http://voteforlgbtrights.tw/legislator.php> (2016 年 10 月 25 日アクセス)

Channel News Asia “Group sets up site urging Singapore to keep gay sex ban” October 19, 2007.

https://global-factiva-com.proxy.lib.sg/ha/default.aspx#!?&_suid=147149798480602815143083027669 (2016 年 8 月 19 日アクセス)

Human Right Watch ホームページ “Singapore bans foreign funding of gay pride rally, October 21, 2016”

<http://www.ndtv.com/world-news/Singapore-bans-foreign-funding-of-gay-pride-rally-1477386> (2016 年 10 月 24 日アクセス)

Letibee life ホームページ「台湾の同性婚合法化への討論はどこまで進んでいるのか (2016 年 11 月 4 日)」

<http://life.letibee.com/taiwan-marriage-equality/> (2016 年 11 月 16 日参照)

女性差別撤廃条約⁽¹⁾から見た最高裁判決

—女性のみ再婚禁止期間及び夫婦同氏制と女性の人権—

おうみ みほ
近江 美保*

1. はじめに

2015年12月16日、最高裁判所大法廷で、女性のみ再婚禁止期間と夫婦同氏制⁽²⁾という、女性の人権にとって重要な2つの裁判の判決が出された。これまでの判例を覆す可能性のある最高裁大法廷での審理に大きな期待が寄せられたが、女性のみ6か月の再婚禁止期間を課す民法733条1項については、100日を超える部分のみが違憲と判断され⁽³⁾、夫婦同氏制に関する判決では、これを定めた民法750条は合憲であり、選択的夫婦別姓制度については国会で議論すべきとされた。

女性のみ再婚禁止期間と夫婦同氏制は、女性差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の観点からも注目されてきた問題であり、複数の人権条約機関から変更を求められている。本稿では、女性差別撤廃条約を中心に、国際人権条約に定められた女性の人権と、締約国として日本が負っている条約上の義務という視点から、これらの最高裁判決を検討することとしたい。

2. 最高裁判所判決の概要

(1) 女性のみ再婚禁止期間

民法733条1項は、「女は、前婚の解消又は取消の日から6か月を経過した後でなければ、再婚をすることができない」と

定めていたものである（後述のとおり、同規定は本判決後に改正された）。今回の裁判では、前夫との離婚後に再婚しようとした女性が、この規定の存在により、望んだ時期から遅れてしか再婚が成立しなかったとし、精神的損害等の賠償を国に求めた。

本判決は、女性のみ再婚禁止期間を定めること自体は、女性の再婚後に生まれた子の父親の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を防止するために合理的であるとして、憲法14条1項の性別による差別の禁止や、24条2項の離婚や婚姻に関する個人の尊厳と両性の本質的平等に違反しないと判断した。法律上は、民法773条の父を確定する訴えを利用して父親を特定することも可能だが、結果が出るまでに時間がかかるため、女性に一定期間再婚を禁じることが、父子関係を速やかに特定する方法として合理的であると結論づけたのである。

一方、再婚禁止期間のうち、100日を超す部分については、「合理性を欠いた過剰な制約を課すもの」と判断された。民法772条2項は、①「婚姻の成立の日から200日を経過した後」または②「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内」に生まれた子を、婚姻中に懐胎したものと推定し、同条1項に従い、該当する婚姻における夫の子と推定すると規定している。女性が離婚後に出産した子の父性推定の重

*長崎大学多文化社会学部准教授

複、すなわち、離婚前の夫と再婚後の夫の両方が父親と推定されてしまうことを避けるためには、①と②の期間が重ならないように、100 日の再婚禁止期間を設ければ足りると考えられる。以上から、判決は、100 日を超える再婚禁止期間は、憲法 14 条 1 項、24 条 2 項に違反すると判示したが、国に対する損害賠償請求は認めなかった。

この判決では、複数の裁判官が、民法 733 条 1 項の立法目的が女性の再婚後に生まれた子の父性推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を防止することにあるとする点は、判決（多数意見）と同じだが、目的を実現する手段としての再婚禁止期間について、異なる見解（補足意見）を示した。このなかには、再婚禁止期間については、できるだけ適用除外を認めるべきであるという、櫻井龍子裁判官ほか 5 名による補足意見が含まれる。また、鬼丸かおる裁判官は、実際には父性推定の重複を回避することが必要な場合はごく例外的であるにも関わらず、一律に再婚禁止期間を設けていることは、婚姻の自由を不必要に制約しており、本件規定全部が憲法 14 条 1 項及び 24 条 2 項に違反しているという意見を提出した。この中で、同裁判官は、前夫の子として戸籍が作られることを回避するために母親が子どもの出生届を出さず、子どもが無国籍となる可能性⁽⁴⁾にも触れ、法律上の父を確定するために時間がかかったとしても、その子の利益や福祉が大きく損なわれるとまではいえないと述べた。このほか、山浦善樹裁判官は、本規定の本来の立法目的は男性の側の「血統の混乱を防止する」ことにあり、男女平等と婚姻の自由を定めた憲法の趣旨に合致しないこと、父子関係を推定する規定はむしろ問題を生じさせる可能性が高く、父子関係

の確定には科学的・客観的判定をすべきであること、本規定を廃止していないという立法不作為について賠償請求を認めるべきであることなどを含む反対意見を付している。

本判決を受けて、2016 年 6 月 1 日に民法の一部を改正する法律が成立し、再婚禁止期間が 6 カ月から 100 日に短縮された。改正後の民法 733 条では、女性が離婚時に妊娠していなかったか、または離婚後に出産した場合には、再婚禁止期間の規定を適用しないことも明記された。なお、周知のとおり、1996 年 2 月の法制審議会による「民法の一部を改正する法律案要綱」には、すでに、再婚禁止期間の 100 日への短縮と選択的夫婦別姓制度への移行が含まれていた。今回、同要綱の発表から 20 年を経て、再婚禁止期間の短縮がようやく実現したのである。

(2) 夫婦同氏制

民法 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めている。条文上は「夫又は妻の氏」を選ぶことになっており、性別に中立であるが、実際には 96% 以上の夫婦が婚姻の際に夫の氏を選んでおり⁽⁵⁾、婚姻に際して姓（氏）を変えているのは、圧倒的に女性が多い。こうした状況の中で、姓を変えることによる様々な苦痛や不利益を被った女性たちが、「民法 750 条は違憲であり、女性差別撤廃条約に違反する」（弁論要旨：2）として争ったのが、夫婦同氏制の合憲性を問う今回の裁判であった。女性差別撤廃条約との関係については次節以降で検討するが、民法 750 条が憲法に違反している点として、原告側は以下の点を挙げている。

まず、氏名は個人的人格を象徴しており、人格権の 1 つであると認められている⁽⁶⁾に

もかわらず、氏の変更を強制されることは、個人の尊重を定めた憲法13条に違反する(弁論要旨:4-5)。また、婚姻の自由は、憲法24条1項が「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」と定めており、自由や幸福追求に関する国民の権利に最大の尊重を求める憲法13条によっても保障されている。しかし、民法750条の規定により、男女どちらか一方が氏を変更しない限り婚姻が認められないことから、同条は、婚姻の自由に制約を課すものとなっている。同氏を望まない者にとっては、法律に従い改姓するかあるいは法律婚を断念するかを選択肢しかなくなってしまう(弁論要旨:7-10)。さらに、憲法14条1項が法の下での平等を定め、性別による差別を禁止するとともに、憲法24条2項は、婚姻に関する事項は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と定めている。しかし、「結婚によって妻が夫の家に入るという(旧来の)家意識が根強い日本社会」では、夫の氏に変えることが当たり前であるという、女性に対する社会的圧力が存在する。また、男女の経済力の格差によって、女性が男性と対等な立場で自由かつ平等な協議をすることが不可能な状況もあり、ほぼ女性のみが氏の変更を強いる結果をもたらしている。よって、民法750条は間接差別であるというのが原告側の主張であり(弁論要旨:12-14)、民法750条を改廃する立法措置をとっていない立法不作為は違法であるとして、国に対し損害賠償を求めたのである。

これに対して、最高裁の判決は、民法750条は、これらの憲法規定のいずれにも違反していないとして訴えを退けた。憲法13条の個人の尊重と人格権の1つとしての氏の変更を強制されない自由について、判決は、氏は家族の呼称として1つに定め

ることが合理的であり、婚姻前に築いた個人の信用や評価、実績などを維持する利益は、人格的利益ではあるが、人格権の1つとまではいえないと述べた。また、憲法14条1項の性別による差別の禁止についても、夫の氏を選ぶ夫婦が多いのは、個々の夫婦の協議の結果であり、民法750条の問題ではないと述べている。さらに、憲法24条1項に関し、民法750条は、婚姻の効力の1つとして夫婦同氏を定めているだけで、婚姻それ自体を制約するものではない。同2項については、夫婦同氏制は日本社会に定着しており、社会の自然で基礎的な集団の単位としての家族の呼称が統一されていることには合理性があるとしたうえで、選択的夫婦別姓制度にも合理性がないわけではないが、その採用については国会で議論・判断されるべきであると述べた。損害賠償請求は、国の側に違法な立法不作為は認められないとして退けられた。

なお、この判決には、損害賠償請求は認めないという結論は同じだが、民法750条の規定は憲法24条に違反するとする2つの意見と、憲法24条違反に対して民法750条を改廃するという立法措置をとってこなかった国の立法不作為により、損害賠償請求も認めるべきであるとする反対意見が付されている。このうち、岡部喜代子裁判官の意見は、改姓により女性の業績や実績等の法的利益に影響を与えうる状況が増えており、婚姻前の氏を使用したいという希望には十分な合理性があること、婚姻時の改姓の負担が妻に偏っていること、夫の氏の選択は女性の社会的・経済的・家庭的立場の弱さに基づいていること、夫婦同氏制の例外を認めないことは個人の尊厳と両性の本質的平等に反していること、夫婦の氏は婚姻届の必要的記載事項とされ、婚姻の自由に不合理な要件を課していることな

どを理由に、民法 750 条は憲法 24 条違反であると結論した。この意見には、同じく女性の櫻井、鬼丸両裁判官が同調し、判決に賛成した女性裁判官がひとりもいなかったことは、報道等で指摘されているとおりである。

3. 女性差別撤廃条約と日本

女性差別撤廃条約は、法的拘束力を持つ条約として、初めて女性の人権を包括的に扱ったものである。1979 年に国連総会で採択され、1981 年に効力を発生した。日本は、1980 年に第 2 回世界女性会議の場で開かれた署名式で署名を行ったのち、1985 年にこの条約を批准し、締約国となった。

日本を含む、女性差別撤廃条約の締約国とは、「女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し」(条約 2 条柱書)、条約に拘束されることに同意した国であり(条約に関するウィーン条約 2 条 1 項 (f))、条約を誠実に履行する義務を負う(同 26 条)。また、国家は、国内法を理由に条約の不履行を正当化することができないため(同 27 条)、条約上の義務にそぐわない国内法を改正する必要がある。日本は、条約を批准する前に、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科男女共修化など、国内の法や制度の整備を行ったが、女性のみ再婚禁止期間と夫婦同氏制等については対応がなされていなかった。

条約には、女性差別の定義、締約国の差別撤廃義務をはじめ、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、女性に対する差別を撤廃するために締約国がとるべき措置や保障すべき

権利が規定されており、各締約国には、発効から 1 年以内及びその後は 4 年ごとに、条約の実施状況を女性差別撤廃委員会に報告することが義務づけられている。日本政府は、これまで報告書を 7 回提出し、同委員会による審査を 5 回受けている⁽⁷⁾。直近の審査は、前述の最高裁判決が出たあとの 2016 年 2 月に行われた。

4. 女性差別撤廃委員会からの勧告

女性差別撤廃委員会(以下、CEDAW または委員会)は、各締約国から定期的に提出される政府報告書を審査し、審査に基づく見解を「総括所見」(第 40 会期(2008 年)までは「最終コメント」と呼ばれていた)として公表する。総括所見は、前回の報告書審査以降の取組みを評価する「肯定的側面」と、さらなる問題点の指摘ならびに改善の方向性を示す「主要な懸念事項及び勧告」からなる。日本政府報告書に対する総括所見では、2003 年に行われた 3 回目の審査以来、女性のみ再婚禁止期間及び夫婦同氏制を含む民法改正についての勧告が、繰り返されている⁽⁸⁾。

日本政府の第 4 回及び 5 回報告書の審査に基づく最終コメント(2003 年)では、民法に含まれる婚姻最低年齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、夫婦の氏を選択などの「差別的な法規定」の廃止が勧告された(CEDAW 2003: パラグラフ(以下、パラ) 371-372)。

第 6 回報告書に対する最終見解(2009 年)では、政府には、本条約に基づく締約国の義務を十分に履行する一義的な責任、特に説明責任があること、本条約は政府のすべての部門に対し拘束力を有すること、適切な場合には、必要な措置を講じるよう国会に働きかけることを勧告するとと

もに (CEDAW2009: パラ 14)、前回の最終コメントが求めていた「民法における差別的規定・・・へのとりくみが行われていないことに留意する」と述べた (同: パラ 15)。さらに、パラ 17 では、「前回の総括所見における勧告にもかかわらず、民法における婚姻最低年齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏を選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する」ことを表明している。「男女共に婚姻最低年齢を 18 歳に設定すること、女性のみ課されている 6 カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう、締約国に強く要請」したパラ 18 では、「委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、・・・本条約は締約国の国内法体制の一部であるのだから、本条約の規定に沿って国内法を整備するという義務にもとづくべきであることを指摘」し、勧告の実施確保を促進するために前年に導入したフォローアップ手続きに基づき、民法改正に関する勧告、すなわちパラ 18 の実施に関し、詳細な情報を書面で 2 年以内に提出することを、日本政府に求めた (同: パラ 59)。

2016 年 2 月に行われた第 7・8 回報告書に対する審査に関する総括所見では「委員会は、現存する差別的な規定に関するこれまでの勧告への対応がされていないことを遺憾に思う」と述べ、特に懸念する事項として、「6 カ月間から 100 日に短縮する」とした最高裁判所の決定に関係なく、民法が、依然として女性にのみ離婚後一定期間再婚を禁止していること」や「2015 年 12 月 16 日、最高裁判所が、夫婦に同一氏の使用を強制している民法第 750 条の合憲性を支持したこと。この規定により、実際上多くの場合、女性が夫の氏を選ぶことを

余儀なくされている」ことを挙げている (CEDAW2016: パラ 12)。続いて、これらの点に関する勧告を記したパラ 13 では、「委員会は、これまでの勧告を繰り返すとともに」、「民法を改正し、女性の法的婚姻最低年齢を男性と同じ 18 歳に引き上げること、夫婦の氏を選択に関する法律の改正によって、女性が婚姻前の氏を保持することができるようにすること、及び離婚後の女性の再婚禁止期間を完全に廃止すること」を「遅滞なく行なうよう強く要請」した。この総括所見においても、民法改正に関する勧告が、再びフォローアップ項目に指定され、勧告履行のためにとられた措置に関する情報を、2 年以内に文書で提供することが要請されている (同: パラ 55)。

なお、民法における女性に差別的な規定の改正については、女性差別撤廃委員会以外の人権条約委員会からも勧告が出されている。市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約) の履行状況を審査する自由権規約委員会からは、1998 年の日本政府第 4 回報告書に対する総括所見 (CCPR1998: パラ 16)、2008 年の第 5 回報告書に対する総括所見 (CCPR2008: パラ 11)、2014 年の第 6 回報告書に対する総括所見 (CCPR2014: パラ 8) において、女性に対する差別的な法律が依然として存在していることに懸念が表明され、性による差別の禁止と締約国の実施義務を定めた 2 条、男女の平等な権利の確保に関する 3 条、婚姻の自由を定めた 23 条及び法の前の平等を定めた 26 条に適合せず、改正すべきであると勧告されている。なかでも、女性のみ再婚禁止期間は、いずれの所見でも廃止または改正すべき規定の 1 つとして明記されている。また、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約) についての社会権規約委員会も、2013 年

の日本政府第 3 回報告書に対する総括所見で、性による差別を禁止した同規約 2 条 2 項に照らし「女性、非嫡出子及び同性のカップルに対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることに懸念をもって留意」し、「関連する法律を包括的に検討し、必要な場合には、改正することを要求する」と述べている (CESCR2013: パラ 10)。

ここで取り上げた 2 つの最高裁判決の中で国際人権条約が参照されることはなかったが、夫婦同氏制に関して、岡部裁判官ほかの意見及び山浦裁判官の反対意見が、「我が国が昭和 60 年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき設置された女子差別撤廃委員会からも、平成 15 年以降、繰り返し、我が国の民法に夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が含まれていることについて懸念が表明され、その廃止が要請されている」ことに言及している。また、再婚禁止期間については、山浦裁判官が反対意見の中で、諸外国で再婚禁止制度が廃止されている状況に加え、「国連の自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会から我が国に対し、再婚禁止期間の制度が国際条約における男女平等や自由に婚姻をすることができる旨の規定に違反するものとされ、1998 年 (平成 10 年) 以降、廃止すべきことの要請ないし勧告が繰り返さされていることも重要な事実である」と述べている。

5. 2009 年総括所見のフォローアップ

すでに見たとおり、女性差別撤廃条約に基づく日本政府第 6 回報告書に対する審査 (2009 年実施) の結果出された総括所見では、女性のみ再婚禁止期間の撤廃と選択的夫婦別氏制度の採用を含む民法改正のための早急な対策を要請するパラ 18 が、フォ

ローアップ項目に指定された。日本政府は、2 年後の 2011 年 8 月にフォローアップ報告書を委員会に提出し、民法及び戸籍法の改正案が 2010 年 1 月に準備されたが、国会提出のための閣議決定は行われず、国会には提出されなかったと述べた。また、第 3 次男女共同参画基本計画 (2011 ~ 2015 年) には、「夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める」と記載したことを報告した。

これに対して、委員会は、2011 年 11 月の書簡で、総括所見のパラ 18 について“部分的に実施された”と評価したものの、民法の改正案が内閣で承認されず、国会に提出されなかったこと、また、この改正案には女性のみ再婚禁止期間の廃止が含まれていなかったことから、1 年以内にこの 2 点について講じた措置について、さらなる情報を提出するよう求めた。

2012 年 11 月に提出された 2 度目のフォローアップ報告書で、日本政府は、これらの問題については、政府内及び人々の間に様々な意見があるため、そのような状況の下では、「なお、国民的な議論を深める必要がある」と考えたため、民法の改正案の国会上程には至っていないと述べた。これに対し、委員会は、2013 年 9 月の書簡で、婚姻可能年齢、夫婦の姓の選択、婚内子と婚外子の相続の平等化に関する勧告は“実施されていない”とし、また、女性のみ再婚禁止期間の廃止に関する勧告についても、民法改正案には同期間の短縮しか含まれていないため“実施されていない”と評価する旨を日本政府に伝えた。これらの勧告実施については、さらなる情報を次回の定期報告書に記載することが求められた⁽⁹⁾。

なお、2つのフォローアップ報告書において、日本政府に民法改正のために議論を深める意志があるかどうかは、必ずしも明確ではない。

6. 女性差別撤廃条約における締約国の義務

以上のように、女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して、非常に強い調子で女性のみ再婚期間の廃止と夫婦同氏制の改正を求める勧告を繰り返している。本節では、これらの勧告が基づく女性差別撤廃条約が何をめざし、何を求めているかという観点から、最高裁の判決について検討する。

(1) 女性に差別的な規定であるということ

女性差別撤廃条約1条は、「この条約の適用上「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」と規定する。

女性のみ再婚禁止期間を定めた民法733条は、女性だけを対象としており、女性をまさに性に基づいて男性と区別している。条約1条に照らせば、こうした性に基づく区別によって、女性の権利を実現するための行為が妨げられていないかが問題となる（黒岩2010：86）。ここでは、離婚した「女性」であるということに基づいて、婚姻の自由という権利を、男女の平等を基礎として実現することが妨げられていると考えられ、条約の定義に基づけば、民法733条は差別的な規定であるということ

ができる。

一方、夫婦同氏制を定めた民法750条は、男性と女性を区別していない。しかし、上述のとおり、この規定によって、改姓から生じる不利益を被っているのは、圧倒的に女性である。CEDAWによる一般勧告28号では、「法律、政策、プログラムあるいは慣行が、女性と男性に関するものであるため中立的に見えるが、表面上中立な措置においては既存の不平等に注目されることがないために、実際には女性に対して差別的な効果を有する」（CEDAW2010a：パラ16）ものを女性に対する間接差別と定義しており、民法750条によって生じている状況は、間接差別に当たると考えられる。これは、条約1条が差別となるような行為をその目的だけでなく、効果からも判断しようとしていることに基づいている（黒岩2010：87）。また、同一般勧告は、「締約国は、女性に対する直接及び間接差別のいずれもが存在しないことを確保しなくてはならない」（CEDAW2010a：パラ16）と述べ、条約が撤廃の対象とする差別には間接差別も含まれることを明らかにしている。

このほかにも、条約15条1項は、「締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める」と定めており、締約国は、法の改正によって、女性の法的能力への制限の撤廃を具体的かつ速やかに実施する義務を負っている（Goonsekere2012：404）。

(2) 婚姻及び家族関係に係る差別

女性差別撤廃条約16条1項は、「締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に男女の平等を基礎として次のことを確保する」と述べ、以下のような具体的な権利を列挙している（一部省略）。「(a) 婚姻を

する同一の権利、(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利、(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任、(g) 夫及び妻の同一の個人的権利 (姓及び職業を選択する権利を含む) 」。]

これらに照らして考えれば、女性のみ再婚禁止期間は、(a)、(b) が規定する男女同一の婚姻の権利と自由に反すると考えられる。最高裁判決が採用した、離婚後に生まれた子の父性推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を防止するという民法 733 条 1 項の立法目的の議論には、こうした女性の婚姻の権利と自由を保障するという観点から希薄である。女性差別撤廃条約の締約国としての日本には、男女の平等を基礎として、女性の婚姻の権利と自由を保障するための措置をとることが求められており、これを制限する場合には大きな説明責任を負うが、総括所見やフォローアップ報告書への評価から、日本政府が十分な説明責任を果たせていないことは明白である。その理由の 1 つは、父子関係の確定は、女性のみ再婚禁止期間を設けることではなく、それ自体の問題として扱うべき (二宮 2010 : 336-337) ものだからであり、ボタンを掛け違えたまま、納得のいく説明を提供することは不可能であろう。父子関係の確定方法については、最高裁判決に付された意見等でも言及されているとおり、科学的手段を含め、検討の余地は多分に残されていると考えられる。

条約において、姓の選択は、16 条 1 項 (g) にあるように、夫または妻の個人的権利と考えられている。婚姻及び家族関係における平等についての一般勧告第 21 号によれば、「各パートナーは、共同体における個性及びアイデンティティーを保持し、社会の他の構成員と自己を区別するために、自

己の姓を選択する権利を有するべきである。法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性はこれらの権利を否定されている」と考えられる (CEDAW1994 : パラ 24)。この点に関して、最高裁判決は、夫婦や親子の氏を統一することで家族の構成員を識別したり、家族の一員であることを実感できるという理由で、女性が自己の姓を選ぶという権利への制約を認めており、多様化する家族のあり方と女性の権利を尊重するための方法を十分に考慮した結果とはいえない。判決が、婚姻前に築いた個人の信用や評価、実績などを維持する利益について、人格権の 1 つとまではいえないと述べたことは、女性の「共同体における個性及びアイデンティティー」を軽視しており、16 条 1 項 (g) の個人的権利あるいは個人の尊重に反する。

(3) 法的平等の確保

女性のみ再婚禁止期間と夫婦同氏制は、いずれも民法の規定そのものが直接または間接に女性差別的であるとして問題になっているものである。法律の規定が女性差別的でなくなったとしても、必ずしも現実の差別がなくなるとは限らないが、法律に残存する差別的規定を改廃し、法的平等 (または機会の平等) を確保することは、締約国に対する最低ラインの要請であると考えられる。

女性差別撤廃条約 2 条は、締約国が、女性に対する差別を撤廃するための政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し約束した内容を規定している。委員会は、2 条を「条約に基づく締約国義務のまさしく本質である」と考えており (CEDAW2010a : パラ 41)、「条約を完全に実施する上で非常に重要であ

る」と述べている（同：パラ6）ように、2条は、平等と差別からの保護の法的保証を積極的に提供すること及び既存の差別的な法律や慣習を撤廃することの重要性を強調している（Byrnes2012：72）。したがって、「女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること」という2条(f)に基づき、締約国は、女性に対する差別となる法規定を廃止する義務がある。これを怠った場合には、委員会によって条約の下での締約国の義務違反とみなされる（Byrnes2012：90）。

フォローアップ報告書に見られるように、日本政府は、夫婦同氏制を改正せず、選択的夫婦別姓制度を採用していないことについて、世論調査等をその理由に挙げているが、法改正は、情報、教育、コミュニケーションと並んで、人々の考え方の変化を奨励するという重要な目標を実現するうえでも不可欠である（Byrnes2012：92）。もっとも、法律を改正するだけでは、実質的な平等は達成できない。締約国の主要な義務の1つ、「法律、法的・社会的構造・制度において、女性に影響を与えている広く行き渡ったジェンダー関係と根強いジェンダーに基づくステレオタイプに対処すること」（CEDAW2004：パラ7）が挙げられているように、女性差別撤廃条約はさらに先に進むこと、すなわち、法律や政策、慣行が、女性の価値を貶め、ジェンダーに基づくステレオタイプによって、特定の服従的な性格や役割を女性に負わせるような家父長制的な態度を反映したものではなくなるように、それらを再形成（reformulate）することを締約国に求めているのである（Cook and Cusack2010：45）。

(4) 締約国の保護義務

以上のように、女性のみ再婚禁止期間と夫婦同氏制に関する民法規定は女性差別撤廃条約における差別に相当し、廃止や改正が必要とされている。それでは、条約は、こうした状況にどのように対応することを求めているのだろうか。日本政府報告書に対する総括所見では、いくつかの具体的対応が示唆されている。

締約国の中核的義務を定めた条約2条には、「女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること」が含まれている（同条(c)）。これは、条約上の権利が侵害された場合には、これを保護するという、締約国の保護義務を表している。

日本の場合、女性差別撤廃条約上の保護義務の実施に関して、3つの問題が指摘できる。第1に、裁判所で国際条約がなかなか適用されないという問題である。この点については、委員会の総括所見も「締約国の憲法第98条第2項によって、締結・公布された条約は国内法の一部として法的効力を有することに留意する」と述べ、さらに「2014年3月28日に東京高等裁判所が、本条約は直接適用可能性ないし自動執行力を持つものと認めないと判断したことを懸念する」と述べている（CEDAW2016：パラ8）。本来であれば、条約の締約国の裁判所として、憲法98条2項に従い、条約に基づく権利を保護すべきであるが、残念ながら、委員会が懸念するとおり、日本の裁判所が女性差別撤廃条約を国内で適用すべき法規範とはみなしていないことは、今回の最高裁判決からもうかがうことができる。第2には、第1の問題を解消するために、条約の趣旨を反映した国内法が十分に

制定されていないことがある。そうした国内法があれば、裁判所は、条約を直接適用せずとも、条約に沿った判断を下すことができる。総括所見は、「本条約の諸規定を完全に国内法化すること」(同：パラ 9) を求めるとともに、「国内法に、本条約第 1 条に則った女性に対する差別の包括的な定義を早急に取り入れる」ことを勧告している(同：パラ 11)。後者は、「女性が生活のあらゆる領域において直接及び間接の差別から確実に保護されるようにするため」(同) に特に重要であり、日本政府報告書の第 3 回審査(2003 年)以降、繰り返し勧告されている内容でもある。第 3 の問題としては、総括所見でも言及されているとおり、条約や女性の人権に関して、裁判官を含む法曹関係者や国会議員等の意識向上の必要性が挙げられる(同：パラ 9)。

勧告で指摘されている民法の改廃に加え、以上のような問題に対処するためにも、2016 年の総括所見で委員会が求めているように、国会が必要な措置をとることが必要である(同：パラ 7)。総括所見における立法府への言及は、2010 年に委員会が出した「国会議員との関係に関する声明」(CEDAW2010b) に基づくものであるが、現在の日本にとっては、ことのほか重要だということができるだろう。

7. 女性差別撤廃条約選択議定書と個人通報制度

女性差別撤廃条約には、1999 年に採択された選択議定書という、いわば附属条約がある。この選択議定書には、締約国の管轄下で、条約に定める権利の侵害を受けたとする個人または個人の集団が、その内容を女性差別撤廃委員会に直接申し立て、委員会がこれを検討するという個人通報制度

が含まれている¹⁰⁾。個人通報制度を提出する際には、国内で裁判等の利用可能な救済措置をすべて尽くしていることをはじめとする要件を満たすことが必要であるが(議定書第 4 条参照)、本稿で取り上げた 2 つの裁判については、国内でこれ以上の救済は望めず、個人通報制度を利用できる可能性がある。また、委員会は、これまでの個人通報事案の検討の中で、国内裁判で女性差別であると主張したかどうか、委員会による検討の要件としているが(近江 2010: 487)、2 つの裁判は、この要件も満たしていると考えられる。しかし、個人通報制度の利用には、権利の侵害に対して救済を提供すべき締約国が、選択議定書を批准していることが大前提である。残念ながら、日本は同議定書を未だ批准していないため、現在、日本に関してこの制度を利用することはできない¹¹⁾。

個人通報制度には、条約に定める権利を侵害された女性とその検討を委員会に求めることができるというだけでなく、個人通報制度を利用しなくてはならないような事態が生じないように、国内裁判所による条約の尊重を促すという効果も期待される。日本に対する総括所見では、選択議定書の批准を求める勧告も繰り返されている。

8. おわりに

女性差別撤廃条約は、「社会及び家族における男女に対する人権の平等を確認するもの」であり(CEDAW1994: パラ 1)、女性差別撤廃委員会は、婚姻及び家族関係における平等についての一般勧告 21 号で、「安定した家族とは、各構成員の平等、正義及び自己実現の原則に基礎づけられる家族である」と述べ、条約がめざす家族像ともいべきものを提示している(同：パラ

24)。このような家族像の実現に資するような法律を整えることは、同条約の締約国としての基本的な義務であるが、残念ながら、本稿で見てきたように、日本ではまだそれが果たされていない。しかし、日本による条約批准から30年目の年に出された2つの最高裁判決は、日本の社会でも大きな注目を集め、条約に沿った判決を待ち望んでいる人々が多いことを示した。また、これらの判決は、条約1条に基づく差別の定義の国内法化や選択議定書の批准など、委員会がこれまで繰り返してきた勧告の重要性を、図らずも再確認させてくれる機会ともなった。いま一度、日本もこの条約の趣旨に賛同したからこそ締約国となったことを思い起こし、条約を活用することで、女性にも男性にも、あらゆる人にとって暮らしやすい日本の社会が作られていくことを期待したい。

注

- (1) 当条約名の公定訳は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」であるが、本稿では女性差別撤廃条約という名称を用いる。なお、本稿中の条約条文は公定訳を使用しており、「女子」という訳語もそのまま使用している。
- (2) 選択的夫婦別姓制に関する判決といわれることが多いが、判断の対象となったのは夫婦同氏制を定めた民法規定であったため、本稿では、基本的に夫婦同氏制と記載する。
- (3) 判決文は、「裁判所」ホームページに掲載されている。再婚禁止期間判決は http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/547/085547_hanrei.pdf、夫婦同氏制判決は http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf (2017年1月3日アクセス)。また、これらの判決については、多くの評釈等が発表されているので参照されたい。例えば、建

石真公子 (2016) 「民法 733 条 1 項・750 条の憲法適合性判断」『判例時報』2284 号、53-57、窪田充見 (2016) 「二つの最高裁大法廷判決」、『判例時報』2284 号、57-62、二宮周平 (2016) 「女性のみの再婚禁止期間と夫婦同氏強制制度—最高裁大法廷判決の意味と今後の課題」『部落解放』No.723、94-105、巻美矢紀 (2016) 「憲法と家族—一家族法に関する二つの最高裁大法廷判決を通じて」『論究季刊ジュリスト』No.18、86-95、大林啓吾 (2016) 「憲法訴訟の転機と司法積極主義の兆し—契機としての再婚禁止期間違憲訴訟と夫婦別姓訴訟」『法律時報』88 巻 7 号、66-71 など。

- (4) これに関連して、上述の民法 772 条 2 項により前夫の子と推定された場合、推定を否定する権利は、民法 774 条でその夫（前夫）のみに認められている。そのために娘や孫が無戸籍状態になったとする女性及びその娘と孫が、民法 774 条は憲法違反であるとして、2016 年 8 月 24 日に神戸地裁に提訴している。「DV 被害女性ら「違憲」提訴」（『朝日新聞』2016 年 8 月 25 日）。
- (5) 厚生労働省「人口動態統計（婚姻件数、夫の氏・妻の氏・都道府県（21 大都市再掲）別）」2015 年（2016 年 9 月 8 日公表）、www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001157970 (2017 年 2 月 7 日アクセス) 参照。
- (6) 最高裁判所「謝罪広告等請求事件」（NHK 日本語読み訴訟）判決（1988 年 2 月 16 日）、http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/177/052177_hanrei.pdf (2017 年 1 月 3 日アクセス) 参照。
- (7) 第 7 回と第 8 回の報告書をまとめて、第 7・8 回報告書として提出したため、提出回数は 7 回となる。報告書審査においては、第 2 回と第 3 回報告書、第 4 回と第 5 回報告書がそれぞれ一緒に審査された。
- (8) 日本政府報告書に関しては、第 2 回及び第 3 回報告書に対して行われた 2 回目の審査 (1994

年)の結果、初めての最終コメントが1995年に出されたが、民法関連の指摘は含まれていなかった。

- (9) フォローアップ手続きに関する日本政府の報告書及び委員会からの書簡は、内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/index.html) で公開されている。
- (10) 委員会は、提出された個人通報事案が締約国の条約上の義務に違反しているかどうかを検討し、違反と判断した場合には、当該締約国に対して、通報者への補償等を含む勧告を出すことができる(同議定書7条)。なお、本選択議定書には、委員会が「締約国が条約に定める権利の重大なまたは組織的な侵害を行っていることを示す信頼できる情報を受理した場合」に、当該締約国に対する調査を行う権限を認める調査制度も含まれている(同議定書8条参照)。
- (11) 夫婦同氏制と同じく条約16条1項(g)に関して、フランスの女性(複数)から、母の姓を名乗ることができない、あるいは女性が自分の姓の子に名乗らせることができない法律は、条約に反するという通報が提出されたが、委員会での検討に必要な要件を満たしていないとして不受理と決定された。しかし、委員会の見解に付された同意意見では、子の姓に関して夫婦の意見が異なる場合は、夫が拒否権を有し、子は父の姓を名乗ることになるという、姓に関する2003年改正法について、女性差別的である可能性が指摘されている(近江2010b: 59)。

参考文献

- 近江美保(2010a)「個人通報制度と調査制度」国際女性の地位協会編『コンメンタール女性差別撤廃条約』尚学社、479-501。
- (2010b)「国際人権先例紹介(3) 女性差別撤廃委員会 通報番号13/2007」『神奈川ロージャーナル』3号、57-59。
- 黒岩容子(2010)「第1条 女性差別の定義」国際女性の地位協会編『コンメンタール女性差別撤廃条約』尚学社、79-100。
- 社会権規約委員会(CESCR)(2013)外務省仮訳「第50会期において委員会により採択された日本の第3回定期報告に関する最終見解」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000053172.pdf> (2017年1月4日アクセス)
- 自由権規約委員会(CCPR)(1998)外務省仮訳「規約第40条に基づき日本から提出された報告の検討 B規約人権委員会の最終見解 日本」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c2_001.html (2017年1月4日アクセス)
- (2008)外務省仮訳「規約第40条に基づき締約国より提出された報告の審査 自由権規約委員会の最終見解 日本」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf (2017年1月4日アクセス)
- (2014)外務省仮訳「日本の第6回定期報告に関する最終見解」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf> (2017年1月4日アクセス)
- 女性差別撤廃委員会(CEDAW)(1994)内閣府仮訳「一般勧告第21号 婚姻及び家族関係における平等」山下泰子ほか編『ジェンダー六法』第2版、信山社、39-43。
- (1995)山下泰子訳「第2回(第2次・第3次)日本政府レポート審議 最終コメント」山下泰子ほか編『ジェンダー六法』第2版、信山社、9-10。
- (2003)日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク(JNNC)訳「第3回(第4次・第5次)日本政府レポート審議 最終コメント」山下泰子ほか編『ジェンダー六法』、信山社、10-14。
- (2004)内閣府仮訳「一般勧告第25号 第4条1項暫定的特別措置」山下泰子ほか編

- 『ジェンダー六法』第2版、信山社、54-58。
- (2009) 日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC) 訳「第4回 (第6次) 日本政府レポート審議 総括所見」山下泰子ほか編『ジェンダー六法』、信山社、15-21。
- (2010a) 内閣府仮訳「一般勧告第28号 女性差別撤廃条約第2条における締約国の中核的義務」山下泰子ほか編『ジェンダー六法』第2版、信山社、72-78。
- (2010b) JNNC 訳「女性差別撤廃委員会と国会議員との関係に関する声明」山下泰子ほか編『ジェンダー六法』第2版、信山社、130-132。
- (2016) 日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC) 訳「第7・8次日本定期報告に関する総括所見」JNNC『国連と日本の女性たち—女性差別撤廃条約第7・8次日本政府報告審議とJNNCの活動記録』JNNC、139-152。
- 二宮周平 (2010) 「第16条 婚姻・家族関係における差別撤廃【全般・親子】」国際女性の地位協会編『コンメンタール女性差別撤廃条約』尚学社、330-345。
- 「弁論要旨」(2015) (平成26年(オ)第1023号 損害賠償請求上告事件 上告人ら代理人(弁護士榊原富士子ほか18名、2015年11月4日)、http://www.asahi-net.or.jp/~dv3m-ymsk/bennronyousi_2015_2.pdf (2016年12月28日アクセス)
- 「DV被害女性ら「違憲」提訴」(『朝日新聞』2016年8月25日)
- Byrnes, A. (2012) Article 2. In Freeman, M.A., et al (eds), *The UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: A Commentary*. Oxford: Oxford University Press.
- Cook, R.J. and Cusack, S. (2010) *Gender Stereotyping: Transnational Legal Perspectives*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Freeman, M.A. (2012) Article 16. In Freeman, M.A., et al (eds), *The UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: A Commentary*. Oxford: Oxford University Press.
- Goonsekere, S.W.E. (2012) Article 15. In Freeman, M.A., et al (eds), *The UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: A Commentary*. Oxford: Oxford University Press.

韓国、日本及びフィリピンの男女平等度

—ジェンダー格差指数からみた—考察—

ほりうち みつこ
堀内 光子*

1. はじめに

世界経済フォーラム（World Economic Forum: WEF）が各国のジェンダー（男女）格差指数（Global Gender Gap Index: GGI）を発表して10年余になる（最初の発表は2006年で、当時はグローバルを付けず Gender Gap Index（ジェンダー格差指数）であった）。GGIは、各国のジェンダー格差を端的に表す指標として、人口に膾炙している。本稿は、このGGIを基に、開発途上国でありながらアジアで最もジェンダー平等度の高いフィリピンと、他方経済先進国であるがジェンダー平等度が低い日本・韓国について、それぞれの国の男女の平等度を決定づける要因・背景が何なのか、何が課題であるのかを、特に経済参加・機会に焦点を当てて探ろうと試みたものである。経済参加・機会に焦点を当てたのは、紙数の制約に加え、日本では男女雇用機会均等法が施行されて30年を超えたにもかかわらず依然として男女格差の大きい分野であるためである。加えて人口減少社会に突入し、生産年齢人口の減少に対応するために、「女性活躍促進法」⁽¹⁾が制定・施行され、女性の経済参加が促進されているので、考察に適切な分野と考えた。なお、アジア・太平洋地域の各国のジェンダー格差は、トップ・テンに位置する国（2016年2カ国—フィリピン、ニュージーランド）から

最下位から2番目に格差の大きい国（パキスタン）までを擁し、アフリカ地域と同様、国による違いが大きい。アジア・太平洋地域内では、南アジア諸国が概して男女格差が大きく、中東・北アフリカ地域に次ぎ、世界で2番目に男女格差が大きい（2016年格差は30%）。フィリピンは、2006年以来、常時アジアのトップ、世界のトップ・テンにランクしている。最新の2016年（対象国144カ国）では7位である。一方、日本、韓国は、ともに2006年以来継続して下位にある。2016年も、日本111位、韓国116位と低位で、しかも、前年より順位を下げっており、他国に比べてジェンダー平等に向けての歩みが遅い。なお、本稿は、英語・日本語文献に依拠しており、研究のための特別な現地調査は行っていない。今後機会があれば現地調査で実態についての補足をしたいと考えている。

はじめに1つ補足したい。経済活動分野でのジェンダー平等達成には大課題であるワーク・ライフ・バランスは、GGIには取り入れられていない。しかし、家族、ケア（世話）など9分野⁽²⁾のデータを関連データとして、国別表に掲げ、関連性の認識を示している。特に、経済参加・機会でのジェンダー不平等は、女性が主に無報酬の仕事（すなわち家庭内の仕事、家族—多くは高齢者と子ども—の世話）を担っていることの反映との理解を示している。世界平均で男性

* アジア女性交流・研究フォーラム理事長

は女性の 34% しか無償労働を担っていないとの分析結果を掲げ、家族休暇や育児支援等ケア関連政策の重要性に言及している (WEF [2016: 31-34])。そこで、本稿の最後に、特に日本、韓国を中心に無報酬労働に関わる状況と、ジェンダー平等の基底にある男女役割分担意識等についての 3 カ国の違いについての短い考察を加えている。

2. 世界経済フォーラム「GGI」から見るジェンダー格差

GGI は、①経済参加・機会、②教育達成、③健康・生存及び④政治エンパワーメントの 4 分野の以下の 12 指標から構成され、それら分野を総合して国の総合順位を決めている。

- (1) **経済参加・機会** ①男性に比しての女性労働力率、②類似の仕事についての男女の賃金平等度、③女性の稼得所得の対男性比、④立法者・管理的職業に占める女性の割合、⑤専門的・技術的職業に占める女性の割合
- (2) **教育達成** ①男性に比しての女性の識字率、②男児・男性に比しての初等・中等・高等教育の女児・女性の就学率
- (3) **健康・生存** ①新生児の男女比率、②男性に比しての女性の健康寿命
- (4) **政治エンパワーメント** ①女性国会議員の割合、②閣僚の女性比率、③男性に比しての最近 50 年間の女性国家元首の在任年数

国別ジェンダー格差指数は、国の発展レベルとはかかわりなく、ジェンダー格差を計測している。したがって、国の発展による 4 分野の質の違いは反映されていない。その意味で、ジェンダー関連指数として国連開発計画 (United Nations Development Fund: UNDP) が発表しているジェンダー開発指数 (Gender Development Index: GDI) やジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index: GII) と異なる。GDI では、開発段階の違いにより、質の面で先進国に有利な指標になるために、2014 年、韓国 17 位、日本 20 位と、高位置にあるのに対し、フィリピンは 115 位と低い。GII も、韓国 23 位、日本 26 位、フィリピン 89 位と、開発段階の違いを反映して先進国は高い。GII は、リプロダクティブ・ヘルス、エンパワーメント及び労働市場への参加の 3 つの側面における達成度の男女間の不平等をみる指標である。GII は、人間開発がジェンダーの不平等によってどの程度損なわれているかを明らかにし、政策分析と権利擁護のための土台となるデータを提供する目的で考案された (UNDP [2010: 84 ~ 94])。

総合及び経済参加・機会に関しての、日本、韓国及びフィリピンの順位は、以下の通りである。

第 1 表から、フィリピンの高い順位には教育・健康分野が大きく寄与していることがわかる。国別の開発段階に影響されず、国内での男女格差を見ている結果である。フィリピンは、教育・健康分野で 2006 年

第 1 表 ジェンダー格差指標内訳・国別順位 (対象国 144 カ国、2016 年)

国	総合	経済	教育	健康	政治
日本	111 位	118 位	76 位	40 位	103 位
韓国	116	123	102	76	92
フィリピン	7	21	1	1	17

(出典) World Economic Forum(2016) "The Global Gender Gap Report 2016"

第2表 経済参加・機会における内訳・国別順位（対象国 144 カ国、2016 年）

国	総合	労働力率	賃金	所得	管理職	専門技術職
日本	118 位	79 位	58 位	100 位	113 位	101 位
韓国	123	91	125	120	114	78
フィリピン	21	107	7	31	5	1

（出典）第1表と同じ

以来格差を縮小しており、2016 年も 1 位となっている。また、政治エンパワーメントも格差を縮小してきている。フィリピンの全体スコアは前年より若干低下しているが、これは、管理職に占める女性割合が若干低下したためである（WEF [2016: 8, 14-15, 16]）。また、教育の質的側面の 1 例であるが、同国の初等教育の修了率は、2014 年でも女兒 86%、男児 81%と、10% 以上の子どもたちが初等教育すら修了できていない現実がある⁽³⁾。（ジェンダー平等という点では、開発途上国でよくみられる女兒のほうが男児より修了率が低い状況とは異なり、男児のほうが低いので、女性の地位向上という観点からはジェンダー平等を達成しているといえるが）。また、大学の専攻分野でも、男女の偏りが見られている。各国のジェンダー平等度の背景にある質的側面も併せて総合的にとらえる重要性も指摘しておきたい。

一方、順位が低下した日本の要因は、所得の男女格差の大きさや専門・技術職での男女格差の著しい拡大であり、これらが高等教育、管理職、類似の仕事での賃金に関する男女格差についての改善を相殺してしまっている。また、韓国は、専門・技術職、部門全体での政治エンパワーメントに大きな改善がみられているが、収入面（女性の稼得所得の対男性比や類似の仕事における賃金）での男女格差の拡大が上記の改善を完全に相殺してしまっているのである（WEF [2016: 18]）。

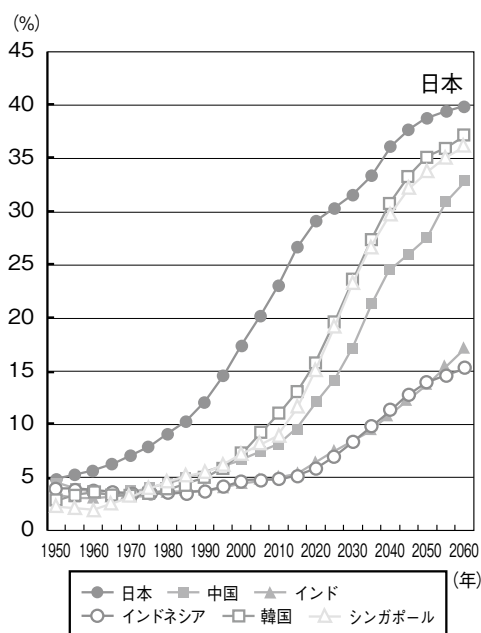
3. 人口問題—日本・韓国とフィリピンとでは対照的な課題

日本、韓国では、少子高齢化が進展し、その対策が強化され、女性の就業が奨励されてきているので、まずは、人口問題の特徴を見ていきたい。アジアでは、人口構成の変化が目立つが、東・東南アジアでは、かなりの国で高齢化が進行中である。特に、日本、韓国では、高齢化社会への進展が著しい。対照的に、フィリピンでは、年少人口（0～14 歳）が、33.7%（2015 年）（参考 日本 12.7%、韓国 14.0%）と、3 分の 1 を占めている⁽⁴⁾。子どもが多く、まさに人口ボーナス期の国といえる。フィリピンでは、合計特殊出生率は低下してきているものの 3.98（2014 年）といまだ高く、人口置き換え水準を大きく上回っているため、人口増加が続いている。2015 年には総人口は 1 億人を超え、世界第 12 位の人口大国となっている。ちなみに、日本も、現在は世界 10 位の人口大国である。また、フィリピンでは、婚姻年齢も比較的若く、女性の 25～45 歳層の中位初婚年齢は、22.3 歳である。20～24 歳層の女性の 2% が 15 歳までに、15% が 18 歳までに結婚している⁽⁵⁾。

フィリピンと対照的な日本、韓国を見よう。日本は、65 歳以上人口比率（高齢化率）が 1970 年 7% から 2 倍の 14%（1994 年）になるまで 24 年と、世界に例を見ないスピードで高齢化率が高まったが、韓国のスピードはこれよりも速い。

1999 年の 7 % から、24% になるのは 2017 年と、18 年しかかからない。日本は、高齢化率が急速に上昇しており、2015 年には 26.7%、2060 年には、約 2.5 人に一人が高齢者となる見込みである。日本より遅れて高齢化社会が進展してきた韓国でも、シンガポールと並んで、2016 年には、高齢化率は 36%、人口の 3 分の 1 強が高齢者となる超高齢化社会を迎える (第 1 図)。

第 1 図 アジア主要国における高齢化率の推移%



(出典) 厚生労働省「平成 28 年版厚生労働白書」9 頁図表 1-1-5 から引用

この主原因は、合計特殊出生率の大幅な低下である。日本は、近年横ばいか、微増傾向で、2015 年 1.46 であったが、韓国では 1.21 (2014 年) と日本よりさらに低く、OECD 加盟国中最低である。日本・韓国共にライフスタイルが変わり、初婚年齢の上昇⁽⁶⁾、生涯未婚率の上昇等が続いている。

日本は、1989 年の 1.57 ショックを契機

に、94 年には、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) を策定し、2003 年には、次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法が実施されるに至っている。その後 2012 年には子ども・子育て支援法等の 3 関連法⁽⁷⁾が成立し、子ども・子育て支援新制度が 2015 年 4 月に実施されるとともに、内閣府に子ども・子育て支援本部を設置した。この間、待機児童の解消対策、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実、地域における少子化対策の強化、「放課後子ども総合プラン」の策定、地域における結婚に対する取組の支援や、少子化対策への社会全体の機運醸成などの少子化施策が次々と推進されてきた。2015 年には、1 億総活躍社会、すなわち全員参加型社会の目標が掲げられた。同目標では、1.8% という希望出生率の達成が 1 目標として掲げられているが、出生率向上のみではなく、生産年齢人口の減少に対応するための女性や高齢者の経済社会参加が奨励されている。最新時点では、2016 年事業所内保育施設への助成・援助が開始された (改正子ども・子育て支援法)。

韓国では、今から 20 年前、97 年になって人口抑制策をやめ、2003 年から少子化への対応が本格化し、2005 年「低出生・高齢化基本法」の制定に至っている。同法に基づき、政府は、5 年ごとに、出産、育児・両立支援に関する施策に重点を置いた「計画」を策定している。現行第 3 次計画 (2016 ~ 2020 年) では、OECD 諸国の平均水準への出生率の回復及び高齢社会への成功的対応が目標となっている。ワーク・ライフ・バランスの柱である産前産後休業・育児休暇の拡大・保育サービスの拡充は、女性の地位向上という側面もあるが、少子高齢化時代に向けて、女性の労働力を有効活用す

る面が強いと評価できよう。

4. 女性の経済参加・男女就業平等について

まず3カ国のGIIの経済参加・機会の指標をみてみよう。

(1)女性の労働力率

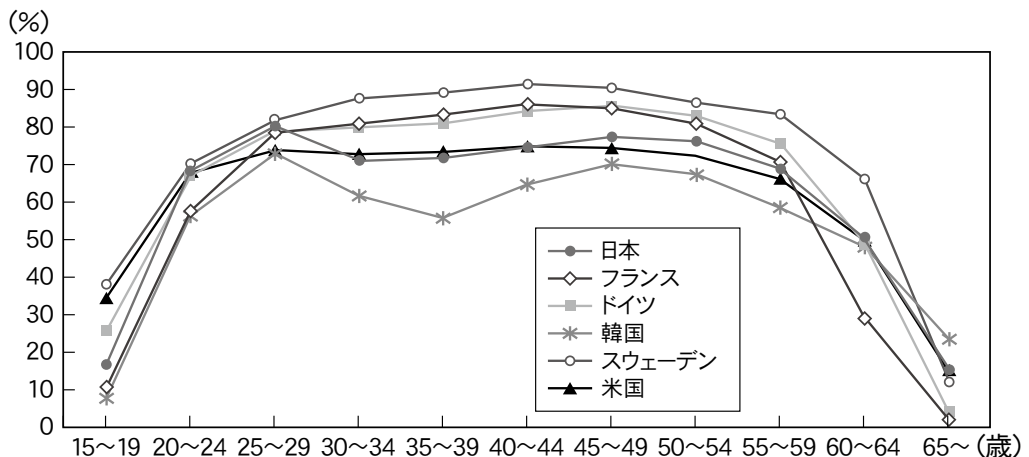
女性の経済参加を示す労働力率⁽⁸⁾（括弧内は15～64歳）は、日本48.9%（66.7%）、韓国50.2%（57.9%）、フィリピン50.8%と、高齢化の影響を除くと、3カ国間では、日本は相対的に高い。課題は、年齢別労働力率にある。日本・韓国ともに出産・育児期に労働市場から退出し、子どもに手がかからなくなってから再び労働市場に戻るM字型を描いている。子細に見ると、日本は出産・子育て期に就労しないM字型の谷への落ち込みがかなり緩やかになっているが、韓国では、いまだ顕著にM字型カーブ

が見られる（第2図）。

日本での出産・子育て期に当たる30歳代の労働力率の上昇は、有配偶者の労働力率の上昇によるところが大きい。出産前後の就業継続率を見ると、依然第1子出産を契機に46.7%と半数弱の女性が退職している⁽⁹⁾。しかし、前回調査（2010年）と比べると、就業継続率が10ポイントも上昇している。日本・韓国に共通して見られる出産・育児期の就業中断は、女性の仕事が可能になる育児支援策強化の必要性を物語っている。

日本・韓国の育児と仕事に関する意識調査について、両国が比較可能な「平成22年度少子化社会に関する国際意識調査」（内閣府）によると、女性に関する育児と仕事との関係での理想の生き方としては、日本、韓国ともに、「出産するが、子どもの成長に応じて働き方を変えていく」と考える者が圧倒的に多い（日本女性は60.1%・男性50.1%、韓国の女性64.6%・男性58.6%）。「出

第2図 主要国の女性年齢別労働力率



(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（平成27年），その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。
 3. 日本、フランス、韓国及び米国は2015（平成27）年値，その他の国は2014（平成26）年値。
 4. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

(出典) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成28年版」39頁図表1-2-3から引用

産を期に一度退職し、子どもの手を離れたら働く」が、日本では男女とも 22% であるのに対し、韓国では日本よりやや低い(女性 13.2%、男性 16.5%)。このような意識にもかかわらず、年齢別労働力率で M 字型カーブがみられるのは、条件が整わずにやむを得ず労働市場から退出する女性が多くなりいると推察できよう。この結果からも、M 字型のボトムの年齢層に対して、仕事と育児の両立施策の推進、男性が家族的責任をより一層担う必要性が高いことなどが指摘できる。

また、フィリピンの年齢別労働力率は、20～24 歳層 (25.9%) をピークにしてその後年齢が高くなるにつれて低下する形状になっている⁽¹⁰⁾。この形状の要因は、インフォーマル就業も多いと思われる既婚女性の就業の把握ができていないためなのか、今後検討したい。

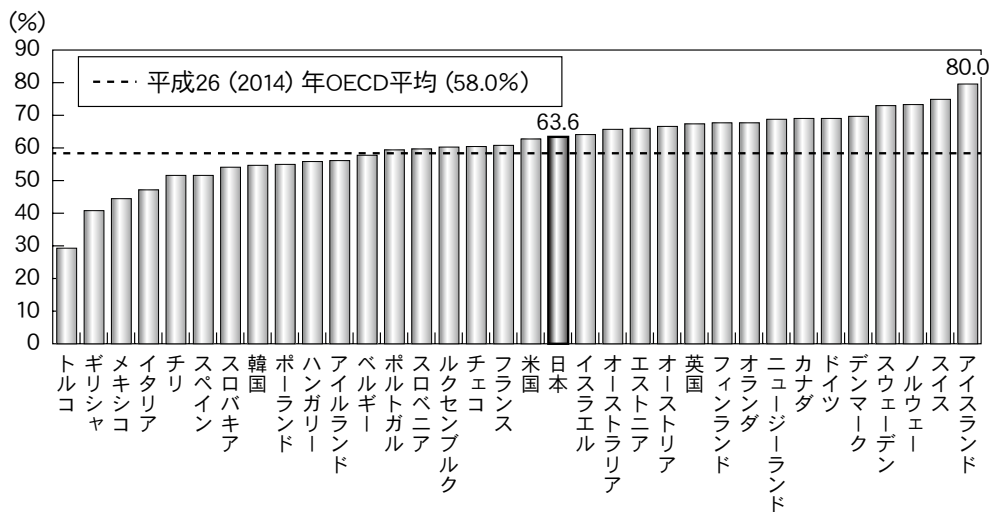
ここで、参考までに、労働力率から推察できるが、就業率も見ておきたい。下図で

みるように、日本の女性の就業率(15-64 歳)は、OECD 平均よりも高いが、韓国は低い。

(2) 女性の管理職割合

女性の管理職は、雇用上の男女平等を測る中核的指標の 1 つである。女性が意思決定レベルにどの程度存在するかで、女性の経済エンパワーメントの程度を測ることができる。管理職における女性割合を示したものが、第 4 図である。日本、韓国ともに、管理職に占める女性割合は極めて低いが、フィリピンでは、管理職は男女ほぼ半々で、世界的に見ても女性割合が最も高い国の 1 つである。男女雇用平等に向けて日本ではポジティブアクション、韓国ではアフーマティブアクション(積極的雇用改善措置)を推進しているが、大幅な改善に結びついていない。両国ともに出産・育児期に労働市場から退出する女性が多く、この職業中断が女性が管理職に就くことを困難にしている。特に、日本の大企業のように内部労

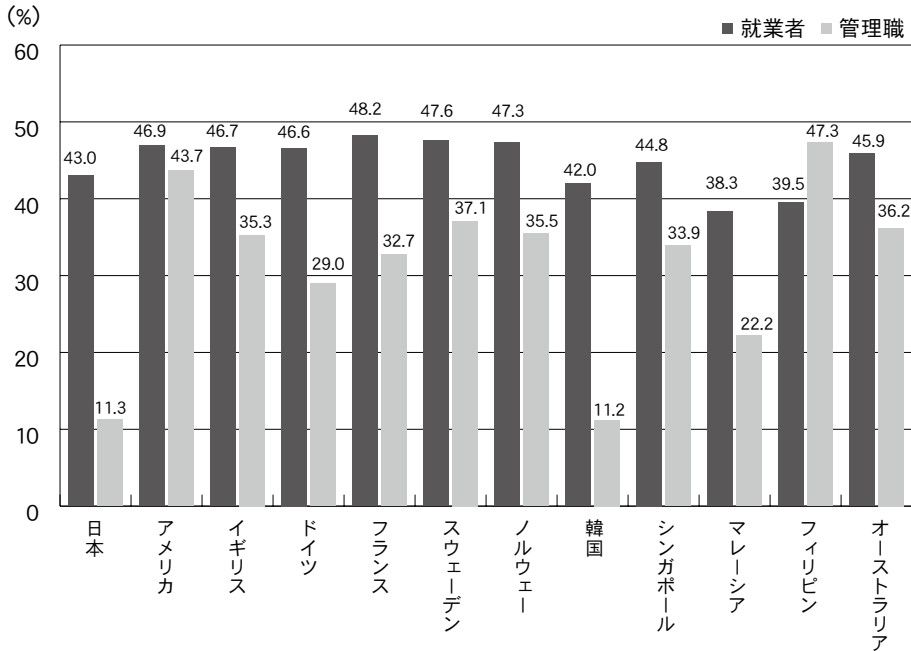
第 3 図 OECD 諸国における女性 (15～64 歳) の就業率 (2014 年)



(備考) 1. OECD“Employment Outlook 2015”より作成。ただし、チリはOECD“OECD. stat”より作成。
2. 就業率は、[15～64歳就業者数] / [15～64歳人口] × 100。

(出典) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書平成 28 年版」39 頁図表 1-2-2 から引用

第4図 就業者及び管理者に占める女性割合（2014年）



(出典) 労働政策研究・研修機構「データブック国際比較 2016」から引用

働市場から労働者を昇進させる制度が多いところでは、職業中断は決定的に不利になる。

(3) 専門・技術職に占める女性の割合

専門・技術職に占める女性の割合については、日本 46.1%、韓国 47.0%と半数弱を占めているのに対し、フィリピンは 61.4%と、女性の方が多い。もっとも全就業者に占める専門・技術職は、日本、韓国は、産業の高度化を反映して、それぞれ 16.1%、20.0%を占めているが、フィリピンは 8.6%に過ぎない。フィリピンは、全雇用者のうち 31.9%が単純作業従事者で占められており、全体としてより技能・知識を要求される職業へのシフトが課題といえよう。なお、専門・技術職に関しては、フィリピンは該当しないものの男女隔離の強い社会においても、女性の割合が高くなることに注意を

要する。

(4) 類似の仕事における賃金及び稼得所得の男女格差

賃金についての指標は、類似の仕事に対する男女格差であるが、この数値は他の数値が概ね WEF 以外の国際機関・国連機関が発表している数値に依拠しているのと異なり、WEF が毎年実施している「経済界リーダー意見調査」(Executive Opinion Survey) に依拠している。また、稼得所得の男女格差についても、UNDP の方法論に基づいて WEF が計算した、男女の稼得所得の格差を表している数値である。

参考として、第3表でフルタイム労働者の中位所得における男女格差を見てみると、日本、韓国ともに、2000年以降改善はみられるものの、格差は極めて大きい。韓国政府は、この主要因を女性の職業中断

第 3 表 フルタイム労働者の中位所得における賃金格差 (2000 ~ 2013 年)

		2000 年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本 ¹	JPN	33.9	32.8	33.0	31.7	30.7	28.3	28.7	27.4	26.5	26.6
アメリカ	USA	23.1	19.0	19.2	19.8	20.1	19.8	18.8	17.8	19.1	17.9
カナダ	CAN	23.9	21.3	21.2	20.8	20.5	19.8	18.8	19.2	18.8	19.0
イギリス	GBR	26.3	22.1	21.7	21.6	21.9	20.7	19.2	18.2	17.8	17.5
ドイツ	DEU	20.1	17.1	19.5	17.3	17.9	17.6	16.9	16.6	—	—
フランス ²	FRA	14.6	14.4	14.0	14.0	14.3	14.0	14.1	—	—	—
ベルギー	BEL	13.6	11.5	10.3	9.9	8.9	7.5	7.0	5.8	6.4	—
デンマーク ³	DNK	12.6	10.7	10.7	9.6	10.7	10.7	9.5	8.8	7.8	—
スウェーデン ⁴	SWE	15.5	14.4	14.6	16.4	15.4	14.9	14.3	15.9	15.1	—
フィンランド	FIN	20.4	18.9	19.4	21.4	21.2	19.7	18.9	18.6	18.7	—
韓国 ⁵	KOR	41.8	39.6	39.8	38.2	39.0	38.6	39.6	36.6	36.3	36.6
オーストラリア	AUS	17.2	15.8	16.7	15.4	11.9	16.4	14.0	16.0	13.8	18.0
ニュージーランド	NZL	7.1	9.6	9.3	7.0	7.8	7.8	6.8	4.2	6.2	5.6

資料出所 OECD Employment database (<http://www.oecd.org/employment/database>) 2015 年 10 月現在

(注) 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。

- 1) 正規従業員が 10 人以下の組織の雇用者及び公共部門、農業、林業、漁業、家庭サービス、海外大使館に従事する全ての雇用者を除く。
- 2) 見習い、インターン、訓練生、農業従事者、一般公務員を除く。
- 3) 最低賃金の 80% に満たない賃金労働者を除く。
- 4) 24 ~ 64 歳の所得の無い自営業者を除く。
- 5) 正規従業員が 5 人以下の組織の雇用者及び行政、公的教育、軍、警察に従事する全ての雇用者を除く。

出所) 第 4 国と同じ

によるとしている。なお、日本の標準労働者での所定内給与をみても、男性の賃金を 100 とした場合の女性の賃金は 76.9 である (2015 年)⁽¹¹⁾。また、フィリピンは、下表には現れてないが、平均賃金、稼得所得ともに女性の方が高い⁽¹²⁾。

日本、韓国ともに、国際労働機関 (ILO) 第 100 号 (同一報酬) 条約を批准しているにもかかわらず賃金格差が大きいままなので、ILO 条約勧告適用専門家委員会や国連女子差別撤廃委員会から、ILO100 号条約が求める「同一価値労働同一賃金」の実施が要請されている。

5. 就業についての課題

ここでは、GII で取り上げられていないが、就業上のジェンダー平等を見るにあたって重要な就業の形態・質を考察したい。

(1) 就業の形態

日本、韓国はともに先進国で、日本は 9 割、韓国は 4 分の 3 が雇用者という圧倒的に雇用者が多い社会であるが、フィリピンは、雇用者は半数を超える程度で、自営業主が多い。

第 4 表 3 カ国の女性の従業上の地位別就業者数の構成比 (2015 年) (%)

就業形態	自営業主	家族従業者	雇用者
日本	4.9	4.8	89.8
韓国	14.5	9.1	76.4
フィリピン	30.1	12.5	57.3

出典) ILO "ILOSTAT Database" 2016 年 12 月末日現在

(2) フィリピンにおけるインフォーマル雇用

フィリピンでは、労働力調査で不完全就業（定義は、現在の労働時間より長い時間を働くことを希望している者である）の調査をしており、2016年4月調査で18.3%の就業者が、このカテゴリーに属している。このカテゴリーに明らかに属する就業者は、1週の就業時間が40時間未満の者と指摘されている。これらの者は過半数を構成しており、その大多数が農業に従事している。なお、フィリピンは、全就業者の25.5%が農業に従事しているが、農林漁業に従事する女性は全女性就業者の5.7%と少なく、韓国（4.5%）よりやや高い状況である。日本（0.8%）は極めて低い。

フィリピンのインフォーマル（非公式）雇用については、最新のデータが2008年であるが、多いことがわかる。非農業部門の全女性就業者に占める女性インフォーマル就業者は70.2%にのぼる。この女性インフォーマル就業者をインフォーマルセクター内外で見ると、非農業部門のインフォーマルセクターにおける就業者の割合は、67.7%、インフォーマルセクター外のインフォーマル就業者の全就業者に占める割合は、16.3%にもなっている¹³⁾。インフォーマル雇用とは、①インフォーマルセクターで働く自営業主、雇用主あるいは生産者協同組合のメンバー、②自らの世帯用のみの物品の生産に従事している自営業主、③家族従業者、及び④インフォーマルな仕事をしている者あるいは家庭で働く有償の家事労働者などを指す。

したがって、フィリピンの女性は、不完全就業者よりはインフォーマル雇用に従事している者が多いと考えてよいのではなかろうか。こうした就業の実態からは、フィリピンでは就業の質という面で、課題があ

ることを指摘しておかなければならない。この点について、世界経済フォーラムも認識しており、従業上の地位、パートタイム雇用、インフォーマル雇用、失業などの男女格差を表すデータを関連指標として表示している。

(3) フィリピンで多い海外就労者 (Overseas Filipino Workers: OFW)

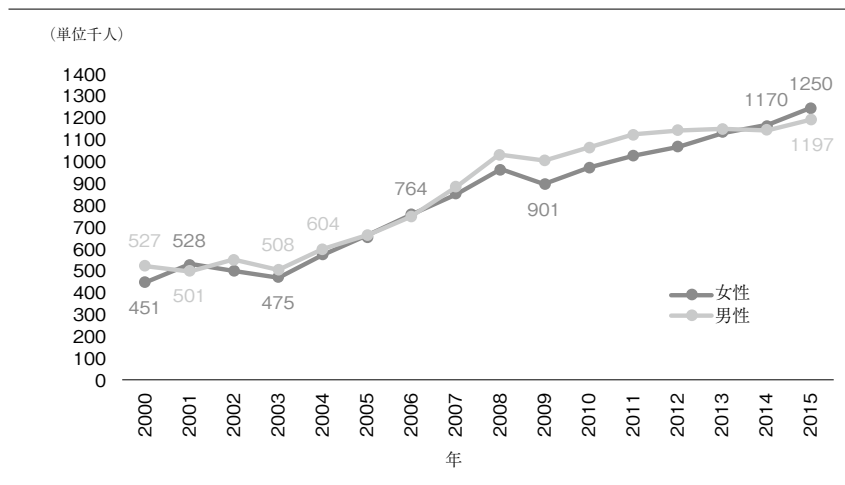
フィリピンの働き方の特徴として指摘しておかなければならないのは、多くの海外就労者が存在することである。第3図で見るとおり、その数は2000年以降増加し続け、2015年女性125万人、男性約120万人存在する。最近では、女性の方が多い。女性の就労国は、サウジアラビア等の中東地域で50.8%と過半数を占め、アジアでも、香港を始めとして、台湾、シンガポール、マレーシアなどで働いている。職種は単純・未熟練労働者が過半数を占め、主な受入国とあわせ、家事労働者として働いている者が多いことをうかがわせる。なお、海外で働き、生活している人々は、人口のおよそ1割にも及ぶ。

(4) 非正規労働者の課題 - 日本と韓国

日本、韓国も大きな課題がある。女性雇用者の中で、非正規雇用が多いことである。日本の状況は、第6図を参照してほしい。男性は、25～34歳の比較的若い層で非正規雇用が7割に達しているが、女性は若年を除き、非正規雇用が半数以上を占める。

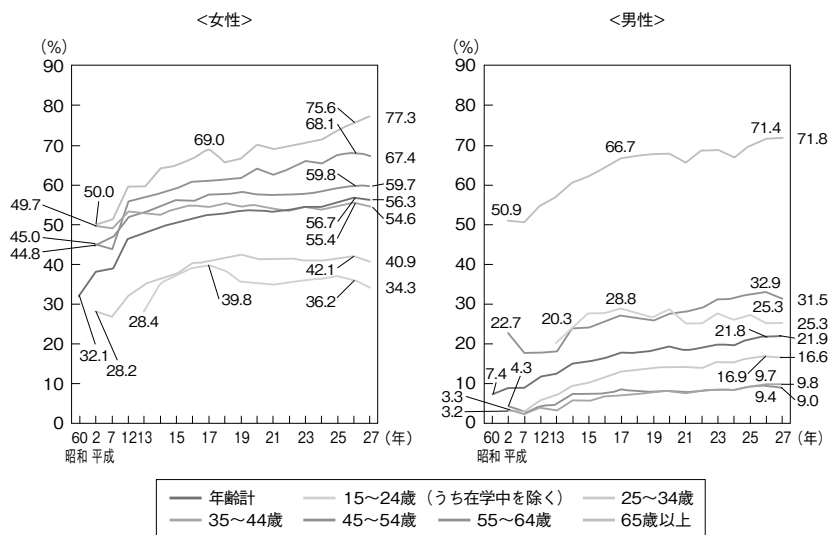
韓国でも、非雇用の課題は大きい。2015年の女性雇用者の非正規比率は40%でもある。

第 5 図 海外移住フィリピン労働者 (OFW) の男女別人数の推移 (2000 ~ 2015 年)



Philippine Statistics Authority (2016) "Women and men in the Philippines, Statistical handbook" Figure9.1 から引用

第 6 図 日本における年齢階級別非正規雇用の割合の推移 (男女別) (1985 ~ 2014 年)



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「非正規の職員・従業員」は、平成20年までは「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計。21年以降は、新たにこの項目を設けて集計した値。
 3. 非正規雇用の割合は、「非正規の職員・従業員」/〔「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」〕×100。
 4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補充的に推計した値。

(出典) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 平成 28 年版」から引用

6. アンパイド・ワーク（無報酬の仕事）

無報酬労働は、どこの国でも女性が多く担っている。日本では、女性が有償労働に従事していても無償の仕事は女性が主に担っている。WEF が指摘しているように、この無償の仕事の役割分担を反映して、日本の労働参加・機会の男女の格差は大きい。

(1) 無償労働時間の男女格差

第5表は、男女の有償・無償労働時間をみたものである。両時間を合わせると、どこの国でも女性の働く時間は男性よりも長い。日本は女性が無報酬労働に費やす時間が長く、一方、男性の無報酬労働時間は、韓国と並び、極めて短い。

下表の正規労働者をみると、出勤日に子どもに関わる時間は、女性は男性の倍以上である。家事に至っては、女性は男性の6倍強の時間を使っている。韓国も女性が男性より多くの時間を無報酬労働に費やしているが、日本より男性の家事時間や子どもに関わる時間が長く、男女の時間差は日本

に比べ少ない。

また、韓国では、家族の看護・介護に使う時間が日本よりかなり長い。非正規についての表を省いたが、家事時間や子どもに関わる時間は、当然ながら女性の方が男性よりかなり多くなっている。また、日本で、6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連に費やす時間（1日当たり）は67分（2011年）と、他の先進国と比較して短時間にとどまっている。

無報酬労働の男女差は、労働時間の長さにも影響されており、日本では、子育て期にあたる30～40代の男性の労働時間が長い。週60時間以上働く労働者は、全体として減少してきているものの、30歳代で16.0%、40歳代で16.6%存在する（2015年）。育児・介護休業などのワーク・ライフ・バランス政策が日本・韓国共に推進されているが、育児休業について男性の取得率が極端に低い。

もちろんフィリピンの女性の就業にとっても無償労働は1つの課題であるが、同国では家庭生活を支える仕組みの1つとし

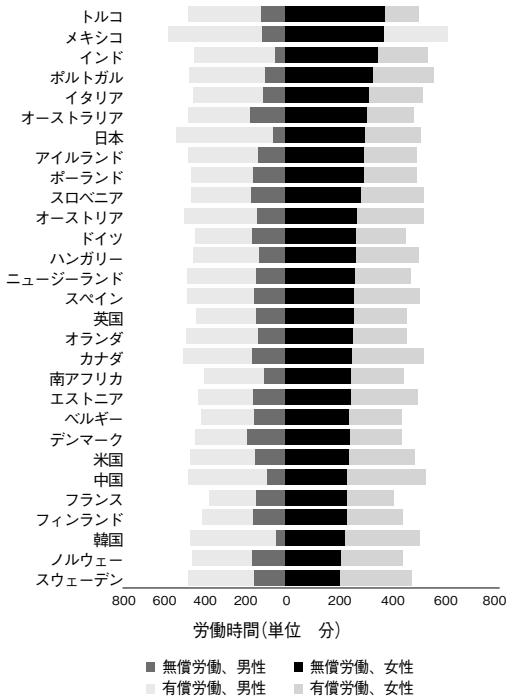
第5表 無報酬労働時間に費やす内容別時間数（正規労働者、単位：分）（2009年）

	日本		アメリカ		フランス		韓国	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査母数 (人)	67	176	30	60	30	63	56	82
〈出勤日〉								
炊事・洗濯・買物など家事	24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90	42.5	85.5
自動車の洗浄・家屋修理	0.4	3.1	28	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
子どもの世話、しつけ・教育、遊ぶなど	37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
家族の看護・介護	0	1.4	36.8	66.1	—	—	23.7	25.7
〈休日〉								
炊事・洗濯・買物など家事	63.1	185.5	143	209.3	92.8	170.1	97	184.3
自動車の洗浄・家屋修理	29	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
子どもの世話、しつけ・教育、遊ぶなど	148.7	183.4	199.1	313.8	154	262.9	123.8	160.6
家族の看護・介護	4	5.8	45.9	112.5	—	—	61.7	55.2

（出典）連合総合生活開発研究所（2009）「生活時間の国際比較」

（注）調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第 7 図 国別男女の一日の有償・無償労働の時間数 (単位 分)



(出典) World Economic Forum(2016)“The Global Gender Gap Report 2016” 32 頁

て、中流以上の家庭にとっては、家事労働者の存在が大きいと考えられる。フィリピン労働力調査(2010年)では、海外就労も含め180万人の家事労働者が存在している。そのため、同国では、2011年採択された、ILO第189号条約(家事労働者)を2012年には批准し、国内法¹⁴⁾も整備している。したがって、6では、韓国と日本の概観にとどめている。

(2) 保育状況

最後に、M字型カーブに大きく影響していると考えられる 就学前の保育状況をみてみよう。日本では、保育所数は増加し、利用児童も2016年に2,458,607人になっているものの、就業女性も増えているため、待機児童数は減少していない。

韓国では、少子化の対応として、近年保育関連政策が進展している。2004年の乳幼児保育法の全面改正により、保育は親の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが利用できる普遍的保育へと転換した。2013年には0～5歳の全所得階層における保育無償化が実現している。

なお、フィリピンでは、2011年から抜本的な教育改革—K(幼稚園) to 12教育一の実施が始まり、5歳児の就学前教育(1年間)が義務化された。就学前教育・保育の就学率・利用率は、把握できていない。なお、諸外国の統計の多くは、就学前教育と保育が合体したものであることに注意を要する。

7. 男女の平等意識

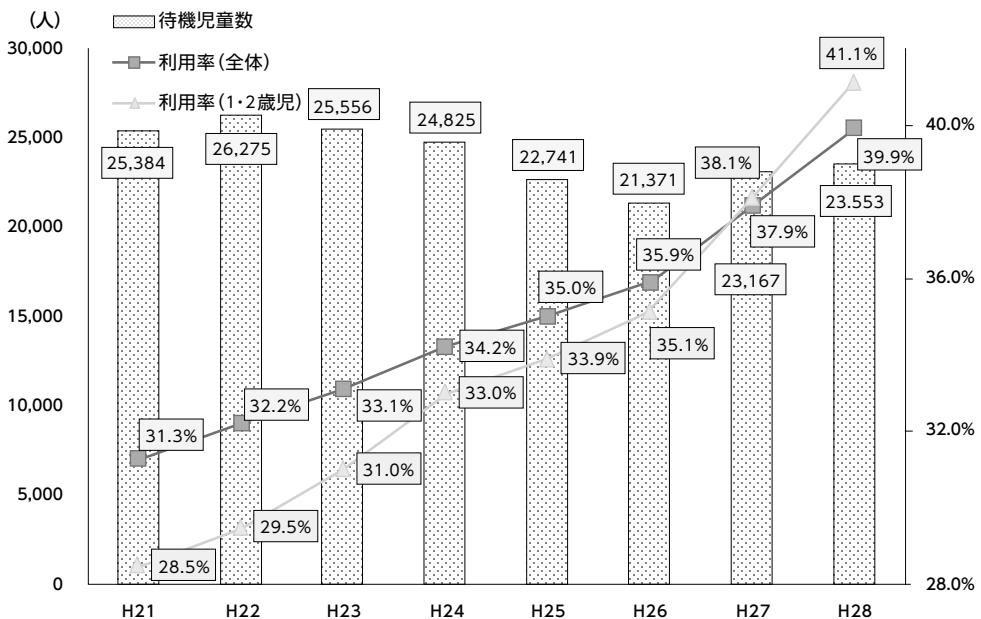
日本、韓国及びフィリピン3カ国の意識を比較できる内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(2002年)により、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度の上」及び「社会通念・慣習・しきたりなど」の各分野における男女の地位の平等感についてみると、フィリピンは、どの分野でも「平等」とする人の割合が高く、平等感の強さがみられる。日本、韓国では、概して「男性が優遇」(「男性の方が非常に優遇」と「どちらかといえば男性の方が優遇」の合計)と感じる人の割合の高さが目立つ。職場の地位の平等についても、フィリピンは48.6%が「平等」と答え、その多さが突出している一方で、「男性の方が非常に優遇」も36.0%と目立って多い。同調査では、ほとんどの国で女性の方が差別の存在の実感が強いが、逆にフィリピンでは男性より女性の方が差別の認識が低い。男女平等度の高い結果と解釈できよう。

職場における差別の具体的な内容はいずれの国でも、「賃金に差別がある」、「能力を正當に評価しない」、「昇進・昇格に差別がある」が強く認識されている。日本・韓国・スウェーデンでは賃金差別がもっとも多く認識されているが、アメリカ・ドイツ・イギリスでは、昇進昇格における差別が最も強く認識されている。フィリピンでは能力評価の不当性を挙げるものが最も多い。「結婚すると勤め続けにくい」が、韓国、フィリピンで、他国に比べ、目立って高い。韓国では、「補助的な仕事しかやらせない」も多い。男女別に見ると、日本・韓国・スウェーデン・イギリスでは、男性は能力評価より昇進・昇格の差別への言及が多く、女性では逆に能力評価の方が多く言及されている。働くことへの阻害要因として、アメリカを例外として、いずれの国でも女性では、「育児の負担が大きいから」がトッ

プであり、特に韓国女性では47.1%、フィリピン女性では51.8%と5割前後の女性回答者が理由として挙げている。韓国、フィリピン、ドイツでは家事の負担も働くことへの大きな阻害要因となっている。スウェーデンは、調査国のうちで、男女差が目立って小さかっただけでなく、理由として「育児の負担が大きいから」(2.8%)、「家事の負担が大きいから」(0.9%)を挙げる女性が際立って少なく、これらが障害として認識されていないのは、第7図で見た通り、女性の無報酬労働時間が少ないことの反映であろう。また、スウェーデンでは、「学校に通っている」(46.3%)が阻害要因として最も多く、男女平等が進んだ国であることをうかがわせる回答結果となっている。

「少子化社会に関する国際意識調査」(2007年)により、「夫は外で働き、妻は

第8図 日本における待機児童数及び保育利用率の推移



(出典) 日本首相官邸 HP (<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/taikijido/>)

(アクセス 2017年1月7日)

第 6 表 日本・韓国における正規の保育・就学前教育の子どもの利用率 (2014 年)

	0～2 歳	(参考) 2006 年	3～5 歳
OECD 諸国平均	34.4%	29.0%	83.8
日本	30.6	—	91.0
韓国	36.7	11.2	92.2

出典) OECD Family Database

家庭を守るべきである」という男女の固定的役割についての考え方に『賛成 (「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせたもの)』は、日本が 5 割を超えて 57.1% と最も高い。次いで、韓国 48.5%、アメリカ 43.1%、フランス 25.8%、スウェーデン 8.6%となっている。『反対 (「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせたもの)』は、スウェーデンの 90.7% が最も高く、次いで、フランス 71.4%、アメリカ 54.6%、韓国 49.1%、日本 37.7%となっている。ここから、日本、韓国は、国際的にみると相対的に役割分担意識が強いと指摘できる。

8. 終わりに

最後に、幾つかの点を簡潔に指摘しておきたい。

第一に、開発レベルに関わりない、WEF の GGI による男女平等度の有用性は確認できたが、より正確な評価をするには、統計の制約もあるものの、特に、無償労働、ケア関連指標の取入れの必要性を指摘したい。このために、ジェンダー統計の充実を訴えたい。特に、開発途上国での生活時間調査の必要性を指摘したい。もちろん、明確な証拠に基づく政策を進めるためにも、ジェンダー統計の充実は、必須である。

第二に、日本、韓国では、年齢別就業パターンは、出産・育児期の就業中断が一般的であることを示している。男女平等度の高いフィリピンでも、労働力率は 20 歳代前半がピークで、その後年齢が上がるにつ

れて低下している。7 で見た意識調査にあったように、家事・育児が就業を阻害する要因として指摘できる。このことは、人々の生活に必要な無償労働に関わる男女平等を正面に見据えた政策の必要性を示唆している。2016 年から始動した「持続可能な開発目標 (SDGs)」も目標 5 「ジェンダー平等と女性・少女のエンパワーメント」中に「無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価」を 1 目標として掲げているので、この政策の必要性は高い。

第三に、開発途上国は、男女平等の基盤として構造的な課題を解決する必要性が高いことも指摘しておきたい。

第四に、本稿は男女雇用平等政策そのものを把握することを目的としていないが、特に、日本、韓国での男女平等度の改善のためには、相当の政策努力が必要である。日本で、2016 年 4 月から全面施行された女性活躍促進法は、従業員規模 301 人以上の大企業が義務付けられた (300 人以下は努力義務) 法律であるが、企業の取組公表の効果を期待したい。日本、韓国ともに、男女雇用平等 (均等) 法を 1980 年代半ばに施行し、男女雇用平等政策が進められてきたが、両国ともに少子高齢化に直面し、女性活躍へと舵を切っている。女性活躍促進政策の効果に期待したい。

五番目に、女性にとって大課題である女性に対する暴力への言及がないことは、問題であることを指摘しておきたい。雇用の分野でも、セクシャルハラスメント、マターニティ・ハラスメントなど課題は大きい。

暴力が不平等・差別の重要な障害であることを力説したい。

本稿は、経済活動の平等について、概略的に扱ったが、今後は焦点を絞ったより詳細な研究が必要であることも最後に指摘しておきたい。

注

- (1) 正確な名称は、「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律」である。原則として同法公布日である2015年9月4日に施行されたが、事業主行動計画については2016年4月1日施行であった。
- (2) これら9分野は、労働力参加、経済リーダーシップ、資産へのアクセス、技術へのアクセス、家族、ケア（世話）、教育・技能、政治リーダーシップ及び健康である。
- (3) Philippine Statistics Authority(2016) “*Women and men in the Philippines, Statistical handbook*” Quezon City, Philippine Statistics Authority
- (4) United Nations “*World Population Prospects The 2015 Revision Population Database*”
- (5) 注3に同じ
- (6) 2014年に、日本の初婚年齢（中位）は、男性31.1歳、女性29.4歳、韓国では、男性32.4歳、女性29.8歳と日本よりやや高い。出典は、OECD Family Database。
- (7) 子ども・子育て関連3法は、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をさす。<https://stats.oecd.org/img/transparent.gif><https://stats.oecd.org/img/transparent.gif>
- (8) 労働力率の出所は、ILOSTAT Database。カッコ内の数値は、OECDSTAT（2015年）

- (9) 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）
- (10) 注3に同じ
- (11) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
- (12) 注3に同じ
- (13) ILO “ILOSTAT Database”
- (14) Republic Act No.10361 known as Domestic Workers Act. 正式名称は、the Act Instituting Policies for the Protection and Welfare of Domestic Workers (Republic Act 10361).

参考文献

- 池本美香・韓松花（2014）「日韓比較からみる女性活躍支援の方向性」日本総研『JRIレビュー』2014、Vol.4、No.14、32-58。
- 大沢真知子・金明中（2014）「韓国の積極的雇用改善措置制度の導入とその効果及び日本へのインプリケーション」経済産業研究所『RIETI Discussion Paper Series』I4-J-030、1-37。
- キャロリン・ソプリチャ・館かおる・徐阿貴（編）徐阿貴・越智方美・ニコルス林奈津子（訳）（2012）『フィリピンにおける女性の人権尊重とジェンダー平等』お茶の水書房。
- 厚生労働省（2016）「平成28年版厚生労働白書—人口高齢化を乗り越える社会モデルを考える—」厚生労働省。
- 独立行政法人 労働政策研究・研修機構（2014）『第11回北東アジア労働フォーラム報告書—女性雇用の現状と政策課題—』
- 裴海善（2015）『韓国の少子化と女性雇用—高齢化・男女格差社会に対応する人口・労働政策』明石書店。
- 堀内光子（2016）「ILO条約と女性差別撤廃条約における同一価値労働同一賃金原則」国際女性の地位協会『国際女性』第30号、116-120。
- Asian Development Bank（2013）“*Gender equality in the labor market in the Philippines*”, Mandaluyong city, Asian Development Bank

United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2011) “*Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women-Republic of Korea*”, CEDAW/C/KOR/CO/7-8 <http://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2fPPRiCAqhKb7yhsglff%2fiaZRvW%2bcyfdY9GxZ5esja149GsJfV9eXK9GDznb8xFpyJSvkhtPqsHTQsXVPlkIAmeGIUtGjYeRyxgxiV14IR2m7XstcyfnjmQrpgTw>

———(2014) “*Consideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention -Combined seventh and eight periodic reports of State parties due in 2014 Japan*”, CEDAW/C/JPN/7-8 <http://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2fPPRiCAqhKb7yhshryr9E9fM8JLxSfPAs5QTBBz5jY6hFKQ6AwNjTMOmIgpR7yWqYJ5T2kPUfuy35iKn%2frBfsG6iOEorImorpsTUVJ553hL9aZHCpikJ0182M%2f2%2b>

———(2015a) “*Consideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention-Combined seventh and eight periodic reports of State parties due in 2015 Republic of Korea*”, CEDAW/C/KOR/8 <http://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2fPPRiCAqhKb7yhsglff%2fiaZRvW%2bcyfdY9GxZ75V2l78zbTpI96zmY9owBH%2fAhnPxWTwFX1YBFXHB30j8NGNEshq3WXk9xXlmLHh1aS%2bXhrMtxGdl%2bCPdMEkJ7e>

———(2015b) “*Consideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention -Combined seventh and eight periodic reports of State parties due in 2010 Philippines*”, CEDAW/C/PHL/7-8 <http://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2fPPRiCAqhKb7yhss1YTn0qfX85YJz37paIgUDW0ohN7Kmp2p8VW6vuadgiVhP8E5BCYDzsEIAFYVgs%2fZYEFpwptHOBKjMw3gtcI8NXhS1FgxD1K8As8KytyStK>

hKb7yhss1YTn0qfX85YJz37paIgUDW0ohN7Kmp2p8VW6vuadgiVhP8E5BCYDzsEIAFYVgs%2fZYEFpwptHOBKjMw3gtcI8NXhS1FgxD1K8As8KytyStK

———(2016a) “*Concluding observations on the combined seventh and eighth periodic reports of Japan*” CEDAW/C/JPN/CO/7-8

<http://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2fPPRiCAqhKb7yhshryr9E9fM8JLxSfPAs5QTBCjaoYUCJTappT6L0KnewZnWVtHe85eNjSs33vAagefQMoJwEB%2f0mSHGEkj2WYIs2kum19qwmUZnNdqKkb1cMZI16gizPN8S1VBWtEgpQvFYQ%3d%3d>

———(2016b) “*Concluding observations on the combined seventh and eighth periodic reports of the Philippines*”, CEDAW/C/PHL/CO/7-8

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fPHL%2fCO%2f7-8&Lang=en

United Nations Development Programme (2010) “*Human Development Report*” New York UNDP

UN Women (2015a) “*Progress of The World’s Women 2015-2016 Transforming economies, realizing rights*” New York UN Women

———(2015b) “*Monitoring gender equality and the empowerment of women and girls in the 2030 agenda for sustainable development goals: opportunities and challenges*” New York UN Women

World Economic Forum (2016) “*The Global Gender Gap Report 2016*” Geneva World Economic Forum

<http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2016/>

高齢化する社会と地域における女性の活躍

ひぐち けいこ
樋口 恵子*

皆さま、こんにちは。素晴らしいWWA S 国際会議の後のフォローアップ会議にお招きいただきまして、ありがとうございます。私、ただ今84歳でございまして、文字どおり“働くばあさん”“税金を納めているばあさん”でございまして（会場笑）。

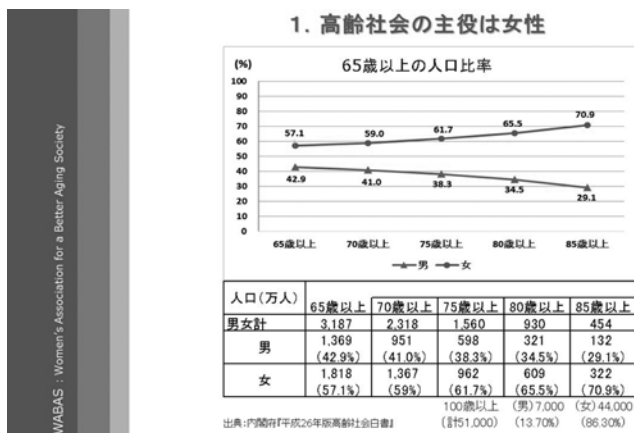
さっき、日本では「65歳以上が26.7%」というお話がございましたけれど、それがますます増えていく。これは、今どき将来の予測がつくのは人口問題ぐらいなんです。ですから、日本において少子化対策も大切ですけど、私も心から「もう少し日本が、子どもが生まれやすく育ちやすい社会になってほしい」と思っておりますが、今日は、高齢者自身の生き方と高齢者介護に絞りながら話を進めさせていただきたいと思っております。

急激な高齢化はもう必然の未来で、子どものほうは努力すれば多少、いずれ出生率が上がるかなという可能性があるんですけど、高齢者の増加と長寿化のほうはもう生まれちゃって生きてるんですから。急に減るはずないんです。

ですから、日本にとって必然の未来は、高齢者が増えていく。その結果として、介護などの必要量も増えていく。だとすると、2012年に十数年ぶりで改定され、閣議決定された「高齢社会対策大綱」が、支えられる側から支える側へ、人生65年社会から人生90年社会へ、日本政府さえ、人生90年社会と言いつつ出した。私は人生100年社会と言ってるから、もうちょっと長いんですけど。

これはもう背に腹は代えられません。政府のほうも。高齢者と女性に働いてもらわなかったら、国際社会に伍してやっていけません、ということです。

どうぞ、パワーポイント資料の1をご覧くださいませ。



* NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長

今や地球まるごと高齢化。その最先端を走っているのが、我が日本でございます。

リオオリンピックも始まるようですが、もしオリンピック種目に「高齢化」という種目があれば(会場笑)、日本は「高齢化」という種目の中の「平均寿命」「高齢化スピード」「高齢化比率」、この三つで、戦わずしてメダル確実であります(会場笑)。

これは、基本的には喜ばしいことです。高齢化の比率が一番ということは、出生率が低いということの表れでありますから、そうそう手放して喜べないのですけれど、しかし、地球環境全体からしてみると、やたら出生率が上がっちゃう社会に比べれば、むしろ優等生と言うこともできます。

ただ、日本国全体の社会の持続性から言いますと、なんで日本が、例えばイギリスのように、北欧諸国のように、フランスのように、合計特殊出生率 1.8 とか 1.9 とか、そのぐらいになれないかということは、これはまさに“ジェンダーの問題”と私は思っています。

女たちがいかに働きにくく、いかに仕事と子育てが両立しにくかったか、いかに女だけが育児を背負ってきたか、いかに保育所に子どもを預けることが罪悪のようにみなされてきたかです。私の世代は「保育所に放り込んで」と言われました。そのようなことが、ようやくこのごろ「女性活躍推進」なんて政府から言われるまで、ずーっと続けました。

私は、電車の中にベビーカーを持ち込む母親や父親が増えたのを見ると、涙が出ます。私だって子どもをおぶって電車に乗ったんですから。そしたら泣き出した。なかなか泣きやまない。「混んでる電車の中に子どもなんか連れてくるな」と声が飛んだ。55 年前でございませうけどね。でも、そう言われた時代を思うと、車両の中に堂々とベビーカーを持ち込むことができて、「進歩はないわけじゃない」と、喜んでおります。

まず最初に申し上げておきます。日本のここまできた少子化は、はっきり言って“日本の女たちの無意識のストライキ”の結果でございませう。ストライキを解除してもらうためには、双方が相手を認めて交渉しながら、ストライキに至った状況を改善していかなければなりません。その道はいまだ半ば、と思ひます。

さて、話を元に戻しましょう。高齢化(高齢者の増加・寿命の伸長)というのは、日本は突出しておりますけれど、他の先進国も、そして中進国と言われるアジア諸国も共通して高齢化しています。むしろ今一番スピードが速く、耳を澄ませば音が聞こえるというぐらいのスピードで高齢化しているのは、アジア諸国であります。

日本の高齢化のスピードは、欧米の 2~5 倍のスピードで、後から行ってジェット機で追い越すようにして、今トップにいますけれど、その日本よりも速いのが、中国や韓国やシンガポールなどアジア諸国でありまして、今のところ日本より出発時点が遅いから低いですけど、あと 10 年 20 年たてば、今言った 3 カ国の内のどこか 1 カ国は、日本の高齢化比率を超えているかもしれません。

つまり、地球まるごと高齢化であると同時に、特にアジアの問題であります。その意味で外国の関係者たちは、今日本の高齢化がどのように着地していくか、固唾を飲んで見ております。

そんな時代に生まれ合わせて皆さま、「面白い」と思ひませうよ。面白いと思ひて努力しようじゃありませんか。

私は、仮に減びるとしても、人知の限りを尽くして、努力してじたばたしながら減びるの

が好きでございます。まして、今私たちが挑戦する戦いは、相手を滅ぼす戦いではなくて、みんなが生き残るための戦いでございます。このような戦いに立ち会うことができました。

生まれる時期は誰も絶対に選べません。私たちは平和になってから育ち、そして、平和だからこそ伸びた寿命。平和だからこそ、医学・社会保障なども発達して伸びた寿命。この中で人びとが、どのように平安に生きおおせることができるか。そのことを意識して、その戦いに参画できることを、私は心から喜んでおります。

さて、第一番に申し上げたいことは、そのぐらい高齡化というのはグローバルな問題です。世界中の問題です。その中でも絶対の主役は“女”です。男もおんなじに年老いますよ。その意味では男女平等です。男女共通の問題ではあります。

ですけれど、これは神の摂理と言うべきか、自然性比というのが、女を100として男が106～107に生まれます。

昔は男の子のほうが育てにくいと言われた。100対106、107で生まれた男女比が、結婚年齢になるころにはほぼ100対100ぐらいになっている。まさに神の摂理だったのであります。

で、まあそうして、だから一夫一婦制というのは、数の問題としては正しいと思います。

ところが、50歳ぐらいになるころから男女の性比が崩れます。つまり、平均寿命が男性のほうが短いから、男性のほうが少し早めに死に直面する。ということで、0歳からだいたい今の寿命でいうと40、50歳ぐらいまでは男女の性比はほぼトントンだったのが、65歳を超えますと、男女の性比は女が57.1%。この数字は、平成26年版の高齡社会白書ですから、端数は少し違っていると思いますが、傾向としてこういうことです(図1)。

で、少しずつ男のほうが余計死んでいきますから、後期高齡者医療制度の始まる75歳以上となりますと、もう女が61.7%。男性は38.3%。6対4を割る男女の性比になってまいります。

で、私が今近づきつつある85歳。ここへ来ますと、男は29.1%しかいない。85歳の小学校のクラス会に行きますと(会場笑)、女が30人生きていたら、男は12～13人しかいない。胸を焦がした男の子も、みんな先にあの世へ行っちゃったと(会場笑)。という状態が起きます。

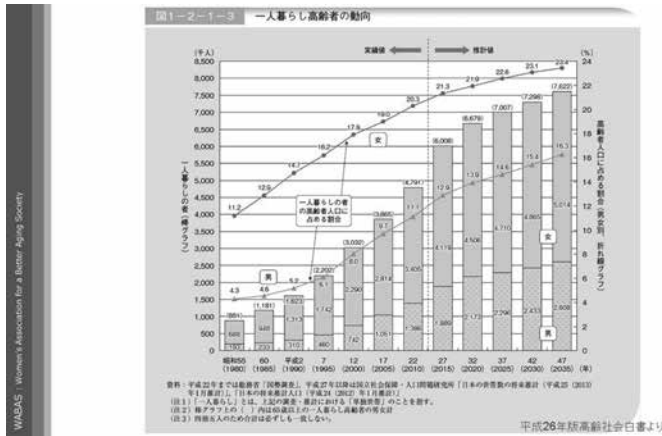
そして今、人生100歳と言っておりますが、100歳ともないますと、女が86.30%。100歳のほぼ9割は女性であるということになります。

「数は力なり」であります。高齡社会というのは、数は力なりというのが本当だとすると、実は他の年代よりもはるかに、女の方が力を持っているはずの年代であります。ということを入り込んでください。つい男女平等と思っちゃう。もちろん個人の権利は平等です。しかし、1票の力はおばあさん集団のほうが多いのです(会場笑)。ほんとに。

にもかかわらず、という話をこれからしていくのですが。

高齡者のさまざまな問題がございますけれども、特に高齡者の生き方が困難だと言われるのは、今のところ一人暮らしの問題。

日本は、ほんのちょっと前までは、高齡者は夫婦だけではなく、子どもの家族と一緒に暮らす、家族の中で老いるというのが、日本社会の伝統でございましたので、どうしても一人暮らしの在り方というのは、社会全体がまだまだ慣れないせいもあって、困難を伴う問題がございます。次の図は一人暮らしの高齡者の動向でございます。



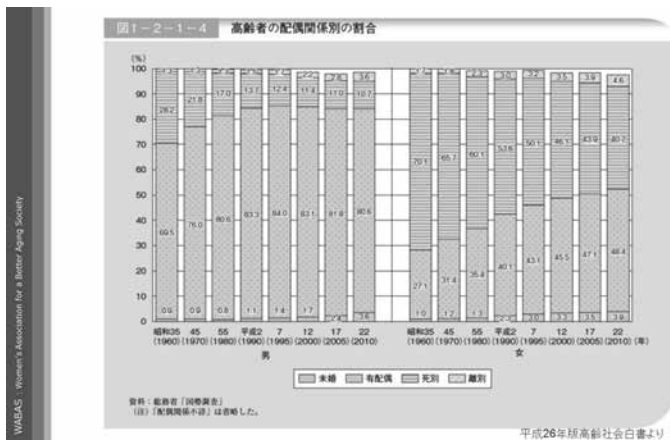
これも毎年、『高齢社会白書』に生まれて、平成 27 年度版の『高齢社会白書』が新しく出ましたので、それを見て細かいところは訂正していただきたいと思いますが、傾向はまったくおなじでございます。

ということは、一人暮らしがどんどんどんどん増えていっている。一番右が、これは縦の線が立ってるところが現在の数字でありまして、今はだいたい、今年でも去年でも高齢者全体の人口に対して、女は 5 人に 1 人以上が一人暮らしでございます。だから、女 5 人集めたら、一人暮らしがだいたい 1 人は必ずいると思っていただきたい。

男性はと申しますと、11%～12%ですから、男 10 人集めると、その中の 1 人 2 人は一人暮らし。というわけで、ここで申し上げたかったことは、高齢者の生き方で、いろいろ困難を抱えやすいという一人暮らしも、女のほうが圧倒的に多いということでもあります。一人暮らしを 100 とすると大ざっぱに 7 割が女、3 割が男と思ってくださいませ。

今日はいろんな方がいらっしゃると思いますけれど、別に上野千鶴子さんがおっしゃるまでもなく、女はやがて一人暮らしになる確率が非常に高いということです。

そして、それを配偶者関係で見たのが次の図でございます、左が男。右が女。そして、男は年をとっても結構女房が生きています(会場笑)。



これは不公平と言っははいけません。平均寿命は女が長く、かつ、日本の今までの習慣として、我々が結婚するころは、見合い結婚が多くて、仲人さんがみーんな年回りとか、いろいろ考えて適当な人を持ってきてくれるんですけど、まずお見合いで年下の男ってのは来ませんでしたね（会場笑）。我々の時代ですと、お見合いの場合は3歳から7、8歳上までありましたね。ということは、男から見ると、少なくとも3歳、多くて10歳までぐらい年下の女に釣り書きと写真を回し（会場笑）、私はそこで5歳年上の男と結婚したのです。

ですから、平均寿命の差の6年半と、平均的な男女の夫婦の年の差の4年と、合わせて10年ぐらい女性のほうが生き残る結果になります。

全体の趨勢から言えば、男性はかなりな高齡でも有配偶の方が多いのに、女のほうは、有配偶は半分ぐらいしかいないということです。

まあ私の年でね、84歳。病気で学校一年遅れてるので、私は、学年は天皇陛下と同じ学年でございます。小学校・中学校のクラス会をやったりいたしますと、女はまだほとんど生きております（会場笑）。死んだ人はまあ1割ぐらいですね。亭主は半分死んでおります。

というわけで、「メリーウィドウ」だか「ソローウィドウ」だかしれないけど、ウィドウは増えるばかりでございます。女は老いて一人暮らしがしっかりとできる覚悟を固めなければいけないのです。

ところが、女性は、長い間の教育の中で、男に取りすがらなければ生きられないように教えられ、1970年ぐらいになっても、歌謡曲は「あなたが死ねば生きられないわ、女だから」（会場笑）。などという歌を流行らせていたのであります。

国際婦人年の昭和50年に、有線放送で第一位になったのが、あの「矢切の渡し」でありました。歌そのものはリバイバルの歌ですから、もっと前に作られていますけれど、まあ私などは、男女平等の論客の一人にもなっておりまして、あの歌に本当に腹を立てました（会場笑）。

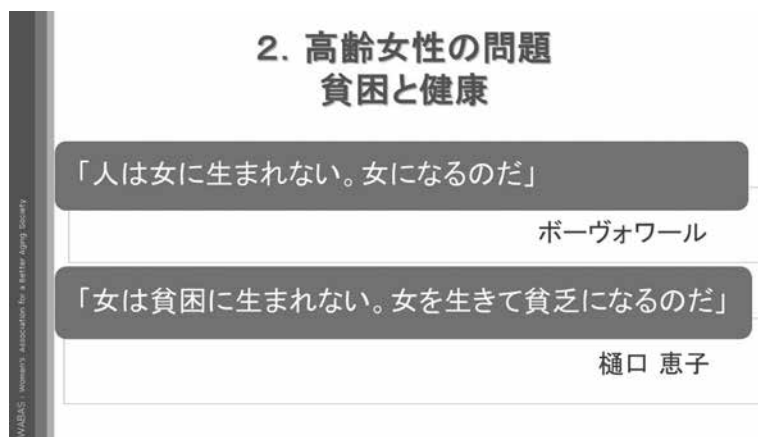
「連れて逃げてよ」（会場笑）。逃げるなら、一緒に逃げようって言えばいいでしょう。「連れて、逃げてよ」、つまり、男と女の位置関係が固定されてる。男は前。女は後。女は後ろから「連れて逃げてよ」。男は振り向いて「ついておいでよ」（会場笑）。

今の日本の経済の衰退の中で、安倍さんも女性活躍なんて言い出していますよ。「日本の女性ももっとしっかり活躍して、グローバル経済の中で大きな役割を果たしてほしい」って、世銀はじめ世界が言っている。

日本の政権も世論も、長いこと“男は前、女はついていく”というスタイルが好きでした。ほんとは両方が考えて知恵を絞って、日本の21世紀中葉の進路を決めていかなければならないのに。「矢切の渡し」の3番は、女は無責任に聞く。「どこへ行くのよ」（会場笑）。行く先も知りゃしない（会場笑）。男も無責任。「知らぬ土地だよ」（会場笑）というだけであります。

地図も持たず、海図も持たず、行く先も決めず、日本の男女がいいところへ行かれるはずがないじゃありませんかと私は怒っていたのですけれど、まあこのごろ、少しは変わってきたであらうでしょうか。

というわけで、次の図を出してください。



高齢者の女性の問題について、まず一人暮らしが多いのだと申し上げました。女が一人で生きられる条件がなかったら、高齢者問題は解決しない。一方、一人で生きる男は、また別な意味も加わって、もっと困ることもあるのだということで、まず一人暮らしの問題を申し上げました。次に貧困と健康の問題を申し上げます。

このごろ、高齢者の貧困は子どもの貧困と共にクローズアップされてまいりまして、私も買って読みましたが、男性著者による『下流老人』がベストセラーの一つになりました。よい本ですけれど、『下流老人』の中に女はほとんど出てきません。男の下流老人ばかりであります。しかし私に言わせれば、私が言うだけでなく実態がそうなんですが、貧乏なのは相対的に女です。昔「BB」というと、これはフランス語流に「ベベ」と軽く発音し、悩殺女優ブリジット・バルドーの省略でありました。私は、仏語が苦手でありますから、しっかりと「ビービー」とローマ字読みで読んで、これは日本名物「貧乏ばあさん」の省略語であります（会場笑）。

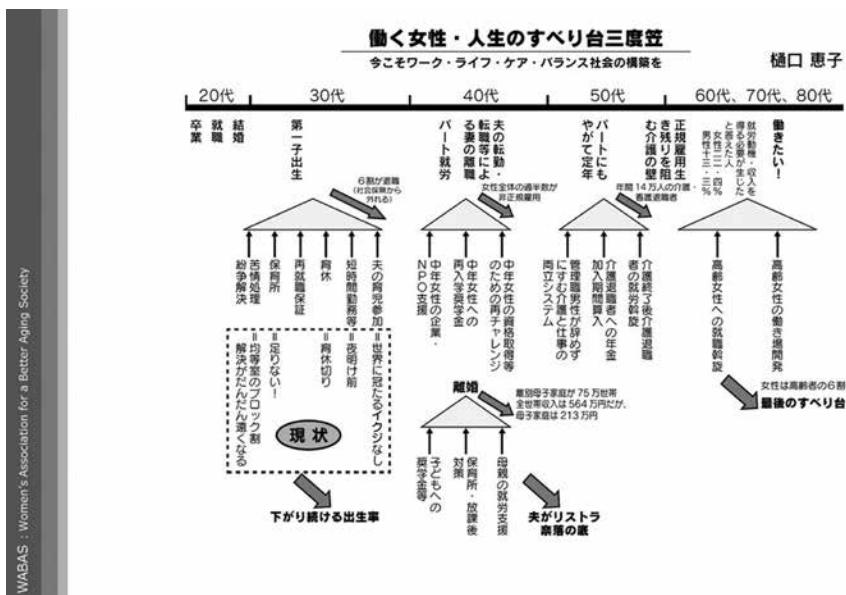
すべて高齢化の問題はグローバルに共通します。共通しますけれども、それぞれの国の国情により、歴史により、文化により、少しずつ濃淡があります。少なくともヨーロッパ諸国に比べると、アジアの国は日本型が多くなってくかもしれませんが、ヨーロッパ諸国に比べますと、日本は確かに、日本名物「貧乏ばあさん」なのです。

ですから私はおこがましくも、ボーヴォワール先生を下敷きに、ボーヴォワールは『第二の性』の冒頭でこう言った。「人は女に生まれえない。女になるのだ」。そのひそみにならって私も言わせていただきます。「女は貧乏に生まれえない。女を生きて貧乏になるのだ」。

その説明が次の図であります。「働く女性・人生のすべり台三度笠」。

まあ、私の話は、なにわ節と歌謡曲、演歌の世界です（笑）。でも、その中にちゃんと真実があるんですから受け取ってくださいね。

今の高齢期の所得保障は、皆さまご存じのとおり雇用者社会でございますから、多くは被用者年金によって支えられております。日本のさまざまな調査を見ましても、定年後のんびりの生活は、全体の7割が年金によって賄われているし、かつ、高齢者人口全体の8割は、主たる収入源は年金ということになっています。



ということは、よほどの幸運によって、資産家の娘に生まれるとか、資産家の妻になるとか、そのようなことがない限り、一般的に、就労の結果として得られる年金の有無及び年金の多寡が高齢期の貧富を左右することになります。

それが、日本の女性は生涯に三度も経済的すべり台をすべり落ち、そして、すべり台を落ちるということが個人の資質や能力の問題ではなくて、社会構造の中ですべり落ちるのだとしたらどうでしょう。

そして、その原因が、女性であるがゆえの妊娠・出産など、身体性にに基づくライフイベントによって起こるすべり台であるならば。それは、男女の違いとしてやむを得ないことでもあります。女性が子どもを産んでくれなかったら、社会の持続発展にもつながりませんから。だとしたら、すべり落ちたらまた、そこから起き上がるように、社会システムとしての笠をさしかけなければなりません。「女のすべり台三度笠」というのは、このことであります。その笠がない、というのがこの図でございます。

皆さまご存じのように、先進諸国ではほとんど、この問題は日本に比べればはるかに早く一定の解決をみています。働いている女性が妊娠すると、現在では6割を切ったと厚労省は胸を張っておりますが、妊娠したお母さん社員は、第一子を出産するまでに約6割が職場を引いていました。7割という時代もありました。

そして、勤め続けるお母さんはほとんど全員、育児休業を取っております。ですから厚労省は「女性の育児休業取得率98%」なんて言うでしょう。その陰に、取らずに辞めた女性が3~4割いるのです。

でありますから、皆さまご存じの、M字型カーブ。若いころは働きに出て、妊娠・育児の間、労働力率が下がって、そしてまた、子どもの学費に追われて、あるいは少し暇になって再び働きに出る。ここで二度目に働きに出る女の、100%とは言いませんが、ほとんどが非正規雇用でしかありません。だから、女性が正規雇用で働くのは、妊娠・出産までの人が6割程

度なんです。

このごろ、世の中が少し変わってきて、グローバルな競争にさらされる大企業ほど、今はむしろ女性が活躍できる条件がいいです。例えば、日本最大のメガバンク、三菱東京 UFJ 銀行。ここには外国支店も含めて約 600 の支店がございます。日本最大のメガバンクの支店の支店長の 1 割近くが女性になっています。これは、なぜ東京へ一極集中が進むのか、なぜ若い女性が東京へ集まってくるかということに対する一つの答えでもあります。グローバルな競争にさらされているところから企業は女性が働き続けられるように変わってまいります。

さらに会社がつぶれば、なお結構です。日産自動車は、今や女性管理職をたくさん出しております。一度つぶれて、ゴーンさんがやってきたからです。

銀行で一番女性の支店長の比率が多いのは、おそらく、メガバンクでは、りそな銀行だと思います。いったんつぶれて、男にはそれなりによそから誘いがかかります。女は優秀でも誘いがかからないから、がんばって会社再建に励みました。今や、「りそな」の預金高はトップに迫るところまで来ていると言われます。女性管理職の比率はおそらく、メガバンクで最高のはずです。

という具合に変わってきているんですけど、今 40、50 歳代の女性たちの多くは、第一子誕生で職場をすべり落ちました。

そして、第二のすべり台が、夫の転勤。これが結構多いんです。大企業ほど転勤がつきものですから、そこで女が辞めていきます。

やっと今、地方銀行でも、千葉銀行が主唱して、千葉銀行・横浜銀行・静岡銀行、これら地方銀行のリーダー格がネットワークを組んで、支店に勤めている男性が転勤するので共働きの奥さんが辞めざるを得ないというときに、この三つの銀行のエリアだったら、銀行は千葉銀行から静岡銀行にかわるんだけど、それらの銀行が協力して妻の転勤先を確保するという対策を打ち出しています。

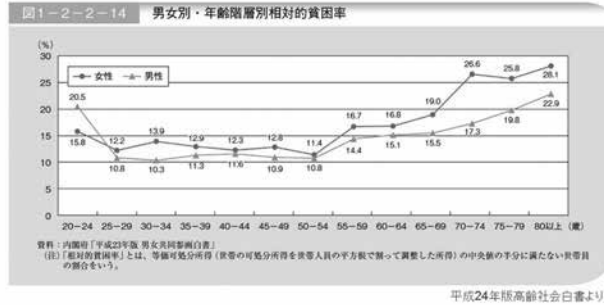
そして最後のすべり台です。子育ても乗り越えた、子どもの受験も乗り越えた、夫の転勤には単身赴任で耐えた、という女たちを襲うのが、両親及び舅・姑の介護であります。ここで、年間 10 万人が辞めています。近ごろ男性も増えていますが、その内の 8 割は、女性です。

すべり台をなんとかしがみついて働き続けた人と、いっぺんすべり落ちて、再就職で、中には正社員で定年まで勤めようと願う女性も、またここで、決定的なすべり台に立たされるわけであります。

女たちは、生涯を振り返ると、結構外で働いているのです。

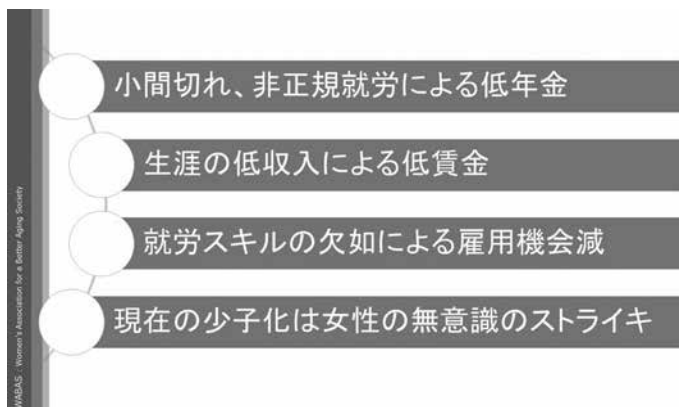
若いころは正社員で働いた。子育てで休んだけれど、今度はパートで勤め始めた。夫の転勤があつて辞めたけれど、また今度は契約社員で働いた。それで親の介護が必要になると、結局、給料が安いほうの女性が辞めることになります。女性は家族のケアの合間には、結構合算すると長期働いていますが、小間切れで、社会保障につながらない働き方が多いのです。

今の年金受給者の現役時代は、男女の賃金格差は「あたりまえ」でした。年金は収入と勤続年数で決まりますから、女の安月給イコール安年金ということになります。



上の図は「男女別相対的貧困率」。相対的貧困率というのは、可処分所得、税金とか、保険料で引かれたりという、絶対に出ていく支出を引いたものが可処分所得。その可処分所得の半分以下の所得の人を「貧困者」と名づけます。

で、その人たちが、その年齢の何%いるかが、この図表です。つまり、一般の人たちの可処分所得の半分いってない人が何%いるか。20～24歳の年齢層だけは、なぜか女のほうが貧困率低いです。その短い時期を過ぎると、相対的貧困率は、男性をずっと上回りまして、中年でちょっと接近する時期もあるけれど、見てください、60歳を過ぎますと、相対的貧困率は開くばかりでございます。これが、日本名物“貧乏ばあさん”を実証するデータでありまして、理由は何か。



一つの理由は、働いてるんだけど「小間切れ、非正規就労による低年金」でございます。例えば男性は、年金年齢の70%が何らかの被用者年金を持っております。厚生年金ないし共済年金。

女で、第 3 号被保険者は夫の笠の下にいますけれど、自分自身の名において被用者年金がもらえる人は、まったく逆の数です。男は 7 割が被用者年金を持つてゐる。基礎年金だけの人は 3 割。女は、自分の被用者年金を持っている人が 3 割、基礎年金だけの人が 7 割です。

たとえば、樋口恵子など働き続けて年金も十分もらって、左うちわだろうと思ってらっしゃる方があるかもしれません。

30 代のころ私は出版社に勤めておりました。そこから、大学教授に転身し、70 歳の定年まで勤めたとしたら、男女差別のない職場に勤めましたから、私が今手にする年金は月額 25 万円ぐらいにはなっているはずでございます。ところが、約 10 万円低いです。

これは妊娠・出産のとき、とても体がもたず、退職して専業主婦の生活を 6 年ほどいたしました。それから、今度は、大学に就職いたしますまで、しばらく文筆業という名の不安定な自由業の時期があつて、基礎年金しかない時期がかなり長かつたからでございます。理由は妊娠出産と夫の転勤と、フリーという名の不安定就労でした。家庭を持つとうとすると、女性はどうしても収入を犠牲にせざるを得ませんでした。

それから二番目。

基本的に、主として女性が多い職種は賃金が安い。今話題の保育者・介護職は、典型的な女性が多い仕事です。こうした職種は低賃金と人手不足が悪循環していますが、低賃金の根底にジェンダーがあるのでなかなか変わりません。賃金の男女格差を今だからこそ改めて見直す必要があります。

そして、「就労スキルの欠如による雇用機会減」。例えば ICT、IT に関するもの。

今の中高年をみますと、まだまだ ICT 技術に関しては男性と女性とに大きな開きがあります。今の 40 歳以上の人については、こんなこと今更言つても、それはしょうがないんだけど、私はこれは、文部省（今の文部科学省）のせいだと思つております。

なんで文部省のせい。義務教育の中で、一番初歩的な機械に触る機会から女を遠ざけた。中学において技術・家庭科において、男は技術、女は家庭と分けて、別べつな部屋で、男は機械に触らせ、女は調理・被服その他をやらせた。女だけ損をしたと言つていゝのではありません。おかげで日本政府は莫大な損害を、国民それも次の世代に与えてしまった。今、一人暮らしの問題、女が大変だと申しましたが、実は後で出てきますけれど、一人暮らしでむしろ困つてゐるのは男です。収入だけは男性のほうが高く、同じ一人暮らしでも、女で、月額 10 万円以下で暮らしている人の比率は、同じ金額の男よりもぐつと高いです。つまり、貧乏はあくまで女が貧乏なのです。しかし、暮らしの困りようを見ると、炊事ができないで困つてゐる男は、女の一人暮らしよりずっと多いのです。

そして男性が、もう少し自分の健康に気を配つてくれたなら、食事に気をつけ、身のまわりに気をつけて、社会関係の有無というのは、健康に関係がありますから、隣近所の人びととの交流に気をつけてくだされば、おそらく日本の男女の健康寿命はもう少し延びて、医療費・介護費の節約につながり、広い意味で日本社会の繁栄につながるはずであります。

日本社会は、長いこと「性別役割分業こそ日本の伝統的家庭の姿である」としてきました。

政策も、世論調査などで示される民意も。高度経済成長の中で、中学義務教育で技術・家庭科と分けて、男女別に学ばせ、高校では、女子にだけ家庭科を必修とし、男性には“男はますます男らしく”というのでしょうか、今でいうところの武道をさせて、そして男を、調理や自分の健康を自分で考える機会の少ない人間に育て、女を機械オンチに育て上げました。この罪は今なお他の先進国に比べて理系に進む女子が少ない、中高年女性のIT能力が低いなどの後遺症を残しています。

中学で技術と家庭を分かれて学んだ方、手を上げてください。ありがとうございます。まあ、訂正したからこれからはいいでしょう。共修が実現したのは、今40歳そこそこの方からです。これも、市川房枝さんら私も末席に連なった「共修」をすすめる市民・女性運動が影響を与えたと思います。

1985年（昭和60年）に私たちの国は、「女子差別撤廃条約」という国際条約を衆参両院満場一致で批准いたしました。この女子差別撤廃条約、実は反対論も結構あったのです。

こうした国際条約を批准するとき、日本は、一つ一つの条文を日本国の既存の法律に矛盾しないかをよく調べて、批准するんだったら、その条約に合わせて、日本のそれぞれの個法をきちんと改正してから批准いたします。女子差別撤廃条約もまさにそうした手順で討議されました。

大きく言って三点の問題がありました。まず国籍法が父系優先血統主義であるということ。それまでに、日本人だった我々は、なぜ日本国籍が取れたかという、たまたま父親のほう日本人だったからです。たまたま母親だけが日本人だった人は、日本国籍が取れません。こうした、父系優先の国籍法を改正して父母両系主義に変えました。だから今、オリンピックに行く選手の名前見てたって面白いじゃないですか。「ケンブリッジ飛鳥」なんて、ハンサムで（会場笑）。こういう名前の方が日本のオリンピック選手になるなんて、少なくとも30年、50年前は思えなかったわけであります。

一番大きな問題は、男女雇用平等法をつくることでした。すでにヨーロッパ諸国はすっかりした男女雇用平等法をつくる。アメリカは裁判の判決で、この女性差別が許されないような形で男女平等を進めてく。お国柄はいろいろありましたけれど、他の先進国がほとんど男女の雇用平等を文句なくつくり上げているのに、日本だけはつくっていませんでした。それをつくる絶好のチャンスが、女子差別撤廃条約。これがもめて、もめて、これができそうもないぐらいのところまでいきましたけど、やっと、妥協を重ねてひ弱な男女雇用機会均等法がつけられたわけでございます。

で、ひ弱な男女雇用機会均等法が十数年後にはとにかく改正されて、さらに本年は「女性活躍推進法」ができました。

上野千鶴子さんはうまいこと言う人で、「これでは駄目な女は使い捨てにされ、できる女は使い倒される」（会場笑）と言ったけれど、本当に、男女全体の労働環境を抜本的に改革されなかったら、使い倒されます。

使い倒れされないようにするためには、男性の働き方をもっと、「ワーク・ライフ・バランス」というけれど、人生は「ワーク・ライフ・アンド・ケア」なんです。

ケアの中に子育ても、高齢者のケアも、病気になった人のケアも。そして、人間、人生 90 年 100 年の中には、出だしと終わり、人によってはその間も含めて、必ず人のケアを要する。このケアということを重視して、私はワーク・ライフ・バランスも結構だけど、「ワーク・ライフ・ケア・バランス」。ケアは公私にわたる重要な領域です。

で、ケアには男女ともかかわらざるを得ない。「介護離職ゼロ作戦」、職場が条件を整えるのは当然ですが、だからといって子どもが親の介護から完全に免責されるとも思いません。自分の親であろうと他者であろうと、高齢者のケアにあたる時間が、人生のどこかの何分の一かにある。そうでないと乗り切れないのが大介護時代です。自分が子どもを産まなくても、次の世代を育てることに他の人も税金を払ったりして関わっています。それが、“命の循環” というものではなかろうかと思っております。

では最後に、これから市町村において、どれだけ女性が政策に参画しなければならないかということをお話したいと思います。

とにかく、今、高齢期におきまして、長く生きるグループのボリュームゾーンも女性であり、超長生きするのも女性であり、特に、困難を抱えやすい一人暮らし、これも女が多く、貧困も女が多く、健康寿命の比率も、なんと男より低いのです。

ですから、この問題を、女性たちは克服し、そして男性たちと手を取り合いながら、世界が固唾を飲んで見守る日本の超高齢社会を、なんとか乗り切っていく。

そのキーワードは何かと申しますと、1は「女」です。2は「地域」です。で、地域というところ、人生 100 年の主たる舞台は、出だしと終わりは「地域」なんです。

それから、タテワリのさまざまな中央省庁、そのまま受けて県庁もタテワリ。市役所もタテワリ。しかし、私たち一人一人の肉体と精神は、そんなタテワリにぶった切ることにはできない、まるごとの肉体であり、トータルな精神であり、ひとつづきの人生です。私たちは、そのタテワリで下りてきた政策と、私たちの人生のニーズとを重ね合わせながら、行政による政策というのは、私たちが税金を出している政府がつくっているんですから、利用するのは当然だし、自助ももちろんあるでしょう。

で、そうした、言ってみれば人生 100 年の出だしと終わりのケアを要するところの政策を担うのは、これから市町村です。実はここを言うために来たのです。

日本の社会は長いこと“男女性別役割分業”、“男尊女卑”、“決定権は男”ということの中でつくられてきて、その構造は、今も基本的には変わっておりません。

これまで、いろんな調査がございます。皆さまがご存じの列国議会同盟の調査で、日本は、女性の国会議員の比率でいうと、200 カ国中、155 位前後、基本的には女性が方針決定にほとんど関わっていないのです。それを言いたいがために、「高齢者は 6 割が女性だぞ」と言いました。にもかかわらず、日本の国会ははじめ方針決定の場で、女性は、特に高齢女性は、二重に消去されています。

これは男も一緒ですけど、まだまだ働ける 75 歳以上の男性の国会議員が、与党と野党と、私の知る限りでどちらもご立派な人間だと思う方が、75 歳になったからといって、立候補を辞退されました。男にしてそうです。

私は確かに今、年寄りが優遇されすぎている面もあると思いますけれど、国の方針決定に関しては、完全に高齢者が疎外されているってことを認識する必要があります。70歳以上の国会議員はごくわずかです。衆議院では非常にそれが目立ちますし、参議院においても、ほとんど1ケタもいないし、女性はおそらく、山東昭子さんが70歳を超えているくらいで、ほとんどゼロに近いと思います。その日本で、65歳以上人口は27%いるのです。

私は、政治は、若い方が中心になって当然だと思っております。「未来係数」というのを工夫して、余命から、70代が何人、60代が何人、やっぱり余命の長い30代はいっぱいとかね。私は、未来の形成はそれでいいと思ってますよ。若い方、がんばってください。しかし、70代も80代も90代も生きてるんです。死ぬまで人生現役なんです。そして「その年になってはじめてわかる」問題を抱え生きています。生きる“人間現役”なんです。100歳だって6〜7万人いる時代です。

少なくとも、その当事者に関わる政策については、その年齢の人にきちんと意見を聞いてほしいと思います。少し前のこと、75歳以上の後期高齢者医療制度づくりに、75歳以上の人はほとんど一人も関わっていませんでした。官僚も、国会議員も、有識者も。

私は、審議会の委員を数多くやってきましたけれど、ある時期から審議会の委員は70歳までと決められて（会場笑）、ですから、75歳以上の人は、こんな重要なことを決める審議会に一人もいませんでした。で、私、それを指摘して、久しぶりに私は国会の前で大演説をしました。やがて後期高齢者医療制度ってのが制度的に導入されまして、後期高齢者医療制度に関わる社会保障審議会（医療保険部会）には、75歳以上の人を男女一人ずつ入るようになり、女性では私が参加しています（会場笑・拍手）。

私は高齢者が方針決定について優位になんて、一つも思ってませんよ。だけど、やがて人口の3分の1が65歳以上になろうというとき、その年齢の有権者として多くの人が存在します。その世代の代表者が、少なくともその年齢層に深くかかわりがある政策を決めるときには、その人たちの意見が届いてほしいと思います。特別枠をつくってでも必要です。私もそれで入れてもらっているわけです。

そして、これから、子育ても、高齢者介護も、どこで行われるかということ、国はお金がないもんですから、国から県へ、県から市町村へと下ろしてきて、地域の中で互助せよ、と言っております。自治体の役割はますます重要です。

もちろん男性はがんばっています。いい研究しています。増田寛也さん、結論はともかく、彼は、日本の自治体の未来予測をし、女性（20歳から39歳）の地域への去就、つまり若い女性が外へ出ていってしまう比率をメルクマールに、日本を絶滅危惧種の自治体と、残存可能な自治体と、二つに分けて提示しました。メルクマールを、20歳から39歳の女性の去就で線を引いたってことには、敬意を表しております。

**若年女性人口減少率ランク別自治体数、議員数、女性議員数・比率
並びに女性議員ゼロ議会比率(2015年6月1日現在)**



出所：日本郵政グループ全国市区町村別(20~39歳女性)の将来推計人口数、早稲田大学総合女性と高齢センター「女性別推定資料2011年版」全国女性議員の議席数(2011年11月期)、全国市議会議員会派別市議会議員定数に関する調査結果(平成25(2013)年12月31日)、全国町村議会議員会派別(議員定数)に関する調査結果(2014年7月1日現在)及び「ワンストップ」による第18回統一地方選挙結果(市区町村別)のホームページ掲載の議員名簿。

で、私は彼の研究結果をお借りして、上図のような計算をさせてもらいました。増田氏の言う絶滅危惧種自治体で、女性議員は何%いるのか、他の自治体と比べて多いのか少ないのか。そして、“女性ゼロ議会”が、1,800ほどの自治体の中で300ほどあるのですが、この女性ゼロ議会が、生存可能な自治体と絶滅危惧種の自治体と、どっちに多いか。関係があるのか、ないのか。女性議員の比率というものと、自治体絶滅かどうかという問題に重ね合わせてみたのが、この図であります。

それで、雑誌『潮』などいくつかの雑誌に、去年、2～3カ所載りました。ですけど、新聞に発表するような機会がなかったので、反響は大きくありませんでした。でも読んでくれた女性議員がいる県議会では、いくつか質問に取り上げられたようでもあります。

結論を言えば、棒グラフの左側、要するに、絶滅しないほうの自治体の中で、女性議員の比率は14.4%でございました。絶滅するであろうと言われる絶滅危惧種の自治体の女性議員の比率は、はるかに少なく、8.9%でありました。

それから、存続可能であろうと言われる自治体の中で、女性ゼロ議会は1割ほどしかありませんでした。これに対して、女が逃げていく自治体の中でゼロ議会は29.2%と、ほとんど3倍の数値でありました。

このデータからだけでもはっきり言えるのは、「女性議員の多い自治体は自治体として存続する可能性がある、女性の議員がないまたは少ない自治体は滅びる可能性がある」。私は「バンザイ」と叫びました(会場笑)。「滅びるものは滅びよ」です。そして、なぜ、若い女性とその町からいなくなったかを今度こそ真剣に考えてほしい。

私は、ですから今回の参議院選挙もさることながら、この参院選もクオータ制が、実は議員立法で成立寸前まで来ましたが、最後のところで与野党の意見が合わず、成立しませんでした。でも私は、希望を持っています。クオータ制が、議員立法ではあるけれど、うまくいけばっていうところまで、今来たのです。やっぱり世の中は変わらないようにいて、課題はおなじじだけれど、必ず少しずつ前進します。私はクオータ制が非常に不十分であっても、なんらかの日の目を見るのは、もしかしたら私が生きている内に見られるのではない

かと思っております。

そして、なぜ女性たちがある種の地域からいなくなっていったか。

大都市における大銀行はじめ大企業は、女を結婚のために辞めさせるとか、子どもを産んだら辞めさせるというところは、この数年間はほとんどなくなりました。しかし地方へ行ったら、県庁所在地であっても、子どもを産んだら辞めてもらいたいという企業が、まだ多くを占めています。だから、女たちは出ていったのです。

そして親たちの介護をするとき、いったん嫁となったならば、自分の実家の親も倒れているのに、舅姑のほうの介護を優先させられて、倒れている自分の親のほうを頻繁に介護に行くと、我々親世代が50、60歳の嫁に向かって、「あんた、どっちの家の者なんだ」と言うのです。これが、まだ地域には残っているのです。

女性が中心になって、そして、女性だからこそその将来を見通す優しい心を持って地域をつくってほしい。子どもを産む側の女は、やっぱり、困っている人に早く気がつく傾向があります。

私は、ぜひこれからの地域は、困難を抱えた人を一人として置き去りにしない地域につくり上げて行ってほしい。男にその能力がないとは言いませんが、やっぱり、子どもを産む側の女性は、置き去りになりかけている人に余計気づく“気づき力”は持っていると思います。少なくとも、男女の両方の気づき力を合わせたほうがよい社会になります。

男の人は男の人で、また、長年この社会を支配してきた、その実力たるや、まことに恐るべきものがありまして、大いに参加していただきたいと思っております。

今、障がい者の世界で、“Nothing About Us Without Us”という言葉があります。意識すると「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」。これは障がい者たちが、障がい者の法律を、障がい者抜きに決められてきた歴史から発した、運動の合言葉だそうでございます。

去年、J-win というNPOが実施している、「ダイバーシティ」が一番進んでいる企業を表彰する催しで、審査委員長は私なのですが、厳正に審査して、「イオン」という会社が大賞を受けました。なぜならば、イオンは、まさに“Nothing About Us Without Us”—Without Women、これを尊重しております。重役会議から一現場の売場の会議に至るまで、女が一人もいない会議で決めた議決は無効にするということを、社内全体に適用したからです。

私たちの社会は、実は多くのことが女性抜きに決められているのです。女性ゼロ議会でなくて、例えば国会でも、女性がゼロの委員会などいくつかあるでしょうか。そして、職場へ行けば、ますますもって女性がいなくて決められ、さっき言ったように、70歳以上の女のことなんか、全然女の意見も聞かずに決められています。

私たち、勇気を持って、自分の立場から発言してまいりましょう。

あるとき長野県が常に日本トップクラスの長寿県である理由が何だろうと議論を聞きました。長野県は別に、県会議員や自治体議員が日本一ではありません。ただ、恐らくこれが理由だろうと県の担当者が言われたのは、公民館などフリーアクセスの場所が日本一多い。そ

して自治体発令の地区委員がとても多い県なんだそうです。で、女性が地域の役員になる例も多い。もしかしたら、そういう地域のなんらかの方針決定の場に参入する、参画する場に女性が増えていくことが、健康優良県につながっているのではないかと。

この次の地方選挙に、今日ここにいらっしゃる方がたから、一人でも二人でも、自治体議員が生まれることを心から願っております。

そして、来るたびに私は、北九州市、福岡市から、たくさんの刺激をいただいております。もしかしたら、定年後の女性活躍は、この北九州、福岡の地から広がるのでは。「70歳現役応援センター」なんていうセクションが、県庁の中にある県を私はほかに知りません。

どうぞ、定年後の女性・男性の活躍は北九州から広がりますように。年寄りが元気で、年寄りが夢を持たなければ、なんでやがて年をとる若い者が、夢が持てますか。夕陽が輝けば、明日は晴れるのです。以上です（拍手）。

※本稿は、2016年7月8日に開催した第1回 WWAS 国際会議フォローアップ会議 北九州タウンミーティング「高齢化する社会と地域における女性の活躍」の基調講演を収録したものです。

なぜ彼女たちはヴェールを着用し始めたのか

もりた とよこ
森田 豊子*

2015年11月13日のパリ襲撃事件から1年が経った。英国は国民投票でEUからの離脱を決め、米国では移民排斥を訴えるトランプ氏が次期大統領に当選した。フランスでは極右政党のル・ペン率いる国民戦線が躍進している。これらの背景には移民の問題がある。特に問題とされているのは、ムスリム移民である。オイルショック(1973年)以降、新たな移民の受け入れを制限した欧州に定住することを決めた中東や北アフリカからの移民たちの2世は2001年の9・11事件後の「イスラーム嫌い(イスラームフォビア)」に直面する。「イスラーム＝テロ」というレッテルから、女性たちがかぶるヴェールも問題視された。2004年にフランスで成立した、公立学校でこれみよがしな宗教的表象を禁止する法律は、さすがにムスリムのヴェールだけを禁止するものではなかった。しかし、2010年に成立した「公共空間において顔を隠すことを禁止した法律(いわゆるブルカ禁止令)」が対象にしているのは、イスラーム教徒の女性たちのヴェールだった。理由として挙げられるのは、ヴェールは女性が抑圧されている象徴であるということだ。2016年夏にはイスラーム教徒の女性がビーチで着用する水着(ブルキニ)を禁止する条例が物議をかもした。

彼女たちは強制されてヴェールをかぶっ

ているのだろうか。ヴェールを脱ぐことは解放なのだろうか。ここで紹介する2冊はそんな疑問に一石を投じるものである。エジプトもインドネシアも人口の9割がイスラーム教徒の国であるが、法律でヴェールが強制されているわけではない。しかし、これらの国で自らヴェールをかぶろうとする女性たちが増加しているという。近代化が進むと宗教は色褪せ、女性は「解放され」てヴェールを脱ぐだろうという単純な図式では説明のつかないこの現象について、それぞれの考察を見ていこう。

後藤絵美『神のためにまとうヴェール-現代エジプトの女性とイスラーム』中央公論新社、2014年

本書は2部5章から成る。第1部「聖典とヴェール」では、イスラームの聖典クルアーンにおけるヴェールの解釈及びヴェール着用の議論について書かれている。第1章「クルアーンとヴェール」では、クルアーンにあるヴェールに関する3つの啓示が下された状況とそれらの意味についてイスラームの古典文献を使って明らかにしている。歴史的資料によれば、イスラーム以前に中東や地中海沿岸地域で女性がヴェールを着用することは珍しくなかった。そんな中、預言者ムハンマドによってヴェールの啓示がもたらされた背景には、預言者の妻

*鹿児島大学グローバルセンター特任准教授

や娘が奴隷女性と間違えられて嫌がらせを受け、自分が守られた女性であることを知らせるため、慎みのない者たちから女性たちを守るための隔たりが必要とされたからだという。さらに、「外にあらわれているもの以外、飾りを見せないように」という啓示では、覆うべきは奴隷女性ではない「自由女性」の「顔と両手を除いた」身体部位とされた。そうするとヴェールをかぶるのは「自由女性」だけとなるが、そこに「フィットナ」という女性の誘惑による社会の混乱という概念をもとに、奴隷女性でも非ムスリムでも女性の身体を覆うべきであるという主張へと変わっていった。

第 2 章の「現代エジプトと『ヒジャーブ』」では、一般に頭髪や身体を覆うために着用するものを指す「ヒジャーブ」という言葉の意味の解釈をめぐる論争について書かれている。1994 年に掲載された記事に、ヒジャーブは衣服ではなく帳（とばり）を意味するものであること、また、クルアーンの啓示でヒジャーブが必要であるとされたのは奴隷女性と自由女性を見分けるためであるから、奴隷女性がいらない現在、ヒジャーブは義務ではないと書かれていた。それへの反論で、啓示による命令はムスリム全体に対するものだと論争がおきた。筆者はこれらの論争の根拠となる典拠や記述が恣意的に取捨選択されていることを明らかにした。ヒジャーブが義務かどうかの議論はその後も続いたが、2000 年代頃からヒジャーブが義務であるという声が社会の中でますます高まってきたという。

そこで、第 2 部ではどうして女性たちがヒジャーブをかぶり始めたのかの分析へと移る。第 3 章「ヒジャーブをまとうまで」は、エジプトの国立大学の学生組織であるイス

ラーム団体が発行する宗教冊子、説教師が宗教講話を録音したカセットテープの中で語られるヒジャーブが取り上げられている。ある宗教冊子では 4 人の女性の会話形式で話が進められる。4 人のうち 1 人しかヒジャーブをまわっていないが、もう 1 人の女性が説得を受け入れ、ヒジャーブを身につけるようになった。ここでは、ヒジャーブの着用がムスリムの義務であり、ヴェールの着用によって敬虔であると見なされ、男性の視線や悪質な行為から身を守ることができ、同時に、社会的に不道徳とされている行為を予防できることで、社会の秩序を守ることできると説明されている。また、敬虔な女性であると見なされることで、結婚相手に純潔を求める傾向のある男性にとって価値のある女性でいられるというのである。

第 4 章「人気説教師とヒジャーブ」では、彼の影響により多くの女性たちがヴェールをまとうようになった説教師アルム・ハーリドの説教を分析している。ハーリドの説教の特徴は「女性のフィットナ」という言葉を用いないことである。女性のフィットナとは女性の魅力による誘惑が引き金となる災いのことであり、ここから女性が有害で恐ろしい存在と見なされることになる。しかし、ハーリドは自尊心である「ハヤー」を用いて論じた。フィットナ論では男性が女性を守るために、また男性が女性の誘惑という試練に打ち勝つためにヒジャーブをまわせることになるが、ハヤー論は女性自身の内面に訴えかけるものである。女性が男性に影響力を持つことを自覚した女性たちが自らヒジャーブを身につけるのだという論理となる。

そこから、第 5 章「芸能人女性の『悔悛』

とヒジャーブ」は、ヒジャーブをまとい始めた女性の例として、芸能人を取り上げている。エジプトでは、過去 25 年の間に 40 人以上の有名芸能人がヒジャーブの着用を選択し、引退したり、活動の場を変えたりした。彼女たちは「悔悛した芸能人女性たち」と呼ばれた。この現象をまとめた冊子の分析によれば、その経験にはいくつか共通点があった。病や近親者の死に直面したときに、夢を見たことによって、また巡礼や礼拝などの宗教行為の中で、女性たちはヒジャーブの着用を決意したという。

これまでヒジャーブについて、イスラーム以前の古典文献からクルアーンの啓示の注釈書など実に幅広い宗教的な根拠から多様に解釈されてきた。そんな中、現代エジプトで女性たちが「神のために」、「ムスリムだから」とヒジャーブを着用し始めた。ヴェール着用者が増加する現象の背景に、女性が主体的にヒジャーブを着用しようとするきっかけとなる「信仰心」とヒジャーブをつなぐ言説が、社会の中に、そして個々人の中に広く深く浸透するという状況があったことが本書で明らかになった。ヴェールを着用するムスリムの増加については、エジプトだけでなく、各地で観察されており、それぞれの歴史や文化に基づく説明がなされるだろうが、本研究による説明と共通する点も見つかるはずであると締めくくられている。

野中葉『インドネシアのムスリムファッションーなぜイスラームの女性たちのヴェールはカラフルになったのか』福村出版、2015 年

本書は 6 章と終章から成る。第 1 章「ヴェールをめぐる様々な議論」では、一般にヴェールが女性蔑視の象徴とされ、ヴェールの着用がテロと結びつけて捉えられているが、エジプトなどイスラーム諸国では 1970 年代頃から都市部の女性たちの間で「再ヴェール化」が起きている現状がある。インドネシアではスハルト体制後期から民主化黎明期の時代において、先駆的にヴェールを着用し始める女性が出始めた。先行研究では、女性たちは土着性や西洋的近代性への決別、体制に押しつけられた役割への抵抗などの理由で着用を始めたと言われた。時代が下り、スハルト崩壊後の社会が安定すると、近代教育を享受し始めた女性たちが自らの選択で着用するかどうか決めているという研究や、社会的プレッシャーや経済的な理由によりヴェール着用者の増加を説明する研究も見られた。本書はこれらの先行研究を踏まえ、1980 年代以降からの女性たちのヴェール化についてインタビューなどを中心に分析している。

第 2 章「インドネシアのイスラーム - 『亜流』のイスラーム?」では、インドネシアのイスラームの特徴について述べられている。インドネシアは人口の 9 割がイスラーム教徒であるが、イスラームは国教ではなく、6 つの宗教が公式宗教となっている。多様な宗教、文化、政治的イデオロギーでいくつかの文化類型に分かれるとされてきたインドネシアでは独自のイスラームのあり方が見られたが、1980 年代頃からの開発独裁による生活レベルと教育レベルの向

上によって生まれた都市部の中間層の中で、イスラーム的にふるまうことが経済的に成功した象徴となり、ライフスタイルのイスラーム化が進行した。1998年にスハルト体制が崩壊すると、スハルト時代の学生運動ダアワ運動のメンバーたちが創設した政党が勢力を拡大した。ダアワ運動とは大学生たちがイスラームを学び、実践しながら学内や周囲にイスラームを広め、よりよいイスラームの理解と実践を呼びかける運動である。スハルト崩壊後の民主化とイスラーム主義の台頭の時代、ジルバブと呼ばれるヴェールをまとった女性が出始め、2004年にユドヨノ政権が誕生して政治が安定化すると、ヴェールの着用の増加は加速したという。

第 3 章「『ジルバブ』着用者の出現と拡大」では、ヴェール着用の増加の経緯が書かれている。1980年代以前、ヴェールの着用はごく少数に限られていた。1980年代以降、アラブ世界でヴェール着用の増加現象は「再ヴェール化」と呼ばれたが、インドネシアでは「初めてのヴェール化」といえる現象であったという。開発独裁であったスハルト体制は、大学生たちが始めたダアワ運動の締め付けのために学校でのヴェール着用を一時禁止した。この措置への反対運動の中で、女性たちが着用し始めたヴェールは「ジルバブ」とばれた。1990年代からスハルトはイスラームに対する態度を軟化し、学校でのヴェール着用を解禁した。大学ダアワ運動のメンバーや卒業生たちは政党を立ち上げ、スハルト退陣の原動力となった。この運動の女性メンバーたちは、少数であったが白いジルバブを着用して政治活動に参加していた。

第 4 章「ジルバブを着用した女性たちの

証言」では、筆者の 8 人の女性へのインタビューから浮かび上がる 1990 年代初頭から 200 年代初頭にかけてジルバブ着用を始めた女性たちについての分析である。彼女たちのうち 5 人は高校時代からジルバブの着用を始めた。宗教学校に通う 1 人を除いた 4 人は、高校でロヒスと呼ばれるイスラーム組織の活動に参加し、そのきっかけはプサントレン・キラットと呼ばれるラマダン月に宗教学校で行われるイスラーム教室への参加だった。他方、大学からジルバブを着用し始めた女性たちの中には、進学先で多くの女性たちが着用していたから自分も着用を始めたという者、朝と夜だけイスラームを学ぶ大学プサントレンという施設で学んだ者、独学で学んだ者とイスラームの学び方は多様だった。

彼女たちのほとんどは、その家族が着用していなかったため、周囲からは驚きをもって受け止められた。彼女たちが身につけるジルバブには、大きく分けて厚い布で大きなタイプと大きすぎず、厚すぎない「中庸」のタイプがあり、大学のダアワ活動などで活発に活動している女性たちの多くは大きくて厚いジルバブを着用する傾向があった。彼女たちはジルバブを着用することで、男性のからかいから身を守り、外見ではなく、内側の美しさを見てもらえること、感情や行動を自制できると答えた。大学卒業後の職場でもジルバブを着用し続け、次の世代にもつなげていきたいと考えている。さらに、これらのヴェール着用者たちの中にはインドネシアのイスラーム政党である福祉正義党の支持者や党員になって活動する者もいた。

第 5 章「女性向けイスラーム短編小説の広がり」では、1990 年代から 2000 年代初頭にかけて若い女性たちの間で流行したイ

スラーム短編小説の広がりについての検証である。1980年代以降、イスラーム関連書籍が市場に流通し、また、スハルト体制下の教育水準と生活水準の向上に伴った大衆文学の発展から、イスラーム短編小説専門雑誌『アニーダ』が創刊された。この雑誌の読者の85%は女性で73%は首都圏に住んでいた。出版社の創設者や編集部、作家たちの多くは大学ダアワ運動に参加していた。また、新たな作家の育成のためのネットワーク「ペンの輪フォーラム」も、その人気を支えた。イスラーム短編小説の多くは、都市部に暮らす若い女性である主人公がイスラームに触れ、イスラームに傾倒していく姿が描かれている。これらの短編小説をきっかけにヴェールをかぶり始めることもあった。しかし、あまりに大量に出版され、2000年代半ば頃までに社会においてイスラームが急速に受容され、ジルバブ着用者が多数派になるほど増加したために、このブームは沈静化した。『アニーダ』は2005年に休刊した。これらの小説を読んだ女性たちは成長し、次の世代の女性たちが現れた。

第6章「『ジルバブ』から『ヒジャーブ』へ」では、2000年代前半から現在までの、新しいヴェール着用の広がりについて述べられている。2000年代初頭まで着用されてきた布で頭を覆ってピンで留めるスタイルのジルバブに対して、すでに縫製されて穴から顔を出すだけで着用できる「インスタント・ジルバブ」や「ブルゴ」が登場するなど、新しいヴェールのかぶり方が見られるようになった。その背景に、自らがヴェールをかぶり始め、ファッション誌の編集者になった女性たちがいた。インドネシア発のムスリムファッションは、政府の後押しもあり、海外進出を目指した。新し

いヴェールは、ジルバブと比べてカラフルでファッショナブルであることが特徴だ。デザイナーたちが「ヒジャーバーズ・コミュニティ」を設立し、イスラーム勉強会やトークショーなどの活動をするようになると、この活動は各地に拡大しジルバブは「ヒジャーブ」と呼ばれるようになった。このコミュニティの参加者たちは大学のダアワ運動とは関わりのないものであり、これまで一般の人々がジルバブに抱いていたネガティブな印象を払拭するものであった。ファッショナブルなヴェールやムスリム服は、これまでヴェール着用者が登場してこなかったインドネシア映画にも現れるようになった。ヴェールの多様な形が見られるようになったインドネシアでは、多様な解釈が存在し、多様な主体が自らの正当性を主張しているのが現状である。

このように、本書では1980年代から現在まで、インドネシアにおけるヴェールの着用をめぐる現象について、女性たちの意識の変化を政治や社会の変化とあわせて考察されている。現代インドネシアでは、1980年代以降、大学ダアワ運動に関わる女性たちによるジルバブ着用と、2000年代にはいつてからのファッション業界と政府が牽引したヒジャーバーズと呼ばれる女性たちによるカラフルでファッショナブルなヒジャーブの着用という大きく分けて2つの潮流が見られる。インドネシアの多様で寛容なイスラームが多様なヴェールを生み出し、今後も変化を続けながら拡大するであろうと筆者は結んでいる。

これらの2つの著作から、イスラーム諸国で見られてきたヴェール着用の増加現象をよりよく理解することができるだろう。欧米社会で考えられているような、女性た

ちが強制的にヴェールを着用させられているという状況は見られない。いずれの例でも自らイスラームを学び、主体的にヴェール着用を選択している。これまで一部の男性の宗教エリートたちによって狭い世界の中で語られてきたイスラームの知が、近代化やグローバル化に伴い、小説や映画など様々なメディアを通して拡散している現代社会において、女性たちが主体的な選択としてヴェールをまとうのだという。

しかし、ここで気になったことは、これらの論考ではヴェールをまとう決心をした女性側の見解だけが取り上げられていることだ。ヴェールをかぶる女性が増加しているかどうか、それを統計などで計測することは難しい。長期間に渡る観察が必要となる。1990 年以降の多くの研究者が 1970 年代以降くらいからヴェールを被る女性が増えたとの印象を語っていることから、筆者たちが言うように、ヴェールを被る女性たちは増加していることは間違いないのだろう。しかし、これまでヴェールをかぶっていたがかぶらないことを決意した女性はいなかったのだろうか。また、そういった女性たちは何を根拠としてヴェール着用をやめたのだろうか。また、1 人の人間が、TPO に応じて戦略的にヴェールのかぶり方を変えることはないのだろうか。また、その場合、彼女たちはそうする根拠を持っているのだろうか、という疑問が生じる。このような「少数派」の見解についても今後の研究で明らかにされることが望まれる。

どちらの論考も、それぞれのフィールドと長年関わってきた、現場を熟知している研究者による研究であり、その点でも信頼できる分析となっている。ヴェールを単に

抑圧の道具として捉えるのではなく、当事者たちの現状を知ることから共生が始まるのではないだろうか。

2016年度研究報告会・セミナー

1. 北九州・戸畑の発展と婦人会の公害反対運動の歴史

日時：2016年4月17日（日）13：00～15：30

場所：北九州市男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

テーマ及び講師：

(ア) 「戸畑発電所の果たした歴史的役割と降灰問題」

加島篤（北九州工業高等専門学校生産デザイン工学科教授）

(イ) 「戸畑婦人会の公害反対運動の歴史」

神崎智子（アジア女性交流・研究フォーラム主席研究員）

2. イランの婚活—イランにおける社会変化と結婚事情—

日時：2016年5月29日（日）10：00～12：00

場所：北九州市男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

テーマ：「イランの婚活—イランにおける社会変化と結婚事情—」

講師：森田豊子（鹿児島大学グローバルセンター特任准教授）

3. 第1回 WWAS 国際会議フォローアップ会議 北九州タウンミーティング 「高齢化する社会と地域における女性の活躍」

日時：2016年7月8日（金）13：30～16：30

場所：北九州市男女共同参画センター・ムーブ 大セミナールーム

(ア) 基調講演「高齢化する社会と地域における女性の活躍」

樋口恵子（NPO 法人高齢社会をよくする女性の会理事長）

(イ) 第1回 WWAS 国際会議報告「ポジティブな変革への示唆」

松田美幸（WWAS 2016 国際会議運営委員会副委員長・

福岡県男女共同参画センターあすばる館長）

(ウ) パネル・ディスカッション

「高齢化する社会と地域における女性の活躍—北九州市のこれから—」

《パネリスト》

樋口恵子

大庭千賀子（北九州市企画調整局地方創生推進室特区担当部長）

関宣昭（NPO 法人里山を考える会代表）

Stephanie A. Weston（福岡大学法学部教授）

《モデレーター》

松田美幸

4. 高齢化するアジアの未来—『高齢者』・『女性』という人財—

日時：2016年9月21日（水）13：00～15：00

場所：北九州市男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

テーマ：「高齢化するアジアの未来—『高齢者』・『女性』という人財—」

講師：小川全夫（福岡アジア都市研究所特別研究員）

5. 家族の絆って何？—日本とインドネシアを比較して考える—

日時：2016年10月23日（日）10：00～12：00

場所：北九州市男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

テーマ：「家族の絆って何？—日本とインドネシアを比較して考える—」

講師：正田京子（鹿児島県立短期大学准教授）

6. 日本より進んでいる？中国の子育てとイクメン—北京在住ジャーナリストが見る中国社会—

日時：2017年1月24日（火）13：30～15：30

場所：北九州市男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

テーマ：「日本より進んでいる？中国の子育てとイクメン—北京在住ジャーナリストが見る中国社会—」

講師：斎藤淳子（北京在住ライター）

7. 第28回KFAW研究報告会

日時：2017年3月28日（火）13：00～15：00

場所：北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 小セミナールーム

テーマ及び報告者：

(ア) 「韓国、日本及びフィリピンの男女平等度—ジェンダー格差指数からみた—考察—」
堀内光子（アジア女性交流・研究フォーラム理事長）

(イ) 「インドネシア西ジャワ州の村落における婦人会活動と女性の生活」
神崎智子（アジア女性交流・研究フォーラム主席研究員）

K F A W出版物バックナンバー

アジア女性研究

第12号	持続可能な開発—ジェンダーの視点から	(2003.3)	1000円
第13号	ICTとジェンダー	(2004.3)	1000円
第14号	人間の安全保障とジェンダー	(2005.3)	1000円
第15号	グローバル化とジェンダー	(2006.3)	1000円
第16号	ジェンダーと政治(ポリティクス)	(2007.3)	1000円
第17号	福祉とジェンダー	(2008.3)	1000円
第18号	科学とジェンダー—主体として、対象としての現在	(2009.3)	1000円
第19号		(2010.3)	配布
別冊	アジア女性学の動向	(2010.3)	配布
第20号(2011.3)～第25号(2016.3)			配布

Journal of Asian Women's Studies

Volume 12	Cairo+10: Reviewing Reproductive Health and Rights	(2003.12)	1000円
Volume 13	ICT and Gender	(2004.12)	1000円
Volume 14		(2005.12)	1000円
Volume 15		(2006.12)	1000円
Volume 16		(2007.12)	1000円
Volume 17	Welfare and Gender	(2008.12)	1000円

※以降は、KFAW ホームページに E-Journal として掲載しています。

K F A W調査研究報告書

Vol. 2014-1	「夫婦間の性別役割分業はなぜ変わらないのか—既婚女性へのインタビュー調査から探る」(2015年3月)
Vol. 2014-2	「グローバリゼーションに対する認識と英語力—韓国女性と日本人女性との比較—」(2015年3月)
Vol. 2015-1	「地域社会における女性団体の活動に関する研究—北九州市の女性団体を中心に—」(2016年3月)
Vol. 2015-2	「移住によって潜在能力は発揮できるか? ジェンダーの視点で見た滞日ネパール人の特徴」(2016年3月)
Vol. 2015-3	「台湾・マレーシアにおける女性に対する暴力被害者支援の研究」(2016年3月)

K F A W事業報告書

第1回 WWAS 国際会議フォローアップ会議 北九州タウンミーティング「高齢化する社会と地域における女性の活躍」報告書 (2017年1月)

その他刊行物については当財団ホームページ
<http://www.kfaw.or.jp/publication/> をご覧ください。

編集後記



アジア女性研究は創刊以来、時代のニーズに即したジェンダーや男女共同参画に関する課題についての研究論文を掲載してきました。本号は、北九州市が政令都市の中でも高齢化率が最も進んでいることから今年度7月に開催したタウンミーティング「高齢化する社会と地域における女性の活躍」より樋口恵子氏の基調講演の内容も掲載しております。「『女性だから』『高齢だから』と自分の中に壁を作らずに積極的に地域社会へ参画しましょう」とのエールをいただき、アジア女性交流・研究フォーラムも、多くの方が自由に集まり、情報を得、意見を交換し交流の機会を得られる、参画の「広場（フォーラム）」となるよう、尽力していきたくと改めて思いました。（菜）

2020年東京五輪のゴルフ競技会場に予定されているゴルフ場が、女性の正会員を認めていないことが問題になっていますが、30年以上も前の1985年、「女子差別撤廃条約」の批准を国会審議している最中の日曜日、外務省と在京の外国大使の懇親ゴルフ大会の会場となったゴルフ場が、「土日は女性お断り」を理由に森山真弓外務政務次官のプレーを断り、大きく新聞報道されました。因みに、森山氏は2カ月後のナイロビ世界女性会議の日本政府首席代表を務めることにもなっていました。国会でも取り上げられ、当時の外務大臣・安倍晋太郎氏は、遺憾の意を示しました。これは、女子差別撤廃条約の余談ですが、昨今の報道に「いつの話？」という感があります。（智）

『アジア女性研究』第26号

平成29年3月発行

編集、発行

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4 北九州市大手町ビル3F

Tel:(093)583-3434, Fax:(093)583-5195, E-mail:research@kfaw.or.jp

Website:<http://www.kfaw.or.jp>

印刷

総合印刷 よしみ工産株式会社

© 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム 2016

本誌の無断転載・複写を禁ずる



公益財団法人
アジア女性交流・研究フォーラム
KITAKYUSHU FORUM ON ASIAN WOMEN



この印刷物は、自然環境に優しい大豆インクを使用しております。